

平成25年 第1回

# 身延町議会定例会会議録

平成25年3月 4日 開会

平成25年3月13日 閉会

山梨県身延町議会

平成 2 5 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 4 日

平成25年第1回身延町議会定例会（1日目）

平成25年3月 4日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長施政方針
- 日程第5 教育委員長教育方針
- 日程第6 提出議案の報告並びに上程
- 日程第7 提出議案の説明

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

- |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 佐野 富雄 | 2番  | 柿島 良行 |
| 3番  | 野島 俊博 | 4番  | 望月 明  |
| 5番  | 河井 淳  | 6番  | 芦澤 健拓 |
| 7番  | 松浦 隆  | 8番  | 深沢 脩二 |
| 9番  | 草間 天  | 10番 | 川口 福三 |
| 11番 | 渡辺 文子 | 12番 | 穂坂 英勝 |
| 13番 | 伊藤 文雄 | 14番 | 望月 広喜 |
| 15番 | 望月 秀哉 | 16番 | 福與 三郎 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員（3人）

- |    |      |    |       |
|----|------|----|-------|
| 7番 | 松浦 隆 | 8番 | 深沢 脩二 |
| 9番 | 草間 天 |    |       |

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課副主幹	遠藤基
会計管理者		近藤正国	財政課長	笠井一雄
政策室長		丸山優	町民課長	佐野文昭
税務課長		笠井祥一	身延支所長	千頭和勝彦
下部支所長		高野恒徳	教育委員長	渡邊勢津子
教育長		鈴木高吉	学校教育課長	渡辺明彦
生涯学習課長		佐野勇夫	福祉保健課長	笠井喜孝
子育て支援課長		中村京子	建設課長	藤田政士
産業課長		竹ノ内強	土地対策課長	柿島利巳
観光課長		熊谷文彦	環境下水道課長	樋川信
水道課長		遠藤庄一		

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 秋山和子

録音係 幡野弘

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（秋山和子君）

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（福與三郎君）

本日は大変ご苦労さまでございます。

平成25年身延町議会第1回定例会の開会にあたり一言あいさつを申し上げます。

3月に入り寒さも緩み、これからは日増しに温かくなり過ごしやすい季節となると思います。しかし政局ではTPPを巡って揺れ動いているというふうな状況でありまして、まだまだ春も遠いのかなというふうな感じをいたしております。

議員各位には年度末で何かとお忙しい中をご出席いただきまして心から敬意を表す次第であります。

さて、本定例会は平成25年度当初予算案を審議する最も重要な会議であります。町長から提出されます諸議案は多種多様にわたり膨大なものであります。いずれも重要な内容を有するものでございますが議事が円滑に進められるよう慎重なご審議により適正・妥当な結論を得られますようお願いを申し上げます。

早春とは申しまして寒暖の差が激しい時期であります。各位にはご自愛の上、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願いを申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。

なお、議事に入る前に報告をさせていただきます。

赤坂総務課長が病氣療養中のため総務課遠藤基副主幹が今会期中、出席をすることを許可しましたのでご了承を願いたいと存じます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第116条の規定によって、

7番 松浦 隆君

8番 深沢脩二君

9番 草間 天君

以上3名を会議録署名議員に指名いたします。

日程第2 会期の決定を行います。

お諮りいたします。

本定例会の会期は平成25年3月4日から3月13日までの10日間とすることに異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は平成25年3月4日から3月13日までの10日間とすることに決定いたしました。

#### 日程第3 諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定に基づき議長から本定例会に執行部の出席を求めたところ、お手元に配布のとおり出席の通知がありました。

次に議会としての報告事項は、お手元に配布のとおり各種行事等に参加しておりますのでご了承をいただきたいと存じます。

#### 日程第4 町長施政方針。

町長が施政方針を行います。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

おはようございます。

大変寒い春でしたが、3月に入り梅の花も開き春が感じられる季節になってまいりました。

平成25年身延町議会第1回定例会を招集しましたところ議員の皆さまにはご多忙の中、全員の出席をいただき厚くお礼を申し上げます。

私は昨年10月24日2期目の就任から4カ月が経過いたしました。厳しい財政状況が続いておりますが、このようなときこそ職員の和が必要であります。住みよい身延町を目指して職員ともども頑張らせていただいております。

この間、国においては政権の交代があり誕生した第2次安倍政権は金融対策、財政対策、成長戦略を経済再生への3本の矢と定め、これの同時展開によりデフレ・円高から脱却し、経済再生を図るとしてアベノミクスを始動いたしました。

私はスタートダッシュは評価されると思いますが、過去の政権が取り組みながら達成できなかった成長戦略をしっかりと成功させるよう願うものであります。

さらに沖縄・尖閣諸島の問題であります。

オバマ米政権1期目の仕事納めの1月18日、退任を表明しているクリントン国務長官は尖閣諸島には日本の施政権が及ぶ。そしてその日本の施政権を侵そうという、いかなる一方的な行動にも反対するといった中国を念頭に一方的な行動と踏み込んだ発言をされておりますが、依然として沖縄・尖閣諸島の守りは安倍政権の重要な政策になっていると考え、これへの対応をも期待したいと思っております。

さて安倍政権への交代により国の重点施策等も変わり、金融緩和を強化する道筋を付け13年度予算案を閣議決定しました。政府は24年度補正予算案を合わせて15カ月予算と位置づけ、歳出総額を103兆円規模、新たな借金も50兆円と膨らむなど厳しい財政状況の中、また高齢化に伴う社会保障関係費の増大や東日本大震災の復旧に充てる復興債などを含む国債を発行したことが影響し、国の借金は24年9月時点で983兆円に膨れあがっており、1千兆円の台が迫っています。

国の借金をわが国の人口で割りますと国民1人当たり約771万円余りの借金を背負っていることとなり、1世帯当たり平均所得が538万円ですので一朝一夕に返還できる金額ではな

いことは一目瞭然であります。

ちなみにわが町の地方債残高は平成24年度末の見込みで特別会計も含め157億4万7千円で平成23年度末に比べ9億2,252万円の減であります。これをわが町の平成25年2月1日現在の人口1万4,285人で割りますと町民1人当たり109万9千円となり、前年度比5万6千円の減となります。

今後も本町の財政運営において地方債残高の抑制は不可欠でありますので、地方債の発行に際しましては対象事業の選択に十分配慮してまいりたいと思います。

次に今回、提案させていただいております一般会計補正予算ならびに特別会計補正予算につきましては、今年度事業の精査により歳入歳出予算科目全般にわたって減額とし、一般会計では国の経済対策における公共事業等の大型補正予算に対します事業費を追加いたしました。

まず歳入ですが、国・県支出金につきましては主に児童および社会福祉関係事業における年度内事業量を考慮し、それぞれの負担に応じて減額等の補正をさせていただきました。

また国の補正予算に対します事業の財源として国庫支出金を追加いたしました。さらに地方交付税につきましては5億4,308万6千円、繰越金3億7,482万円を追加補正させていただき、今後の財政基盤の強化を図るための財源としてそれぞれ基金への積み立ておよび繰上償還へ充てる予定でございます。

次に歳出ですが、歳入予算で申し上げましたとおり年度内の各事業量に応じてそれぞれの予算について増減をさせていただいたところでございます。その中で農林水産業費および土木費では国の補正予算であります緊急経済対策の事業費を追加しております。また諸支出金の財政調整基金へ4億円、公共施設整備基金へ4億円の元金積立金を追加補正いたしました。さらに財政健全化を図るべく後年度負担の軽減を目的に3億円余りを繰上償還させていただきます。これらを追加補正することで今後の合併算定替え終了期間を見据えた財政運営を図っていきたいと考えております。

また補正予算のうち第2表において国の補正予算の事業に伴う農林業基盤整備事業、町道等基幹整備等を繰越明許費の補正をさせていただきました。

繰越事業につきましては事業の早期完成を目指し、職員一丸となって取り組んでまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

次に平成25年度の身延町一般会計予算は総額88億1,392万円で対前年比11.3%の増としたところであります。ここ4年間続けて対前年度予算額を下回っていましたが4年ぶりに前年度予算額を上回りました。この主な要因といたしましては25年度と26年度の継続事業で行われます防災行政無線デジタル化更新事業および身延地区公民館下山分館建築事業、ならびに平成15年度に借入れしました臨時財政対策債の借り換えに伴う公債費の増であります。

本町の一般財源の主なものにつきましては町税13億5,523万1千円を計上させていただきました。また地方交付税総額は地方交付税と臨時財政対策債を合算した44億5,200万円の計上となり、歳入全体の50.5%を占め自主財源である町税が全体の15.4%であることから改めて国への財源依存度の高さを再認識したところでもあります。

本年度の主な事業につきましては国の施策に基づきまして緊急雇用対策として緊急雇用創出事業特例基金事業の経費5,119万円余りを、また今年山梨県内で開催をされます第28回国民文化祭やまなしでの本町開催事業の経費1,022万円を計上いたしました。

また町民への交通網の充実を図るため、デマンド交通システム事業および赤字バス路線の維持費ならびに町有バス運行経費等に7,271万円を計上いたしました。さらに昨年度に引き続き環境にやさしいまちづくりを推進することを目的とした住宅用太陽光発電システムを設置した者に対する補助金として200万円を計上いたしました。

次に地域拠点施設となる身延地区公民館下山分館新築事業の設計費1,400万円余を計上いたしました。また防災行政無線デジタル化更新事業に3億9,190万円余りを計上いたしました。この事業は平成26年度との継続費を設定しており2カ年による施設整備を行っていく予定であります。

次に地域基盤整備事業として町道整備等を継続的に実施し、さらに農林業の基盤整備や有害鳥獣対策経費を充実させました。さらに町北部地域において実施している中山間総合整備事業の本格的な事業実施が一昨年度から継続的に行われています。さらに合併前からの継続事業でありました林道三石山線開設事業も今年度で終了し、25年度に全線開通の運びとなることから広域基幹林道の充実が一層図られるものと大いに期待しております。

特別会計につきましては、身延町国民健康保険特別会計ほか21の特別会計により総額61億8,125万5千円となったところであります。この中にはライフラインの整備としての簡易水道事業、また平成24年度中に建物を解体しました跡地を造成し、定住事業の一環として分譲地として販売してまいります土地開発事業特別会計も含まれております。

また社会保障制度の一端を担う国民健康保険特別会計においては医療負担の増額に伴い、大変厳しい状況になっております。したがって当初予算におきましては一般会計から8,371万円余りを借り入れての予算となっております。この借入金は2年連続国保税率を改正している状況を考慮したものでありますのでご理解とご協力をいただきたいと思います。

次にインフラの老朽化問題についてであります。

昨年の12月、中央自動車道笹子トンネル天井板崩落事故は日本人にインフラの老朽化問題を現実のものであることを知らしめました。建設後35年経過したトンネルの金属製付属物の経年劣化による破損が主な事故原因であるようです。

これは単に通行量が多い高速道路で起きた老朽化による事故で片付けられません。本町にも町道をはじめ橋梁、トンネル等あるいは町営住宅、学校、保育所、社会教育施設等々、老朽化している施設を数多く抱えております。これらのほとんどは高度成長期に整備されたものであります。これに対応するため、これまで本町では建て替え等も含めた中で旧下部町役場庁舎、下山・曙町民プール、旧西嶋公民館や下部開発センター、今年度は原町民体育館、古関小学校等を解体してまいりました。

さて、本町におきましても平成23年度から町営住宅の長寿命化計画、平成24年度には橋梁の長寿命化修繕計画を策定し老朽化していくインフラの修繕に対処する準備をしてきましたが今回、国が平成24年度の補正予算において過去2番目となる1兆3千億円の大型経済対策を打ち出し、その中に地域の元気臨時交付金を創設いたしました。この経済対策の元気交付金を使って平成24年度の3月補正予算で林業土木費に林道トンネル点検業務を委託料274万6千円、土木総務費に道路ストック点検事業としてトンネルや舗装、法面擁壁等の点検をするため5千万円を計上させていただきました。

一方、平成25年度の当初予算では橋梁の長寿命化修繕計画による橋梁の修繕、耐震補強工事費等を詳細設計経費含みで8千万円計上させていただきました。この修繕や耐震工事につき

ましてはインフラの老朽化対策として社会資本整備総合交付金を活用し、当面5年間の予定で実施してまいります。

次に平成24年度国民健康保険特別会計補正予算についてであります。

平成24年度の国民健康保険特別会計は大変厳しい財政状況にあることから先の12月定例議会において一般会計から借入額を総額8,222万1千円の予算とさせていただいたところであります。

このたび山梨県における重度心身障害者医療対策事業費において錯誤が判明したことにより4,976万円の追加交付がされ、また国庫支出金の療養給付等負担金が3,499万円の増額を見込むことが確定できましたため、合計8,475万円となることから一般会計から借入れせずに行える見込みになりました。しかし療養給付費の残りの2カ月間に対して不測の事態に対応するため、当初予定の借入金1,700万円を借入れして、歳出額を予備費に計上しての予算とさせていただいております。

次に平成25年度国民健康保険特別会計予算についてであります。

ただいま説明をさせていただきましたが、平成24年度につきましては辛うじて一般会計から借入れを行わないで済みそうな状況ですが、平成25年度国民健康保険特別会計の予算は療養給付費の平成24年度の実績を踏まえ策定しましたところ、昨年度にも増して大変厳しい国保財政であるということになりました。

本来、不足分は加入者からの税で賄うことが基本ですが平成23年度、24年度と国保税の改正を行ってまいりました。よって現在の税率は県内において高い位置にあり、これ以上の増額は厳しく3年連続での税率の改正は好ましくないという意見により税率改正は見送り、不足分につきましては全額一般会計から借入れにより収支の均衡を図っていくこととなりました。

したがいまして、当初予算におきましては一般会計から8,371万6千円を借入れての予算となっております。

次に身延町行政改革大綱(第3次)の策定についてであります。

本町の行政改革につきましては平成17年3月に総務省からの地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針に基づき身延町行政改革大綱を策定し、以来、継続した取り組みを行い、平成24年度が行政改革大綱(第2次)の最終の取り組み年度にあたります。これまでの取り組み経過を踏まえながら今後の方向性について評価・検討を行いました。

評価・検討の結果を踏まえ、一定の成果が表われている取り組み、取り組みが不十分な項目等が確認され、行政改革推進本部推進幹事会議において今後もさらに行政改革の継続した取り組みが必要との決定を行い、身延町行政改革推進委員会の審議を経て身延町行政改革大綱(第3次)を策定いたしました。

この大綱は地方自治法第2条第14項に地方公共団体はその事務を処理するにあたっては住民の福祉の増進に努めるとともに最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないと規定されているとおり、行財政運営の基本原則の原点に基づき知恵と工夫による地域の発展を基本理念に掲げ、そのためには達成目標として小さくて効率的な役場経営が重要であり、取り組み方針として職員一人ひとりが改革実行の担い手として自覚するとともに実行し、町民一人ひとりにとってより一層の満足度の高い住みよい町を実現するために行財政運営を進めていくよう職員が一丸となって取り組んでまいります。

次にコンビニ収納についてであります。

このことにつきましては納税者の皆さんの利便性、徴収率のさらなる向上を図るため平成25年4月から峡南5町が一斉にコンビニ収納を導入いたします。

身延町では個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の4税を対象にコンビニ収納が可能になります。納付書の様式変更など納税者の皆さんにはご迷惑をお掛けしますが何とぞご理解とご協力をお願いいたしたいと思っております。

次に身延町立小中学校後期統合計画についてであります。

かねてより懸案でありました身延町立小中学校後期統合計画が教育委員会において策定されました。平成23年3月14日に議会によってなされた静川小学校および西嶋小学校の統合に関する議案第5号に対する附帯決議を教育委員会は後期計画を策定する上で留意点を明示されたものであると捉え、これを尊重し計画策定を行い平成25年1月18日および2月8日に後期統合計画の報告・説明を議員の皆さまに行ったところであります。

今後、教育委員会におきましてはこの附帯決議にもあるとおり、広く町民に周知し保護者および住民の皆さんを対象に説明を行っていく予定とのことであります。

議員の皆さまにはさらなるご理解・ご協力を私からもお願いを申し上げたいと存じます。

次に住宅造成事業についてであります。

丸滝地内の住宅造成事業について、当初予算に宅地造成工事費等計上させていただき、いよいよ秋ごろから販売を予定しております。若い皆さまの定住を促進するため購入しやすい価格を検討しております。できるだけ多くの子育て世代の皆さんに購入していただき地域づくりに積極的に参加していただきたいと思っております。

次に身延地区公民館下山分館建設についてであります。

身延地区公民館下山分館の建設事業につきましては平成24年度において地元の皆さんに下山分館建設検討委員会を設置していただき、地域住民の皆さんが利用しやすく使い勝手のよい公民館建設のための検討をしていただきました。これを受けて平成25年度予算に建築工事関係予算を計上させていただきました。施設は木造平屋建てとし平成23年度に建設した下部地区公民館に引き続き県産材を使った木造とすることで本県の林業振興に寄与するとともに、ぬくもりのある公民館となるようにいたしました。また国の木造公共建築物整備促進事業費を取り入れ、財源の確保にも取り組んだところであります。

今議会においてご議決いただきました後には、地域住民の皆さんが交流するコミュニケーションの場として、また地域の中核的拠点として利用しやすく使い勝手のよい公民館として早期完成に向け全力を傾注していきたいと考えております。

次に第28回国民文化祭やまなし2013についてであります。

先の議会でも申し上げましたが国民文化祭は昭和61年度に東京都を会場として開催されたのを皮切りに会場は各都道府県を毎年度巡り開催されている文化の祭典であります。

このたび平成25年は山梨県を会場として「第28回国民文化祭やまなし2013」と題して平成25年1月12日から11月10日の11カ月間303日にわたり県内各地で開催されております。

本町においては切り絵部門、美術展(工芸)部門、かるた競技部門の3事業を行うこととなり、切り絵部門は国際切り絵コンクールイン身延ジャパンと称し、9月7日から11月10日まで富士川切り絵の森美術館において開催されます。事業内容は全国および海外から切り絵の作品を募集し入選作品を展示するとともに入賞者を表彰します。

美術展（工芸）部門は10月12日から11月4日までなかとみ現代工芸美術館において開催されます。事業内容は全国から陶磁、染織、木竹、紙の工芸作品を公募し入選作品を展示するとともに入賞者を表彰いたします。

かるた部門は11月2日と3日の2日間、身延町民体育館において開催されます。事業内容は小倉百人一首かるた競技全国大会を都道府県対抗の団体選で行います。事前準備は平成24年度から行っておりますがいよいよ本番に向け、この2月に実行委員会を開催し、実施要綱および予算を審議したところであります。この予算を平成25年度の当初予算に計上させていただきましたが、実施に向けての準備を加速させているところでもあります。

私ども主催の3事業にお出かけをいただける選手の皆さまやお客さまはもちろんのこと県内にお越しの皆さまにわが身延町に足をのばしていただくことで全国の皆さんに身延町を知っていただく好機であります。それにはなんとしても「訪ねてもよしおらが身延（まち）」でなければなりません。町民の皆さんが温かくお迎えいただいて身延町に来てよかった、訪ねてよかったと言っただけの真心のおもてなしを強くお願いしたいと存じます。町民の皆さまには国民文化祭という日本最大の文化イベントに触れる絶好の機会でもありますので、ぜひ多くの方にご来場いただき本祭典が充実したものになりますように町としても最善を尽くしてまいりたいと考えております。

次に生涯学習課事務室移転についてであります。

生涯学習課につきましては平成20年度から下部保健センター内のデイサービスセンター1階事務室で学校教育課とともに業務を行ってききましたが、昨年5月に下部地区公民館がオープンし、職員1名を配置して公民館業務、生涯学習の一部の業務を行ってきたところであります。

先に申し上げましたとおり今年秋には国民文化祭が開催されますが、この事務を担当する生涯学習課ではこの準備を本格化しているところであります。

このため業務をより効率的に行う必要があるため、生涯学習課の事務室を2月18日に下部地区公民館に移転させ、分散している業務を1カ所にまとめることによって国民文化祭および公民館事業など各種事業も機能強化を図っていくことといたしました。

次に金山博物館建造物侵入被害についてであります。

平成25年2月2日の土曜日、午前2時59分に湯之奥金山博物館山側の2階展示室のガラスが何者かによって破壊をされました。

犯人は外から2段式のはしごを使って6メートルほどの高さの踊り場にのぼり、ガラスを破壊し侵入しようとしたものであります。ガラスにはワイヤーメッシュが入っていたため全壊に至らず犯人はガラスを破壊して室内に侵入するのは時間がかかるとみて逃走したものと思われる。

警察による捜査にもかかわらず現在まで犯人は検挙されておりません。室内には侵入されず盗まれたものはありませんでしたが、平成23年12月11日の窃盗事件に続く事件であり金山博物館の防犯体制の甘さを突かれたものと深く反省しております。

今回、警察署の指導を受け、また職員による検証を行い再発防止を徹底して行うことにいたしました。今回の3月補正予算に設備の改修のための予算を計上させていただくとともにさまざまな対策を行い犯人が金山博物館に寄り付かなくなるよう対策を講じることといたしました。また今後は二度とこのような事件が発生しないよう努めてまいります。大変申し訳ございません

んでした。

次に公共下水道事業の加入状況についてであります。

公共下水道の各戸への接続については平成25年2月19日現在、中富処理区加入戸数995戸で加入率が65.4%、身延処理区は加入戸数306戸で加入率が37.9%、下部処理区は加入戸数37戸で加入率が25.9%という状況でございます。

今後も加入率アップに向けご理解・ご協力をお願い申し上げたいと思います。

次に平成24年4回定例会以降の主な行事の参加について申し上げます。

12月16日の日曜日には第46回衆議院議員総選挙の投開票が行われました。同じく身延健康マラソン大会。17日の月曜日には身延町国民健康保険運営協議会。20日には飯富病院12月定例会。12月25日、26日には沖縄県八重瀬町児童交流団が来町して大河内小学校の児童と交流会を行いました。12月27日、山梨県総合事務組合議員全員協議会、国民文化祭山梨県実行委員会総会。28日は仕事納め式です。

年が明けまして1月1日、身延山新年祝禱会。1月4日は飯富病院ならびに身延町役場の仕事始め式。9日の水曜日には平成25年町村長・町村議会議長新年互礼会。1月11日は南部署管内交通安全祈願祭。12日の土曜日、第28回国民文化祭やまなし2013オープニングイベント。13日の日曜日には身延町の成人式、身延山久遠寺の御年頭会。それから17日には山梨県町村長会議。18日は平成25年第1回臨時会。20日には身延町消防団出初め式および消防車輛交付式。24日には都道府県町村会正副会長交流会。25日には身延町商工会懇談会、峡南衛生組合正副管理者会議。26日の土曜日には身延町消防団新年会。29日には土砂災害防止法に基づく取り組み検討会。30日には峡南広域行政組合の理事会。

2月1日には美しい県土づくり推進協議会。2月2日には富士川シンポジウム。3日の日曜日は身延山の節分会。2月5日には富士川地域地場産業振興センター臨時理事会。2月7日、8日には山梨県町村長研修会。2月10日、日曜日ですが富士川駅伝競走。12日には身延町簡易水道運営審議会。2月13日、14日には飯富病院県外研修。15日には全国過疎地域自立促進連盟理事会。19日には県政出張トーク、身延町門内地区。24日にはヴァンフォーレ甲府キックオフパーティー、古関公民館まつり。

3月1日には峡南高校卒業式。3月2日の土曜日には身延山高校卒業式。3月3日の日曜日が蔡倫書道展表彰式。

以上、主なものについて報告させていただきました。なお、その他各種団体等の会議や県へ国への要望活動にも出席をいたしましたけれども省略をさせていただきたいと思います。

結びに私ども地方自治体はみずからの責任と判断のみずからのまちづくりを行っていくことが求められております。このためには行政と町民の皆さんがそれぞれ役割と責任を担いながら取り組むことが必要であろうと思います。当然のことながら私ども行政は町民の皆さまが住める町、住みたくなるまちづくりに全力で取り組んでまいります。議員の皆さまや町民の皆さまの格段のご協力をお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福與三郎君）

町長の施政方針が終わりました。

日程第5 教育委員長教育方針。

教育委員長が教育方針を行います。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

誠に失礼を申し上げました。

私が地方債残高は平成24年度末の見込みで特別会計も含めて157億4万7千円と申し上げたようですけども誠に失礼をいたしました、157億47万円ですので訂正をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（福與三郎君）

それでは改めまして渡邊教育委員長、登壇してください。

○教育委員長（渡邊勢津子君）

平成25年度身延町教育委員会教育方針。

平成25年度身延町教育委員会教育方針ならびに主要施策についてご説明させていただきます。

顧みますと平成24年末の衆議院議員選挙により自由民主党が政権担当政党になりました。改めて与党民主党と野党が交代したその振幅の大きさに国民の政治に対する不信を痛感いたしました。

安倍政権は高い支持率のもとデフレ脱却のために経済政策に力を入れ、機動的な財政出動、大胆な金融緩和、民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢を放つアメリカのレーガノミクスになぞらえた、いわゆるアベノミクスに大きく舵を切りました。

政府民主党の主要施策はそればかりではありませんが、資源小国であるわが国にとって最大の資源は人材です。今後も教育が国の根幹を形づくる重要施策であり、普遍的な使命を帯びていることには変わりないものと考えます。

平成25年度は教育基本法に基づく第2期教育振興基本計画がスタートする予定です。昨中央教育審議会がまとめた審議報告では、目指すべき社会として自立、協働、創造を基調とした生涯学習社会を提示し、その上で基本的方向性として1．社会を生き抜く力の養成、2．未来への飛躍を実現する人材養成、3．学びのセーフティネットの構築、4．絆づくりと活力のあるコミュニティの形成を挙げました。

このような中、教育委員会は現代に求められる教育行政とは何か、本町にとって有効な教育とは何かを絶えず念頭に置き、全力を尽くしてまいります。

それでは学校教育について、主要施策をご説明いたします。

まず小中学校後期統合計画です。

学校統合は平成16年の新町建設計画、合併協定書の調印、平成20年になされた身延町立小中学校適正配置審議会の答申および翌年の前期計画策定を経て現在までに3校を減ずる統合が実施されました。教育委員会ではこれらの流れを引き継ぎ平成24年度に後期統合計画を策定したので、なお一層、児童生徒の教育環境の充実を図るため、おおむね平成30年度には最終的な学校統合がなされるよう計画を執行していきたいと考えています。

次に複式学級の解消です。

複式学級は平成25年度も久那土小学校、下山小学校に加え原小学校が対象となる見込みです。この3校は今後も複式学級が発生していく状況にあります。可能な限り複式学級の解消に努めるものとします。

次に教職員支援事業です。

言うまでもなく未来を切り開くのは人でしかありません。その人をつくるのに教師の頑張りこそ教育の土台であると考え今まで同様、教育研修センターを中心に教職員の研修や相談等に応ずることで教育現場を支えています。

次に管内小中学校における安全の確保についてです。

昨今、児童生徒の身体生命に危険が及ぶ交通事故、犯罪が多発しています。学校や地域の独自の取り組みもありますが教育委員会はスクールガードリーダーの巡回や道路管理者、警察との連携をより密にすることにより引き続き児童生徒の安全の確保を図ります。

次に学校施設設備の設備環境の充実についてです。

学校設備は多くの時間を学校で過ごす児童生徒にとって快適な学習、生活の場でなくてはならず、また災害時における避難所として住民に安全・安心を提供する場でもあります。本町の学校施設は老朽化が進んでいますが設備とともに不要不急を勘案しながらも計画的に修繕等を行います。

次に特別支援教育支援員の配置です。

小中学校の普通教室において学習障害、注意欠陥多動性障害などにより支援を必要とする児童生徒が増えています。全校に支援員を配置し、きめ細やかな学習活動が可能となるように引き続き事業を実施いたします。

次に外国語習得についてです。

平成24年度中に今までの語学指導を行う外国青年招致事業、いわゆるジェットプログラムから外国語指導助手の派遣を小中学校ともすべて国内で実績のある民間事業所に委託しました。その結果、児童生徒ならびに教師から指導助手の指導力、コミュニケーション能力を高く評価されています。

今後も力量の豊かな指導助手を確保し国際理解、外国語習得に資するよう努めてまいります。

その他の教育行政、なかんずく学校教育に関するサービスは小中学校後期統合計画の発効にかかわらず一層の充実を図ってまいります。

次に生涯学習関係についてであります。

本町における生涯学習活動は各地域、各団体を中心に子どもから高齢者まで多種多様な活動が行われております。公民館活動やスポーツ、レクリエーション、歴史、美術、舞台、音楽、読書、青少年育成など町民の皆さまは1人でいくつもの学習活動をしており、その熱意はますます盛んなものがあるといえます。生涯学習は人々が自己の充実、啓発や生活の向上のために自発的意思に基づいて行うことを基本とし、必要に応じて自己に適した手段・方法をみずから選んで生涯を通じて行う学習だといわれています。決して人から強制されるものでも義務でもなく、みずからが進んで行うため、そこには笑いや楽しさを得ることができます。

生涯学習は生涯にわたって笑い楽しく学び習う活動ともいえます。そしてそのような生涯学習活動には性別、年代を超えた交流が生まれ人々が元気になり自発的意思は地域協働のまちづくりにつながっていくものと思います。

教育委員会ではこのような視点に立って生涯にわたり学習をしていく環境づくりを進めるため、次の4点を重要施策として推進してまいります。

1 点目の重要施策は学習活動の支援の充実です。

平成23年度末に竣工した下部地区公民館は下部地区の学習活動の中心的施設として、この1年間、多くの方が利用され公民館活動は活発になっております。平成25年度は身延地区公

民館下山分館の建設関係予算を今議会に計上しました。地域の皆さんが交流するコミュニケーションの場として、また地域の生涯学習施設として整備してまいります。本年度は第28回国民文化祭が開催されることとなり、本町においては美術展工芸部門、切り絵部門、かるた競技部門の3事業が開催されます。町民の皆さまには日本最大の文化イベントに触れる絶好の機会でもあります。トップレベルの学習成果は町民の皆さまの学習意欲を高揚させてくれるものと期待しております。

多くの皆さまにご来場いただき本祭典が充実したものになりますよう、また全国の皆さまに喜んでいただけるような取り組みを進めてまいります。

2点目は生涯スポーツ、レクリエーションの推進です。

心と体の健康はすべての人が望んでいます。スポーツ、レクリエーションはその爽快感がストレスや体の疲れをリフレッシュさせる効果があります。特に団体活動は多くの仲間とプレイすることで楽しみは大きくなります。多くの町民の皆さまが町民1スポーツを合言葉にスポーツ、レクリエーションをより一層楽しむことができるような総合的な検討をしていきます。

また町体育協会は専門部の活動が活発ですがより一層自立的な活動や活性化が図られ、各種大会で活躍できるよう事業内容を検討しております。またさらに地域住民の皆さまの健康づくりの一助になるよう、この点も実施に向けて検討しております。町体育協会およびスポーツ推進委員とともににはつつとした話題が町を元気にできるよう努めてまいります。

3点目は芸術・文化の推進と文化財の保護です。

芸術・文化は心を癒してくれます。また文化財はふるさとの証であります。このため町民の皆さまが生きがいのある充実した生活を営むための環境づくりに努めます。多様な価値観や情報を提供してくれる図書館の充実、芸術活動の推進については魅力ある企画展などを継続して開催していきます。

さらに今後も町民一人一芸運動を念頭に町民の皆さまが自ら率先して文化・芸能活動に参加していただき、その成果を発表する機会、場所の提供や各種文化団体やサークル活動を支援しつつ優れた知性と心豊かな文化意識の高揚に努めます。

また身延町の歴史である文化財については、ふるさとの貴重な文化的資源としてその価値と魅力を活用していく取り組みが必要です。このため、その保護と活用に努めるとともに地域固有の歴史遺産を学ぶ機会などの充実に努めます。また保護・伝承するための調査を実施しながら適切な資料の保存、管理に取り組んでいきます。

4点目は青少年健全育成の推進です。

子どもたちのすこやかな成長・発達には家庭と地域の教育力をより一層向上させていくことが大切であります。青少年育成身延町民会議が掲げる大会スローガン、地域の子どもは地域で守り育てるのも町全域であいさつ運動、子どもを守る運動等を進めるとともに町内各種施設をも利用した青少年健全育成のための諸活動を推進します。

以上、申し上げた各種の事業を実施するにあたっては関係団体と協力の上、町民の皆さまに喜んでいただけるよう、固定観念に捉われることなく新しいアイデアをもって事業の見直しを行い改善に取り組んでいきたいと思っております。これによって新鮮なメニューを提供することができ、町民の皆さまの学習意欲を喚起し、学習活動の輪が元気なまちづくりにつながっていただけるようにしたいと考えております。

以上、本町の教育行政推進にあたり町議会議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。平成

25年度教育方針ならびに主要施策の説明を終わります。

○議長（福與三郎君）

教育委員長の教育方針が終わりました。

議事の途中ではありますが、ここで暫時休憩をいたします。

開会は10時20分といたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時20分

○議長（福與三郎君）

再開の前に教育委員長より一部訂正がございますので教育委員長お願いいたします。

○教育委員長（渡邊勢津子君）

先ほど申し上げました原稿の中で政府自民党のところを政府民主党と読み違えてしまいました。訂正させていただきたいと思います。申し訳ありませんでした。

○議長（福與三郎君）

休憩前に引き続き議事を再開いたします。

日程第6 提出議案の報告ならびに上程を行います。

議案第3号 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第4号 身延町田舎暮らし体験施設条例の制定について

議案第5号 身延町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

議案第6号 身延町道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について

議案第7号 身延町道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について

議案第8号 身延町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について

議案第9号 身延町社会体育施設条例の制定について

議案第10号 身延町税条例の一部を改正する条例について

議案第11号 身延町心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例について

議案第12号 身延町簡易水道事業給水条例及び身延町営農飲雑用水施設給水条例の一部を改正する条例について

議案第13号 身延町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第14号 身延町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第15号 身延町勤労青年センターの指定管理者の指定について

議案第16号 身延町下部温泉会館の指定管理者の指定について

議案第17号 下部温泉会館駐車場の指定管理者の指定について

議案第18号 平成24年度身延町一般会計補正予算（第7号）について

議案第19号 平成24年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第20号 平成24年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

- 議案第 2 1 号 平成 2 4 年度身延町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 2 2 号 平成 2 4 年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 2 3 号 平成 2 4 年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 2 4 号 平成 2 4 年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 2 5 号 平成 2 4 年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 2 6 号 平成 2 4 年度身延町土地開発事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 2 7 号 平成 2 5 年度身延町一般会計予算について
- 議案第 2 8 号 平成 2 5 年度身延町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 2 9 号 平成 2 5 年度身延町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 3 0 号 平成 2 5 年度身延町介護保険特別会計予算について
- 議案第 3 1 号 平成 2 5 年度身延町介護サービス事業特別会計予算について
- 議案第 3 2 号 平成 2 5 年度身延町簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第 3 3 号 平成 2 5 年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算について
- 議案第 3 4 号 平成 2 5 年度身延町下水道事業特別会計予算について
- 議案第 3 5 号 平成 2 5 年度身延町青少年自然の里特別会計予算について
- 議案第 3 6 号 平成 2 5 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算について
- 議案第 3 7 号 平成 2 5 年度身延町土地開発事業特別会計予算について
- 議案第 3 8 号 平成 2 5 年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算について
- 議案第 3 9 号 平成 2 5 年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算について
- 議案第 4 0 号 平成 2 5 年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算について
- 議案第 4 1 号 平成 2 5 年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算について
- 議案第 4 2 号 平成 2 5 年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算について
- 議案第 4 3 号 平成 2 5 年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算について
- 議案第 4 4 号 平成 2 5 年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算について
- 議案第 4 5 号 平成 2 5 年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算について
- 議案第 4 6 号 平成 2 5 年度身延町西嶋財産区特別会計予算について
- 議案第 4 7 号 平成 2 5 年度身延町曙財産区特別会計予算について
- 議案第 4 8 号 平成 2 5 年度身延町大河内地区財産区特別会計予算について
- 議案第 4 9 号 平成 2 5 年度身延町下山地区財産区特別会計予算について
- 発委第 1 号 身延町議会の議員の定数を定める条例及び身延町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 発委第 2 号 身延町議会会議規則の全部を改正する規則について
- 以上 4 9 議案を一括上程いたします。

#### 日程第 7 提出議案の説明。

議案第 3 号から議案第 4 9 号までについて、町長より提案理由の説明を求めます。  
望月町長。

○町長（望月仁司君）

それではご指名をいただきましたので提出案件の提案理由についてご説明を申し上げます。

今回、提出しました案件は条例案件が12件、指定管理者の指定案件が3件、平成24年度補正予算案件が9件、平成25年度当初予算案件が23件の計47件となっております。

それでは順を追って説明をさせていただきます。

まず議案第3号 国有林野の有する公営的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の議案を提出するものであります。

平成25年3月4日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由を申し上げます。

国有林野の有する公益機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴い関係条例を整理するため、国有林野の有する公益機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

次に議案第4号 身延町田舎暮らし体験施設条例の制定についてであります。

身延町田舎暮らし体験施設条例の議案を提出する。

以下につきましては提出日と提出者名は省略をさせていただきます。

提案理由

本町への移住を促進し、および地域の活性化を図るための施設として身延町田舎暮らし体験施設を設置するにあたり、その設置および管理について身延町田舎暮らし体験施設条例を制定する必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第5号 身延町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてであります。

身延町新型インフルエンザ等対策本部条例の議案を提出するものであります。

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき対策本部について必要な事項を定めるため身延町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定する必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由であります。

次に議案第6号 身延町道路の構造の技術的基準を定める条例の制定についてであります。

身延町道路の構造の技術的基準を定める条例の議案を提出する。

提案理由であります。

地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による道路法の一部改正に伴い身延町道路の構造の技術的基準を定める条例を制定する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第7号 身延町道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についてであります。

身延町道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の議案を提出するものであります。

提案理由

地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による道路法の一部改正に伴い、身延町道路に設ける道路標識の寸法を定める条例を制定する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第8号 身延町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてであります。

身延町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の議案を提出するものであります。

提出理由についてであります。

地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律の施行による河川法の一部改正に伴い、身延町準用河川に関する河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を制定する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

次に議案第9号 身延町社会体育施設条例の制定についてであります。

身延町社会体育施設条例の全部を改正する条例の議案を提出する。

提出理由についてであります。

閉校に伴う学校施設の用途の変更ならびに施設の新設および解体等に伴い身延町社会体育施設条例の全部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

次に議案第10号 身延町税条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町税条例の一部を改正する条例の議案を提出するものであります。

提案理由

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法および地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、身延町税条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

次に議案第11号 身延町心身障害児福祉手当の支給条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例の議案を提出するものであります。

提案理由

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律による障害者自立支援法の一部改正に伴い、身延町心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第12号 身延町簡易水道事業給水条例及び身延町営農飲雑用水施設給水条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町簡易水道事業給水条例及び身延町営農飲雑用水施設給水条例の一部を改正する条例の議案を提出するものであります。

#### 提案理由

一般会計からの繰入金を削減し簡易水道事業の健全化を図る観点から身延町簡易水道事業給水条例及び身延町営農飲雑用水施設給水条例の一部を改正する必要性が生じた。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第13号 身延町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

#### 提案理由

平成25年度も引き続き特別職の給与を減額したいため身延町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する必要性が生じた。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第14号 身延町教育委員会委員長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町教育委員会委員長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出するものであります。

#### 提案理由

平成25年度も引き続き特別職の給料を減額したいため身延町教育委員会委員長の給与の特例に関する条例の一部を改正する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

次に議案第15号 身延町勤労青年センターの指定管理者の指定についてであります。

身延町勤労青年センターの指定管理者に下記の者を指定することについて議会の議決を求めらるものであります。

#### 記

1. 管理を行わせる公の施設の名称および所在地

名 称 身延町勤労青年センター

所在地 山梨県南巨摩郡身延町宮木1705番地

2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名

団 体 の 名 称 身延町観光振興協議会

主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町梅平2483番地36

代 表 者 の 氏 名 会長 笠井章

3. 指定の期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

#### 提案理由

平成25年3月31日に指定管理者の指定期間が満了するので新たに指定管理者を指定する必要性が生じた。については指定管理者の指定にあたり地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要でございます。

これがこの議案を提出する理由であります。

次に議案第16号 身延町下部温泉会館の指定管理者の指定についてであります。

身延町下部温泉会館の指定管理者に下記の者を指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

#### 記

1. 管理を行わせる公の施設の名称および所在地

名 称 身延町下部温泉会館

所在地 山梨県南巨摩郡身延町下部1130番地1

2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名

団 体 の 名 称 身延町商工会

主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町梅平2483番地36

代 表 者 の 氏 名 会長 笠井章

3. 指定の期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

提案理由

身延町下部温泉会館の指定管理者を指定する必要が生じた。については地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要でございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第17号 下部温泉会館駐車場の指定管理者の指定についてであります。

下部温泉会館駐車場の指定管理者に下記の者を指定することについて議会の議決を求めるものであります。

#### 記

1. 管理を行わせる公の施設の名称および所在地

名 称 下部温泉会館駐車場

所在地 山梨県南巨摩郡身延町下部1130番地1

2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名

団 体 の 名 称 身延町商工会

主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町梅平2483番地36

代 表 者 の 氏 名 会長 笠井章

3. 指定の期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

提案理由についてであります。

下部温泉会館駐車場の指定管理者を指定する必要が生じた。については地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第18号 平成24年度身延町一般会計補正予算(第7号)についてであります。

平成24年度身延町の一般会計補正予算(第7号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億8,889万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億8,722万2千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

( 繰越明許費の補正 )

第 2 条、繰越明許費の追加は「第 2 表 繰越明許費補正」による。

( 地方債の補正 )

第 3 条、地方債の変更は「第 3 表 地方債補正」による。

次に議案第 19 号 平成 24 年度身延町国民健康保険特別会計補正予算( 第 3 号 ) についてであります。

平成 24 年度身延町の国民健康保険特別会計補正予算( 第 3 号 ) は次に定めるところによる。

( 歳入歳出予算の補正 )

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,361 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21 億 1,821 万 3 千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第 20 号 平成 24 年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算( 第 2 号 ) についてであります。

平成 24 年度身延町の後期高齢者医療特別会計補正予算( 第 2 号 ) は次に定めるところによる。

( 歳入歳出予算の補正 )

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,988 万 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 6,361 万 8 千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第 21 号 平成 24 年度身延町介護保険特別会計補正予算( 第 3 号 ) についてであります。

平成 24 年度身延町の介護保険特別会計補正予算( 第 3 号 ) は次に定めるところによる。

( 歳入歳出予算の補正 )

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,433 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21 億 6,141 万 1 千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第 22 号 平成 24 年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算( 第 3 号 ) についてであります。

平成 24 年度身延町の簡易水道事業特別会計補正予算( 第 3 号 ) は次に定めるところによる。

( 歳入歳出予算の補正 )

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,972 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 7,719 万 5 千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第 23 号 平成 24 年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算( 第 3 号 ) についてであります。

平成 24 年度身延町の農業集落排水事業等特別会計補正予算( 第 3 号 ) は次に定めるところによる。

( 歳入歳出予算の補正 )

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 156 万 4 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,358 万 1 千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第24号 平成24年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてであります。

平成24年度身延町の下水道事業特別会計補正予算(第4号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,074万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,154万9千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第25号 平成24年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第3号)についてであります。

平成24年度身延町の青少年自然の里特別会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ134万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,158万3千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第26号 平成24年度身延町土地開発事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

平成24年度身延町の土地開発事業特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ880万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億769万3千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第27号 平成25年度身延町一般会計予算についてであります。

平成25年度身延町の一般会計予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ88億1,240万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額および年割額は「第2表 継続費」による。

(地方債)

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当および共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項間の流用でございます。

次に議案第28号でございます。平成25年度身延町国民健康保険特別会計予算についてであります。

平成25年度身延町の国民健康保険特別会計の予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ20億1,985万2千円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第29号 平成25年度身延町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

平成25年度身延町の後期高齢者医療特別会計の予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億7,375万6千円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第30号 平成25年度身延町介護保険特別会計予算についてであります。

平成25年度身延町の介護保険特別会計予算は次に定めるところによります。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ22億3,174万9千円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第31号 平成25年度身延町介護サービス事業特別会計予算についてであります。

平成25年度身延町の介護サービス事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ614万6千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第32号 平成25年度身延町簡易水道事業特別会計予算についてであります。

平成25年度身延町の簡易水道事業特別会計予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7億9,742万1千円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第33号 平成25年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算についてであります。

平成25年度身延町の農業集落排水事業等特別会計予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,524万2千円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第34号 平成25年度身延町下水道事業特別会計予算についてであります。

平成25年度身延町の下水道事業特別会計予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億4,901万5千円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第35号 平成25年度身延町青少年自然の里特別会計予算についてであります。  
平成25年度身延町の青少年自然の里特別会計予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4,936万2千円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第36号 平成25年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算についてであります。

平成25年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ590万8千円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第37号 平成25年度身延町土地開発事業特別会計予算についてであります。

平成25年度身延町の土地開発事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億1,781万4千円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第38号 平成25年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算についてであります。

平成25年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ30万8千円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第39号 平成25年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算についてであります。

平成25年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ139万9千円と定める。

次に議案第40号 平成25年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算についてであります。

平成25年度身延町の第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ17万6千円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第41号 平成25年度身延町第一日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算についてであります。

平成25年度身延町の第一日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ16万3千円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

次に案第42号 平成25年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算についてであります。

平成25年度身延町の大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7万4千円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第43号 平成25年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算についてであります。

平成25年度身延町の仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3万2千8百円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第44号 平成25年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算についてであります。

平成25年度身延町の姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5万5千円と定める。

次に議案第45号 平成25年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算についてであります。

平成25年度身延町の入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4万1千5百円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第46号 平成25年度身延町西嶋財産区特別会計予算についてであります。

平成25年度身延町の西嶋財産区特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4万7千7百円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第47号 平成25年度身延町曙財産区特別会計予算についてであります。

平成25年度身延町の曙財産区特別会計予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ18万円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第48号 平成25年度身延町大河内地区財産区特別会計予算についてであります。

平成25年度身延町の大河内地区財産区特別会計予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ16万2千円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

最後は議案第49号 平成25年度身延町下山地区財産区特別会計予算についてであります。

平成25年度身延町の下山地区財産区特別会計予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ38万円と定める。

以上でございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせますので、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長(福與三郎君)

お願いします。

○町長(望月仁司君)

今、提案を申し上げた中で議案第14号で身延町教育委員会の教育長のところを身延町教育委員会委員長と申し上げたようでございますので教育長に訂正をさせていただきたいと思いません。

それから議案第41号の平成25年度身延町の第二日影みそね沢が正しいところを第一日影みそね沢と言ったそうですから第二に訂正をしていただきたいと思います。

それから42号の大久保外七山の恩賜林財産区の関係ですけども第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74万4千円と申し上げたようでございますけども、これは47万4千円でございますので47万4千円と訂正をお願いしたいと思います。

誠に申し訳ございません。

○議長(福與三郎君)

町長の提案理由の説明が終わりました。

これより担当課長から詳細説明を受けるわけでございますが説明の順序は条例関係、指定管理者関係、補正予算関係、当初予算関係の順に詳細説明をお願いいたします。

なお、議案第38号から議案第49号までの12件につきましては詳細説明を省略させていただきます。

次に担当課長より詳細説明を求めます。

まず条例および指定管理者関係、議案第3号および議案第13号から議案第17号の6件について。

総務課遠藤副主幹。

○総務課副主幹(遠藤基君)

議案第3号 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての詳細説明をさせていただきます。

条例関係の冊子2ページをご覧ください。

議案第3号は国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律が平成25年4月1日に施行されることに伴い所要の改正を

行うものであります。

具体的には国有林野事業が国営企業でなくなるため、関係する語句について整理するもので第1条の身延町情報公開条例の一部改正は第5条第6号中「国もしくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等」を「独立行政法人等もしくは地方公共団体が経営する企業」に改め、第2条の身延町個人情報保護条例の一部改正は第14条第8号中「国もしくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等」を「独立行政法人等もしくは地方公共団体が経営する企業」に改め、第3条の身延町下水道事業受益者負担金等徴収条例の一部改正は第7条第2項第2号中「国または地方公共団体がその企業」を「地方公共団体が経営する企業」に改めるものであります。

以上で議案第3号の詳細説明を終わらせていただきます。

次に議案第13号 身延町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、議案第14号 身延町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についての詳細説明をさせていただきます。

先に議案2件の共通部分について説明させていただきます。

この2件につきましては諸般の事情により平成19年度から町長の給料10%減額、教育長は5%の減額と特例として制定したもので、本来、特例は1回が通常ですが改正時にあたり社会情勢に鑑みということで更新する形でこれまで改正を重ねてきまして今回も特例として上程するものでございます。

それでは62ページをご覧ください。議案第13号について説明します。町長の給料の減額についてです。

本来、月額69万1千円を支給するところを10%カットで62万2千円を支給する期間の部分を改正するものであります。

現行平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間とあるのを平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間とするものであります。

64ページをご覧ください。次に議案第14号について説明します。教育長の給料の減額についてです。

本来、月額51万7千円を支給するところを5%減額で49万2千円を支給する期間の部分を改正するものです。

町長と同じく現行平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間とあるのを平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間とするものです。

以上で議案第13号、議案第14号の詳細説明を終わらせていただきます。

次に議案第15号 身延町勤労青年センターの指定管理者の指定について、議案第16号 身延町下部温泉会館の指定管理者の指定について、議案第17号 下部温泉会館駐車場の指定管理者の指定について、以上3件の詳細説明をさせていただきます。

今回、上程します議案第15号については1回目の指定管理の指定期間が平成22年4月1日から3年間で本年3月31日をもって終了となるため、また議案第16号と議案第17号については新たに指定管理とするため、4月1日からの指定管理について身延町公の施設にかかる指定管理者の指定手続き等に関する条例第6条の規定に基づき2月6日に指定管理者選定委員会を開催し、町長からの諮問に対する答申は議案第15号については第1回目に引き続き、また議案第16号と議案第17号については新たに指定管理者に選定することにすべて可

決していただきました。

このような経緯を踏まえ、今回、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をしていただきたく上程するものです。

3件に共通することは指定管理者は本来公募すべきものですが身延町公の施設にかかる指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条の指定管理者候補者の選定の特例として第1号の公の施設の性格、規模、機能等を考慮し設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると考慮するときに該当すると判断したものです。

3件とも指定の期間は平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間とし、それ以後は改めて施設の管理運営方法等について評価、検討を行うことにしました。

それでは議案番号順に説明いたします。

議案第15号については身延町勤労青年センターの指定管理者の指定についてですが指定管理申請者は身延町観光振興協議会です。

主な内容は宮木にあります勤労青年センターの管理運営であります。富士川におけるラフティング、カヌーを体験するツアーを企画化するための拠点施設として活用し、地域における新たな観光産業の核として雇用の維持拡大、地域の活性化に寄与しております。

次に議案第16号は身延町下部温泉会館の指定管理者の指定についてですが指定管理申請者は身延町商工会です。

主な内容は身延町下部1130番地1にあります身延町下部温泉会館の管理運営であります。身延町商工会は下部温泉会館の管理運営を昭和62年10月より現在まで管理者として施設の運営に携わってきました。この間、施設利用者ならびに利用料金収入も厳しい社会情勢の中にありながら経営努力により一定の実績を挙げ、下部温泉郷への観光客誘致効果および町民の健康増進の機能も果たしております。

次に議案第17号は下部温泉会館駐車場の指定管理の指定ですが指定管理申請者は身延町商工会です。

主な内容は身延町下部1130番地1にあります下部温泉会館駐車場の管理運営であります。身延町商工会は下部温泉会館駐車場の管理運営を平成21年度から現在まで管理者として施設の運営に携わってきました。この間、下部温泉会館利用者ならびに下部温泉郷への観光客等の駐車場利用者の利便を図っております。

以上で指定管理者の指定にかかる議案の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（福與三郎君）

次に議案第4号について、丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

議案第4号 身延町田舎暮らし体験施設条例の制定について詳細説明をいたします。

今年度農業体験用簡易宿泊施設として整備してきました空き家3棟が完成間近となり、今後身延町田舎暮らし体験施設の名称で貸し出すにあたり、その設置および管理について条例を制定するものです。

それでは4ページをお開きください。

条例は12条からなり、第1条では設置の目的として本町への移住の促進と都市部の住民と

の交流を通して地域の活性化を図ることを掲げており、第2条では3棟の名称と位置を、第3条以降では利用の許可や期間、制限や義務等を掲載、第7条ではその施設1棟当たりの1年間の使用料を24万円としています。

第8条以降では使用料の不還付、利用券の譲渡等の禁止、損害賠償、緊急時等の立ち入りの件など記載し、最後の第12条では規則への委任を掲げるなどごく一般的な条例のつくりとなっていますのでご理解いただきたいと思います。

なお、施行期日は平成25年4月1日です。

以上、詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

次に議案第5号、議案第11号について、笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

議案第5号 身延町新型インフルエンザ等対策本部条例についてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

新型インフルエンザ等対策特別措置法が交付され、政府対策本部長、内閣総理大臣から新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされたときは、町長は直ちに町対策本部を設置することとされました。市町村対策本部に関して必要な事項は法律が定めるもののほか条例で定めるとされたため、この条例を制定するものであります。

この法律に定める新型インフルエンザ等の用語の意義は感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律に規定されている新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、再興型インフルエンザとはかつて世界的規模で大流行し甚大な被害が出たがその後、長期間流行がなく現在の国民の大部分が免疫を持っていないインフルエンザのことをいいます。それから新型感染症、新型感染症とは未知の感染症で病原性が高く当該疾病の蔓延により国民の生命および健康に重大な影響を与える恐れがあるもののことをいいます。

8ページをお願いします。

条例の内容についてであります第2条で組織について定めています。対策本部の本部長、副本部長および本部員を置くことができること。

3条で本部長は対策本部の会議に国の職員その他、町の職員以外の者を出席させ意見を求めることができること。

第4条で本部長は対策本部に部を置くことができることを規定しています。

施行期日につきましてはこの法律の公布に際し公布の日は平成24年5月11日ありますが、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされているため新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行するといいたしました。

以上であります。

続きまして57ページをお願いします。

議案第11号 身延町心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例について説明いたします。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係機関の整備に関する法律が公布され、障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴い本条例の一部を改正するものであります。

57ページをお開きください。

この条例は20歳未満の心身に障害を有する児童に対し障害の程度により福祉の向上を図る目的のため月額7千円または4千円の心身障害児福祉手当の支給を規定しています。

第3条では福祉手当の支給要件を定め、第2項第1号において障害者自立支援法の規定を適用しています。

この障害者自立支援法の題名が平成25年4月1日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改められるため、これに伴い条例に規定している法律名を改めるものであります。

またこの法律の第5条第12項で障害者支援施設について規定していますが、この条項については平成26年4月1日から同条第10項が削除され1項ずつ繰り上がりますので条例においても適用する「第5条第12項」を「第5条第11項」に改めるものであります。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

次に議案第6号から議案第8号の3件について、藤田建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

それでは議案第6号 身延町の道路の構造の基準を定める条例について詳細説明をさせていただきます。10ページをご覧ください。

地域主権一括法によりまして道路法の第30条第3項が改正されました。町道を新設し、または改築する場合における道路の構造の技術的基準を定める必要が生じたので国が定める基準を参酌して定めるものでございます。

現行の国が定める基準の内容が最も道路の安全性を保つことができると考えておりますけれども、独自の基準としまして第22条の縦断勾配の特例として本町では急峻な地形が多いことから地形の状況から特にやむを得ない場合には道路の縦断勾配を国の基準に3%を加えた値以下で使用をすることが可能としました。

次に第26条の第2項で歩道または自転車道の横断勾配は国の基準では2%を標準としておりますが1%以下として雨水を路面下に浸透させる構造としないとき、いわゆる浸透式の舗装をうたないときは1%を超え2%以下とするということでより緩やかな勾配としています。

32条の待避所ですが、先ほども申しました本町では急峻な地形が多いということで地形の状況によりまして特にやむを得ない場合はその限りではない。

それから第33条の交通安全施設、37条の防雪施設、その他防護施設では設置をされる場所等に配慮した形態および色彩とするを加えました。それ以外はすべて国の基準どおり定めるものといたします。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

次に議案第7号 身延町の道路における道路標識の寸法を定める条例について詳細説明をさせていただきます。

30ページをご覧ください。

先ほどの地域主権一括法の道路法と同じようにここの部分も道路法の45条の第3項が改正をされました。町道に設ける道路標識の寸法を定める必要が生じたので、道路は国道や県道につながっております。道路交通の安全上、既存の道路標識と統一をされることが望ましいと考えることから国の定める基準を参酌して定めます。

国が定める基準には案内標識、警戒標識、規制標識、指示標識がありますけれども今回、本

町が定める内容につきましては案内標識と警戒標識といたします。

1条では条例の趣旨、2条では定義、それから3条では案内標識および警戒標識の寸法の原則、4条では案内標識および警戒標識の寸法の特例、5条では案内標識および警戒標識の文字等の大きさの原則、第6条では特定の案内標識の文字等の大きさ、7条では案内標識および警戒標識のふち等の太さ、8条では補助標識の寸法を定めております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

次に議案第8号 身延町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について詳細説明をさせていただきます。

地域主権一括法によりまして、河川法第100条第1項において読み替えて準用する河川法第13条第2項が改正されましたので、町が管理する準用河川に係る河川管理施設または河川法第26条第1項の許可を受けて設置をされる工作物のうち堤防その他主要なものの構造について河川管理上必要とされる技術的基準を国の基準を参酌して定めるものでございます。

現行の国の基準は河川管理を行うために最も適切な基準だと考えております。本町では独自の基準は定めません。町が管理をする準用河川の規模では当たらないダムや高規格の堤防については今回削除をすることにしました。

第1章では総則、第2章では堤防、第3章では床止め、第4章では堰、第5章では水門および樋門、第6章では揚水機場、排水機場および取水塔、第7章では橋、第8章では伏越、第9章では雑則ということで多岐にわたって定めております。

以上3件の詳細説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

次に議案第9号について、佐野生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野勇夫君）

議案第9号 身延町社会体育施設条例の制定について詳細説明をさせていただきます。

50ページをお開きください。

本件は身延町社会体育施設条例（平成16年身延町条例第98号）の全部を改正するものです。

主な点は第2条の名称および位置において、51ページ、別表第1のとおり閉校した古関中学校の校庭を古関グラウンドとし、静川小学校の校庭と体育館を静川グラウンド、静川体育館に。下山中学校の校庭を下山グラウンドに。豊岡小学校の校庭と体育館を豊岡グラウンド、豊岡体育館に。旧身延北小学校の体育館を旧身延北小学校の体育館にそれぞれ改めました。

現条例の下山地区夜間照明施設、身延地区夜間照明施設、豊岡地区夜間照明施設、大河内地区夜間照明施設は運動場と一体となって効用をなすことから、特段この分だけ条例化する必要はないとの解釈により学校施設グラウンドとしました。また大須成地区夜間照明はすでに普通財産となっているため廃止しました。また今年度に解体した原体育館を廃止しました。

施設の名称については町名や地区名の表記が不統一だったため整理しました。

50ページ、第4条第3項に学校施設を社会体育で使用する場合の規定を定めました。学校施設グラウンドおよび学校施設体育館を使用する場合の教育委員会規則は規定されていますが現条例中には規則によることが規定されていなかったためであります。

第6条の使用料については52ページ別表第2のとおりとし、類似の施設は使用料を統一し

ました。

照明料については夜間という使用区分だったため使用開始時間が季節や球技により異なるため、使用する場合は照明料として施設使用料に加算することにしました。

53ページの遅沢スポーツ広場の使用料中に新設のパークゴルフ場、グラウンドゴルフ場、ターゲットバードゴルフ場とともに明記しました。

ほか第1条の設置、第3条の管理、第4条の利用の許可の1項、2項、第5条の利用の制限、第7条の使用料の減免、第8条の使用料の不還付、第9条の遵守事項、第10条の損害賠償、第11条の委任については現行条例の条項等を整備したものであります。

この条例は平成25年4月1日からの施行とします。

以上で詳細説明は終わらせていただきます。

○議長（福與三郎君）

次に議案第10号について、笠井税務課長。

○税務課長（笠井祥一君）

議案第10号 身延町税条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。  
55ページをお開きください。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法および地方法人特別税等に関する暫定措置法の字句を改正する法律が施行されたことに伴い、地方税に関する処分について理由を提示することとされたことに伴いまして身延町税条例の改正をお願いするものです。

56ページをお開きください。

身延町税条例第4条第1項につきまして、身延町行政手続き条例第2章および第3章の規定を適用除外としておりますが、今回国税のすべての処分において原則として利用を付記することとされたことに伴い、町税につきましても町民の権利、利益の保護のため身延町行政手続き条例第8条および第14条の規定を適用させるための改正であります。

第8条が減免申請など申請により求められた許認可等を拒否する場合、第14条が差し押さえなど法律に基づく処分を行う場合について、その理由を示すこととするものです。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

次に議案第12号について、遠藤水道課長。

○水道課長（遠藤庄一君）

それでは議案第12号 身延町簡易水道事業給水条例及び身延町営農飲雑用水施設給水条例の一部を改正する条例について詳細説明をいたします。

60ページをご覧ください。

今回の改正につきましては、身延町簡易水道事業給水条例第35条の手数料及び身延町営農飲雑用水施設給水条例第26条第1項の一部を改正するものであります。

身延町の簡易水道事業は水道使用料で事業の運営を行っております。以前、町内には集落管理で運営している水道施設などがあり、統合事業やまた地震災害の対象とした施設も強化するなど事業の運営は欠かすことができません。

事業実施にあたっては一般会計からの繰り入れも多額であり、建設費や維持管理費の捻出など簡易水道事業の健全経営を図る観点から水道使用料以外の収入の見直しも含め簡易水道運営審議会で検討をし鋭意、努力しているところであります。

今回の条例改正につきましては身延町簡易水道事業給水条例の一部改正、第1条、身延町簡易水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

第35条に次の1号を加え(5)として開栓手数料を1件につき2千円とする。また身延町営農飲雑用水施設給水条例の一部を併せて改正するものであります。

第2条、身延町営農飲雑用水施設給水条例の一部を改正する第26条第1項に次の1項を加え(3)として開栓手数料1件につき2千円とする。

附則につきましては施行期日について平成25年4月1日から施行する。

以上で議案第12号の詳細説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(福與三郎君)

議事の途中ではありますが、ここで昼食のために暫時休憩をいたします。

再開は1時からです。

休憩 午前11時48分

再開 午後1時00分

○議長(福與三郎君)

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次に補正関係、議案第18号について、笠井財政課長。

○財政課長(笠井一雄君)

それでは議案第18号 平成24年度身延町一般会計補正予算(第7号)につきまして詳細説明をさせていただきます。

今回の3月補正予算につきましては、先ほど町長の施政方針でもございましたとおり平成24年度の事業の精査により歳入歳出予算科目全般にわたりまして減額をいたしましたこととそれから次年度以降の財政基盤の強化を図るため、地方交付税の留保分を合わせて基金等に積み込みました。また繰上償還も計画をいたしました。それと国の経済対策における大型補正予算による公共事業の追加によります、当然24年度の事業でございますので繰越明許費を設定いたしました中でのものがございますが追加をいたすものがございます。

それではページを追ってご説明をいたします。まず7ページをお願いいたします。

第2条、繰越明許費の補正でございます。

すべて追加になりますが2款1項総務管理費でございます。町道和田石倉線ほか用地調査業務ということで350万円を繰り越すものがございます。中部横断自動車道の建設に伴いまして用地交渉が難航しておりまして、年度内の境界立会いが見込めないために繰り越しをいたすものがございます。

それから4款3項簡易水道運営費でございますが、簡易水道事業特別会計へ繰り出す52万3千円でございます。これにつきましては簡易水道特別会計で繰り越しをするため一般会計からの繰出金も繰り越しをするものがございます。

それから7款の2項観光費でございますが景観形成モデル事業24万8千円。これにつきましては看板等の設置をするものがございますけれども、地権者との承諾に不測の日数を要したため繰り越すものがございます。

それから6款1項農業費でございます。この3件につきましてはいずれも県営事業で県で繰り越すため負担金を町でも繰り越すものがございます。まず県営中山間地域総合農地防災事業

ということで栃久保の地区でございますけども1,190万円。それから県営中山間地域総合整備事業、身延の北部地区でございますけども3,788万8千円。県営ため池等整備事業負担金、下山地区でございますけども1千万円の負担金を繰り越しいたします。

それから2項の林業費でございます。林道点検診断保全事業ということで300万円でございます。これは国の経済対策のものでございまして県から2分の1補助金がまいります。残りの町の負担部分の80%、国で元気交付金として交付してくれるものでございます。

続きまして8款1項土木管理費でございますが道路ストック点検事業ということで、これも国の経済対策でございます。社会資本整備交付金を65%いただきまして残りの8割を元気交付金でいただけるということで総額5千万円の繰り越しでございます。

それから2項の道路橋梁費でございますが町道西谷線の改良工事、これにつきましては電柱移転に不測の日数を要したために500万円の繰り越しでございます。

それから5項の住宅費でございますが木造住宅耐震改修事業ということで330万円。これにつきましても国の経済対策で元気交付金が付くことになっております。

それから次に9款の3項防災費でございます。地域防災計画策定業務ということで388万5千円。これにつきましては町の防災計画見直し修正業務が現在行われているわけですが、県の計画が昨年12月に見直しをされたため、これを町の計画に反映させるために繰り越しをするものでございます。

それから11款1項農林水産業施設災害復旧費でございますが過年債の竹之島頭首工災害復旧工事1,867万5千円を繰り越すものでございます。これにつきましては工事個所の隣地地権者の境界確認等に不測の日数を要したために繰り越すものでございます。

なお、繰り越しをいたしました事業につきましては事業がなるべく早く完成いたしますよう職員一丸となって取り組んでまいりますのでよろしく願いをいたします。

次に8ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正でございます。いずれも変更でございます。

まず最初に現年発生災害復旧事業債でございますが、限度額を引き下げるものでございまして290万円の減額で2,210万円に変更するというものでございます。これにつきましては農業災害施設の復旧費の中の芦原農道等の50万円の減額、それから林道用施設の林道三石山線の2号個所130万円の増額、それから現年発生公共土木施設の町道大崩線が370万円の減額で合計290万円の減額であります。

それから過疎対策事業債でございますけども、9,810万円を8,920万円と890万円の減額になります。これにつきましては県営農村地域活性化農道の負担金が840万円の減額、それから耐震性貯水槽の設置工事が200万円の減額、それから三石山林道の開設事業負担金が150万円の増額でございまして合計830万円の減額になります。

それから合併特例事業債でございます。これにつきましては県営中山間地域総合整備事業負担金が2,750万円の増額でございます。

それから緊急防災災害事業債でございますけども簡易水道事業に特別会計へ繰り出して事業を実施しているものでございますけども、80万円の減額、それから公共事業等債ということで2,490万円の増額でございます。この内訳につきましては県営中山間地域総合農地防災事業の負担金が1,490万円、それから県営ため池等整備事業の負担金が1千万円で合計2,490万円の増額になります。

以上、補正の額は補正前が4億6,960万円が5億940万円に増額されるという補正でございます。

それでは各款項にしたがいまして、ご説明をまいります。

まず歳入でございますけども11ページをお願いいたします。

1款の町税から7款ゴルフ場利用税交付金までは実績や国、県の交付決定に併せまして増減の補正をさせていただきました。

10款の地方交付税につきましては普通交付税を交付決定に併せ、財政調整基金あるいは公共施設整備基金に積み立てたり、繰上償還の財源に充てるものでございます。

それでは12ページをお願いいたします。

14款1項1目の民生費国庫負担金の5節でございますけども、子どものための手当交付金が1,715万9千円の増額でございます。これにつきましては県のほうで県の負担金のほうが逆に1千万4千円減額ということで、県と国の負担割合の変更があったためにそれぞれ増減をしたものでございます。

それから2項の3目、一番下になりますけれども土木費国庫補助金でございます。1節の住宅費補助金でございますけども社会資本整備総合交付金、これにつきましては農業用体験簡易宿泊施設が5棟から3棟になりましたので減額473万3千円の減額。それから木造住宅の耐震改修等に3件でございますが、地域の元気交付金が付きましたので66万円の増額ということでございます。

それから2節の土木費補助金でございますが、社会資本整備総合交付金3,018万8千円の増額。それから次のページの上になりますけれども、地域元気交付金が1,400万円付きました。これはセットの形で道路ストック点検に使われるものでございます。平成20年等にあった交付金はなんでも使っているですよというような交付金だったわけでございますが、今回の交付金は新しい制度の中で紐付き交付金ということで、それぞれの事業、補助事業の町の負担分に元気交付金が付くというものでございます。

それからちょうど13ページの真ん中ぐらいになりますけども8目の農林水産業費国庫補助金でございますが1節で道路トンネル3カ所の点検業務に元気交付金が付きましたので120万円の増額になります。

それでは次の14ページをお願いいたします。

15款2項2目民生費県補助金でございます。1節の一番下になりますけども重度心身障害者医療対策事業費補助金ということで2,441万7千円が増額をされます。これにつきましては重度心身障害者の医療対策事業補助金ということでございまして窓口無料化に対する国のペナルティ部分のものでございます。県の錯誤によりまして、これが平成20年から今年度分までの国のカット分をここへ予算計上したものでございます。

なお、これに県が2分の1でございますので本町の部分を足して国保会計へ繰出金として支出をするものでございます。

それから3節の児童福祉費補助金でございますけども、293万1千円の増ということでございまして小規模放課後児童クラブと放課後児童健全育成事業補助金ということの2つの入れ替わりということで小規模が当初、予定をしておりましたけども、3カ所、本町である予定でございましたが、実際に運営をしましたならば20人以上ということで普通の放課後児童健全化事業費補助金がいただけということで、小規模のほうを減額し普通の補助金のほうを増額

したものでございます。

次に4目の農林水産業費県補助金でございます。1節でございますが一番下になりますが新規就農総合支援事業費補助金ということで75万円の増額でございます。これにつきましては県の10分の10の事業でございます人農地プラン、農業に就業した者に年間75万円を給付するものでございます。

それから2節でございますけれども林道保全事業費補助金150万円の増額、これにつきましては林道のトンネル点検の委託等に使われるものでございます。それから一番下になりますけれども、10目の災害復旧事業費県補助金でございます。180万5千円の増額でございます。これにつきましては林道三石山線2号個所が増額をされたために全体として増額になるものでございます。

それから次の15ページをお願いいたします。

17款1項2目でございますが指定寄附金でございます。261万5千円でございます。まず6名の方から61万5千円をいただいております。それから学校教育にということで、指定寄附金ということで1名の方から100万円をいただきました。これにつきましては福祉教育学校等就学奨励金に積み立てをいたすものでございます。

それからもう一つは子育て支援に1名の方から100万円の寄附金をいただきました。これにつきましては本人の意思を尊重し各保育所に防災用の備蓄用物置を設置することで予算計上をしてございます。これらにつきましては、匿名の方があるということで名前を全部申しませんが、そんなことですのでよろしく願いをいたします。この一番下の物置を購入する以外は上の16款の財産収入と合わせまして基金等に積み込みをすることになっております。

それから19款の繰越金でございますけれども3億7,482万円でございますけれども、これにつきましては今回の補正の一般財源部分のものでございます。

歳入は以上でございます。

次に歳出をご説明いたします。18ページをお願いいたします。

18ページの中ほどになります。2款1項2目文書広報費でございます。19節に3万円増額をしてあります。これにつきましては橘町の有線放送施設整備事業費補助金ということで施設が古くなって埋め込みスピーカー、それからハイパワーアンプ等を修繕するというところで2分の1、6万1,425円の2分の1が補助金として予算計上をするところでございます。

それから4目の企画費でございますが8節に50万円、これにつきましては定住促進の各種補助金が50万円足りなくなってしまったわけでございますけれども、結婚祝金や出産祝金等のものでございますけれども、実際には3人目のお子さんできたという方が多かったもので足りなくなってしまったものですから今回、増額の補正になります。

それから13節、15節の減額の補正は農業の体験用施設が5棟から3棟になった部分での減額の補正でございます。

次のページの上のほうでございますけれども、28節の繰出金でございますが、これにつきましては土地開発事業特別会計での繰出金でございます。880万9千円の減額でございます。これは建物の解体等の差金でございます。

それから7目のバス運営対策費でございます。11節に56万1千円、修繕費を計上させていただきました。これにつきましてはバス停の表示板の修繕47カ所でございます。峡南広域行政組合から峡南ふるさと創生事業助成金50万円をもらって実施する事業でございます。

それでは次のページ、20ページになりますけども4項の選挙費でございます。3目、4目、5目、次のページまで渡りますけどもこれにつきましては選挙費でございます、それぞれ選挙も終わりましたので計上してある予算すべてを減額補正するものでございます。

次に24ページをお願いいたします。

3款1項1目の社会福祉総務費でございます。28節に6,469万2千円の減額ということで国民健康保険特別会計の繰出金が減額をされているところでございます。法定外で8,222万1千円貸し出してありますのでかなりの額が、思ったほど医療費が伸びなくて貸し出す額を減らしたという形になろうかと思えます。

次の3目高齢者福祉費でございますけども、一番下に28節繰出金でございますけども、介護保険特別会計の繰出金232万4千円でございます。これは給付費でございます。給付費が伸びているということになると思えます。

それから4目の老人医療費、28節繰出金が1,484万1千円の減額ということで後期高齢者医療特別会計の繰出金でございます。

それから5目の障害福祉費でございますが、23節につきましては平成23年度に国からそれぞれ負担金をいただいたり、補助金をいただいたりしたものをここで返すための補正でございまして361万2千円の増。それから次のページにかかりますけども、28節繰出金につきましては4,976万円。国民健康保険特別会計の繰り出しでございまして歳入でも説明をいたしましたけれども重度心身障害者の医療対策事業費の補助金部分、ペナルティ部分でございます。

それから25ページの真ん中あたりになりますけれども2項の1目児童福祉総務費でございます。18節の備品購入費に108万7千円を予算計上させていただきました。これにつきましては防災用品、備蓄用の物置を5園に、それから折り畳み式のアルミリヤカー1台、ベビーカー1台ということでございまして、これにつきましては先ほど寄附金の歳入のほうで説明をいたしましたが1名の方から寄附金をいただきました。北杜市の小林さま、旧久那土保育所の故小林伸子先生からいただいた寄附金でございまして各保育所で備品を購入するためのものでございます。

それでは27ページをお願いいたします。

4款3項1目、27ページのちょうど真ん中あたりになりますけども、簡易水道運営費でございまして28節の繰出金676万5千円減額でございます。

次の28ページをお願いいたします。

6款1項3目農業振興費でございます。19節の下から2番目になりますけども青年就農給付金75万円、歳入で説明をいたしましたが県の100%の事業でございますけども、農業に就業した者に給付をしてくれるということで75万円でございます。

それから次の4目農業土木費の次のページになりますけども19節でございます。ここに県営事業の負担金、県営中山間地域総合農地防災事業費1,496万円。それから中山間地域総合整備事業負担金ということで身延北部地区2,693万8千円。それからため池事業の負担金ということで1千万円それぞれ予算計上をしてございます。

それから2項の2目林業振興費、29ページの一番下でございますけども8節に特定鳥獣害適正管理事業の補助金をいただきまして有害鳥獣の捕獲報償金を300万円、シカ・イノシシ・サルが多かったということで300万円の増額になります。

次の30ページをお願いいたします。

3目林業土木費でございます。13節に林道トンネル点検業務ということでございます。これにつきましては274万6千円増額でございます。林業のトンネル点検だけでは300万円の増額でございます。林道富士見山線3カ所のトンネルを点検するということでございます。

なお14節167万9千円につきましては林道の除雪の経費、重機の借上料でございます。それから19節に県代行事業の林道三石山線の開設事業負担金150万8千円を計上いたしました。これは負担率は10分の1でございます。

31ページをお願いいたします。

8款1項1目土木総務費でございます。13節に5千万円、道路のストック点検事業ということで予算計上をさせていただきました。社会資本整備総合交付金を65%、それから残りの8割を元金交付金ということでトンネルの点検、舗装点検、それから法面等の擁壁点検等を実施するものでございます。

それから2目の急傾斜地崩壊対策事業費でございますけども19節に380万円。これは国、県で実施する対策事業に対しまして本町で5%から10%を負担するものでございます。個所数が増えたということで増額をするものでございます。

次に2項の1目道路橋梁維持費でございます。14節に420万円、増額をしてありますけども、これは除雪の費用でございます。

次の32ページをお願いいたします。

5項の1目でございます。住宅管理費でございますけども19節に木造住宅耐震改修補助金ということで160万円。それから耐震改修の上乗せということで一番下になりますけども、90万円を増額補正させていただきます。これにつきましては、元金交付金を付けて耐震が実施できるということでございまして、その費用でございます。

一番下になりますけども6項の1目下水道総務費に28節繰出金が2,398万円の減額、これにつきましては下水道と農業集落排水の特別会計の繰出金でございます。

それから次の34ページでございますが、これにつきましては教育関係あるいは学校施設の管理、それから子どもたちの学校の振興費にかかる部分でございますが、それぞれ事業費の減額でございます。

38ページをお願いいたします。

10款4項1目の社会教育総務費でございますけども28節の繰出金に青少年自然の里特別会計の繰出金20万5千円の減額でございます。

それから次の39ページをお願いしたいと思います。

ちょうど真ん中に5項の2目でございますが金山博物館の運営費でございます。11節の需用費の修繕費に275万9千円増額をいたしました。町長のお話にもございましたけども金山博物館への侵入未遂事件に伴います修繕費の予算計上でございます。監視カメラの増設それから録画機の設置4台、それからガラスセンサー、室内マルチサイレン等を設置する。それから防犯灯の増設、人を感知するセンサーライトを8台設置するものでございます。

それから飛んでしまって大変申し訳ないですけども44ページをお願いいたします。

12款1項1目の公債費の元金でございますけども3億359万4千円を増額補正いたします。これにつきましては平成20年度に借り入れました臨時財政対策債を今回、繰上償還をするものでございます。ちょうど20年度に借り入れまして今回、借り入れたときの額が3億2,

800万円だったわけでございます。今回、全部繰上償還をしてしまうということでございます。2目の利子につきましては一時借入金等の利子を減額いたしました。

それから13款1項1目の財政調整基金を25節4億円、基金へ積み立てをいたします。これにつきましてはすでに財政調整基金は1億円を取り崩してございますので、前年度の予算からいいますと実質的には3億円をつぎ込むという形になります。

それから1つ飛びまして4目の公共施設整備基金でございますが、これにつきましても4億1千円積み立てるものございまして実質的には4億円を積み立てることになっております。これにつきましては来年度も防災行政無線等のデジタル化等の大きな事業が控えておりますので積み立てをいたします。

それから5目から17目までにつきましては、それぞれ利子や寄附金等を各基金に積み立てる費用でございますのでご理解をいただきたいと思っております。

以上で議案第18号 平成24年度身延町一般会計補正予算(第7号)の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(福與三郎君)

次に議案第19号、議案第20号について、佐野町民課長。

○町民課長(佐野文昭君)

それでは議案第19号 平成24年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の詳細説明をさせていただきます。

歳入から説明をさせていただきます。6ページをお開き願いたいと思っております。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、1節から3節および2目の退職被保険者等国民健康保険税、1節から3節につきましては最新の調定額に徴収率を掛けて算出した結果を反映させていただきました。1目は138万円の増額、2目につきましては152万3千円の増額となっております。

3款1項1目督促手数料、1節につきましては実績によるもので6万7千円増額補正するものです。

4款1項2目療養給付費等負担金、1節につきましては療養給付費は国が国保財政の基盤安定の確立と事業の健全運営に資するために療養費にかかった経費から基盤安定負担金を除いた経費の100分の32を国が交付するというものです。今回、支給見込みから計算いたしましたところ3,499万円の増額ということになりました。

3目の高額医療費共同事業負担金、1節につきましては拠出金額に対しまして国と県でそれぞれ4分の1負担するものです。今回、拠出見込み額から算出しましたところ292万7千円の減額ということになりました。

2項1目財政調整交付金、2節特別調整交付金につきましては160万1千円を増額するものです。

3目高齢者医療制度円滑運営補助金、1節につきましては高齢受給者証交付事務に関わるもので実績によりまして4万円の減額となっております。

続いて7ページをお開き願いたいと思っております。

7款1項1目高額医療費共同事業負担金、1節につきましては先ほどの国庫補助金同様、拠出金額に対しまして4分の1県が負担するものです。今回、拠出見込みから算出しまして292万7千円減額となっております。

2項1目国保老人医療対策補助金、1節につきましては実績に対しまして算出したもので29万4千円増額となっております。

8款1項1目高額医療費共同事業交付金、1節につきましてはこれも実績によりまして算出したもので147万4千円増額となっております。

2目の保険財政共同安定化事業交付金、1節につきましてはこれも実績により算出したもので309万7千円増額となっております。

10款1項1目一般会計繰入金、3節につきましては職員の人件費分で22万6千円の減額です。4節につきましては出産育児一時金で町からの負担56万円の増額となっております。6節につきましてはその他一般会計繰入金で総額1,526万6千円の減額でございます。内訳としましては3件ありまして1点目につきましては県単老人医療対策事業費分としまして19万5千円の増額。2点目につきましては町長の行政報告のほうでありましたとおり重度身障者医療対策事業費の関係で県における重度身障者医療対策事業費、医療費の窓口無料化制度におきまして算出するデータが誤っていたということが判明しました。この制度は平成20年度から実施しておりまして5年間の国民健康保険分としております。町の補助金も入れましての4,976万円ということになっております。3点目は一般会計からの借入額を6,522万1千円減額するものでございます。現在一般会計からの借入額は8,222万1千円となっておりますけども、今回の補正で4款1項2目の療養給付費等負担金が3,499万円増額となりました。また先ほどの重度心身障害者医療対策事業費の関係で4,976万円ということになり、この2点で8,475万円となりましたので24年度は一般会計からの借り入れを行わなくて決算が見込める状態というふうになってきました。

しかし、町長も説明していただいたように12月分までの医療費の積算を今回させてもらっております。ですから不測の事態に対応するというところで予算上1,700万円だけ借り入れた予算で予備費という形で計上させてもらっております。

続いて12款3項6目につきましては1万2千円増額させてもらっています。

続いて歳出を説明させていただきます。8ページのほうをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費、2節4節につきましては人件費ということです。11節需用費につきましては印刷製本費でございまして、高額療養費支給決定通知用封筒を作成するものでございます。

2款保険給付費から9ページの7款共同事業拠出金につきましては、交付金等の数値決定によりまして実績額を見込み、それぞれ財源組み替え等をする中において補正するものとなっております。

続いて10ページのほうをお願いしたいと思います。

8款1項1目特定健康診査等事業費、13節委託料につきましては実績によるということで健診について2万4千円、人間ドック1万8千円の合わせて4万2千円の増額となっております。

2目の保健衛生普及費、13節委託料につきましてはジェネリック医薬品差額通知の作成分というところなんですけども、実績によりまして8万3千円の減額となっております。

続いて9款1項3目償還金、23節につきましてはこれも実績によるもので9万4千円の減額をさせてもらっています。

10款の予備費につきましては先ほども説明させていただいたとおり、療養給費等の今後の

見込みに予期せぬ事態が発生したときのためということとなっております。

続いて後期高齢者のほうの説明をさせていただきたいと思います。

議案第20号 平成24年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の詳細説明をさせていただきます。

歳入から説明をさせていただきます。6ページのほうをお開き願いたいと思います。

1款1項1目特別徴収保険料につきましては保険料の1月末調定数値による現年度分ということで663万1千円の減額となっております。

2目普通徴収保険料については、同じく保険料の1月末の調定数値による現年度分800万円、そして過年度分41万7千円の減額となっております。

3款1項1目療養費繰入金につきましては後期高齢者の広域連合からの確定見込みという形で1,083万8千円の減額となっております。

2目事務費繰入金につきましては一般管理費、徴収費、保健事業費分の減額によるもので50万2千円。そして後期高齢者医療事務費負担金が25万9千円の減額。そして特定健診等システム管理負担金1万9千円の減額。合計78万円の減額ということとなっております。

3目の保険基盤安定繰入金につきましては、広域連合からの確定見込みによるもので322万3千円の減額です。

次に歳出のほうを説明させていただきます。7ページのほうをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費、2項1目徴収費および3項1目保健事業費につきましてはそれぞれ実績に基づきましての減額ということとなっております。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては後期高齢者医療広域連合納付金の決定がされたということで、これに伴いまして2,880万9千円減額となっております。

8ページのほうをお願いしたいと思います。

3款1項1目保険料の還付金でございます。過年度分の保険料の還付金の実績ということで30万円の減額をさせていただいております。

以上で国民健康保険特別会計と後期高齢者医療特別会計の補正予算の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(福與三郎君)

次に議案第21号について、笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長(笠井喜孝君)

議案第21号 平成24年度身延町介護保険特別会計補正予算(第3号)について説明します。

今回の補正は平成24年度の事業費の実績見込みを計算し、また国庫支出金、支払基金交付金、県支出金等の歳入については交付内示、交付決定された額に基づき歳入歳出それぞれ3,433万3千円を追加し総額2億6,141万1千円とする予算をお願いするものであります。

6ページをお願いします。まず歳入から説明いたします。

1款1項1目第1号被保険者保険料の2節現年度分普通徴収保険料ですが調定額の増によるもので600万円を増額します。

次に4款国庫支出金から6款県支出金につきましては交付内示、交付決定に基づきそれぞれ補正するものですが4款1項国庫負担金は1目介護給付費負担金の1節現年度分、2節過年度

分、合わせて329万1千円を追加します。

4款2項国庫補助金については1目調整交付金、これは第1号保険者に占める後期高齢者の割合、それから第1号保険者の所得の分布状況により市町村間の格差を是正するために交付されるものですが1,446万4千円を減額し2目地域支援事業交付金は49万円を減額し合計で1,495万4千円を減額します。

5款1項1目介護給付費交付金は1節現年度分については実績見込みに伴う769万4千円の増額で、2節過年度分については平成23年度事業の精算による569万6千円の増額で合計で1,339万円を追加します。

6款1項県負担金は1目介護給付費負担金の1節現年度分、2節過年度分、合わせて398万3千円を追加します。

7ページをお願いします。

6款2項財政安定化基金拠出金、1目特例による交付金ですがこれは第5期介護保険事業計画期間中の第1号被保険者保険料の増加を抑制するために県に積み立ててきました財政安定化基金の取り崩しによる交付金が確定したことに伴う補正で317万2千円増額し1,317万2千円とするものであります。

6款3項1目地域支援事業補助金につきましては1節介護予防事業費補助金、2節包括的支援事業、任意事業補助金とも減額で24万6千円の減額となります。

8款1項一般会計繰入金につきましても実績見込みに伴うもので1目介護給付費繰入金は368万6千円の増額。2目地域支援事業繰入金は24万4千円の減額。3目その他一般会計繰入金は111万8千円の減額で差し引きで繰入金合計は232万4千円の追加で3億1,806万6千円となります。

9款1項1目繰越金ですが前年度からの繰越金で1,737万4千円を追加し2,209万円になります。

続きまして8ページからの歳出を説明させていただきます。

1款1項1目一般管理費、2節3節につきましては人件費の減であります。11節需用費29万7千円の減額ですが被保険者証封筒作成費等が当初見込みより廉価に済んだため印刷製本費を29万7千円減額します。

19節峡南広域行政組合への負担金の減については、広域で処理している介護保険事務の運営費が減額見込みとなったことによります。

2款1項介護サービス等諸費についてもそれぞれ実績見込みに伴う補正であります。1目居宅介護サービス給付費、3目地域密着型介護サービス給付費、5目施設介護サービス給付については増額であり8目居宅介護住宅改修費、9目居宅介護サービス計画給付費については記載のとりの減額補正であります。

9ページをお願いします。

2款9項介護予防サービス等諸費は1目、3目、7目の3種類のサービス給付費ともそれぞれ減額の実績見込みとなります。

2款4項高額介護サービス等費はサービスを利用して保険給付を受け支払った自己負担額が一定額を超えた場合に超えた部分が払い戻されるもので166万8千円の増額。5項高額医療合算介護サービス等費は介護と医療の自己負担額が限度額を超えた場合に払い戻されるものでこちらは100万円を減額します。

2款6項1目特定入所者介護サービス費につきましては190万円の増額であり2目、10ページに移りますが3目4目の各サービス費は財源組み替えの補正であります。

5款1項1目二次予防事業費につきましても財源組み替えによるものであります。

5款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費につきましては主に人件費の補正であり2目任意事業費、20節扶助費につきましては寝たきり高齢者、介護人見舞金、介護度4または5に相当する高齢者の介護人に年額5万円を支給するものですが120万円の減額であります。

8款1項1目予備費につきましては歳入に見込んだ第1号被保険者、保険料等の一般財源を歳出予算の財源に充当したのちの残額720万4千円を計上し予測を上回る給付費の支出に備えることといたしました。

以上で介護保険特別会計補正予算の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（福與三郎君）

はい。

○15番議員（望月秀哉君）

連絡がありまして急用が出てすぐ連絡しなければということで退場させてください。

○議長（福與三郎君）

許可します。

（退場）

議事進行は引き続き継続して行います。

次に議案第22号について、遠藤水道課長。

○水道課長（遠藤庄一君）

それでは議案第22号 平成24年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について詳細説明をさせていただきます。

それでは予算書4ページをお開きください。

第2表 繰越明許費でございますが2款2項簡易水道建設費のうち下部簡易水道事業の翌年度繰越額1,720万5千円につきましては、波高島地内の常葉川沿い河川縦断占用許可ならびに私有地道路の工事に伴う使用承諾書の交渉が難航し遅れが生じたため波高島取水施設築造工事および電気機械工事を繰越明許とするものでございます。すでに交渉は成立しまして工事は進行しているところでございます。早い時点の完成をしたいと考えているところでございます。

引き続きまして5ページの第3表 地方債補正でございます。

地方債補正の変更につきましては簡易水道事業債ならびに過疎対策事業債の限度額を1億7,960万円に設定しておりましたが建設に関わる簡易水道事業の減額に伴い、簡易水道事業債の限度額を560万円減額し、また過疎対策事業債につきましても490万円の減額であり合わせて1,050万円を減額し地方債限度額を1億6,910万円に設定変更するものでございます。

続きまして歳入からご説明をさせていただきます。8ページをお開きください。

4款1項1目簡易水道国庫補助金、1節国庫補助金につきましては建設事業費の減額により250万円の減額であります。

5款1項1目簡易水道一般会計繰入金、1節水道事業費繰入金につきましては総務費繰入金

12万円の減額、建設費繰入金620万5千円につきましては簡易水道事業の減額ならびに入札差金によるものであり、水道事業費繰入金合計633万円の減額であります。また2節公債費繰入金につきましては43万5千円を減額し簡易水道一般会計繰入金、合計676万5千円の減額補正であります。

8款1項1目水道事業債につきましては、建設事業費の減額によるもので1節簡易水道事業債は560万円減額し、2節過疎対策事業債につきましても460万円の減額であり水道事業債合計1,050万円の減額補正であります。

次に歳出につきまして説明させていただきます。9ページをご覧ください。

1款1項1目簡易水道管理費、2節3節また2款1項1目一般管理費、2節3節につきましては人件費ですので省かせていただきます。

2款1項1目簡易水道建設費、11節需用費の消耗品につきましては26万1千円の増額補正です。14節使用料及び賃借料につきましては国庫補助事業の事務費対象であり、事務機器の新規入れ替えに伴いリース料が減額となったために26万1千円を減額し、需用費に振り返るものであります。

15節工事費につきましては1,540万5千円の減額補正です。これにつきましては建設費の減額および入札差金によるものであります。

19節負担金補助及び交付金につきましては380万円の減額補正です。これは湯町簡易水道事業、県道湯之奥上之平線、舗装本復旧工事負担金の減額によるものです。

3款1項1目元金、23節償還金利子及び割引料につきましてはその他財源として一般財源に43万5千円を財源組み替えするものでございます。

以上で議案第22号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

次に議案第23号、議案第24号について、樋川環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

それでは議案第23号と第24号の説明をさせていただきます。

まずはじめに議案第23号 平成24年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第3号）について詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。歳入から説明させていただきます。

1款1項1目農業集落排水使用料4万1千円の減額、2目小規模集合排水使用料2万9千円の減額、これにつきましては実績見込みによる減額であります。

2款1項1目農業集落排水事業繰入金21万2千円の減額、2目小規模集合排水事業繰入金5万7千円の減額、3目戸別浄化槽整備事業繰入金131万5千円の減額、この一般会計繰入金につきましては維持管理費、公債費の精査による補正であります。

3款1項1目繰越金、前年度繰越金9万円の追加補正であります。

7ページへいきまして歳出を説明させていただきます。

人件費については省略させていただきます。

1款1項1目上之平地区維持管理費16万5千円の減額。2項1目元金につきましては繰越金収入の計上に伴う一般会計繰入金との財源組み替えでございます。

2款1項1目北川地区維持管理費8万6千円の減額。

3款1項1目戸別浄化槽整備事業維持管理費131万3千円の減額。このうちの12節役務費は117万8千円の減額につきましては、汚泥引き抜き手数料の精査による減額であります。

以上で議案第23号の詳細説明を終わらせていただきます。

引き続き議案第24号をお願いします。

議案第24号 平成24年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。歳入の説明をさせていただきます。

1款1項1目中富下水道事業分担金66万円。これは4戸分の追加でございます。4目身延下水道事業分担金733万円、これは31戸分の追加でございます。5目下部下水道事業分担金20万円。これは1戸分の追加でございます。合わせて819万円の追加補正であります。

2款1項4目身延下水道事業使用料335万6千円の追加、これにつきましては実績見込み額の精査によるものでございます。

4款1項一般会計繰入金につきましては1目から6目までそれぞれ事業費、維持管理費、公債費の精査により合わせて2,239万6千円を減額するものであります。

7ページの5款1項1目繰越金、前年度繰越金10万4千円の追加補正であります。

次に8ページをお願いします。

歳出であります。1款1項1目下水道事業総務費24万9千円の減額。2項1目身延下水道事業建設費52万5千円の減額。このうちの13節委託料26万7千円の減額。これにつきましては下水道台帳情報管理作成業務委託の請負差金でございます。2目下部下水道事業建設費641万1千円の減額。このうちの11節需用費57万円の減額、これにつきましては消耗品費と公用車の燃料費の精査による減額補正であります。15節工事請負費574万1千円の減額。下部処理区の建設工事に単独事業費として当初700万円を計上しておりましたが工事の完成による事業費精査により574万1千円を減額するものであります。

9ページにいきまして1款3項維持管理費につきましては1目から5目までは各事業の維持管理費の精査による補正でありました。合わせて280万7千円を減額するものであります。

10ページをご覧ください。

1款4項公債費につきましては1目、5目、7目、9目については分担金及び使用料等の収入に伴う一般会計繰入金との財源組み替えの補正であります。

8目身延下水道事業利子69万9千円の減額。また10目の下部下水道事業利子5万5千円の減額。これにつきましては借入利率の確定に伴う減額であります。

以上で議案第24号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(福與三郎君)

次に議案第25号について、佐野生涯学習課長。

○生涯学習課長(佐野勇夫君)

議案第25号 平成24年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第3号)について詳細説明をさせていただきます。

歳入についてご説明いたします。6ページをお開き願います。

1款1項1目施設使用料、2節施設使用料94万3千円の減額は自然の里各種事業の参加者の減により施設使用料、食堂利用収入の影響が出たための減額であります。

2款1項1目青少年自然の里補助金、2節青少年自然の里補助金の20万円の減額は事業回

数の減により補助対象である7ページの歳出、2款1項1目8節報償費の講師謝礼が40万円の不用額となったため補助率2分の1により20万円を減額するものであります。

4款1項1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金の20万5千円の減額は歳出の体験施設運営費食堂事業費が減となったため一般会計からの繰入金も減にするものであります。

次に7ページ、歳出の1款1項1目一般管理費は20万1千円を減額するものであります。このうち11節需用費39万7千円の増額については光熱水費に38万6千円の増額で電気料の増額分です。修繕費3万円は受水槽バルブ修繕です。27節公課費30万4千円の減額は23年度確定申告消費税実績によるものでございます。

次に2款1項1目体験施設運営費は46万6千円を減額するものであります。8節報償費40万円の減額は陶芸教室の利用団体を23団体と見込みましたが16団体の実施であったため講師料が減となったものです。

次に3款1項1目食堂事業費は68万1千円を減額するものであります。13節委託料の減額は利用者数の減少に伴いまして食堂利用者分が減額となったためであります。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（福與三郎君）

次に議案第26号について、丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

それでは議案第26号 平成24年度身延町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）について詳細説明をさせていただきます。

歳入から説明させていただきます。6ページをお開きください。

1款1項1目一般会計繰入金を880万9千円減額させていただきました。これは歳出の各項目を精査させていただき不要な区分を計上したものです。

次に歳出を説明させていただきます。7ページをご覧くださいと思います。

1款1項1目一般管理費の11節需用費および14節使用料及び賃借料を精査し不用額を減額させていただきました。

2款1項1目住宅地造成事業費の13節委託料及び15節工事請負費は入札差金をそれぞれ減額させていただきました。

17節公有財産購入費につきましてはお一人の方が替え地を希望され、コマの東側の駐車場用地と等価交換することになり、その購入費分を減額補正させていただきました。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

議事の途中ですけども、ここで暫時休憩をいたします。

再開は2時30分といたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時30分

○議長（福與三郎君）

休憩前に引き続き議事を再開いたしますけれども、その前に望月議員の入室を許可します。

（入室）

それでは引き続きまして平成25年度予算関係、議案第27号について、笠井財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは議案第27号 平成25年度身延町一般会計予算につきまして詳細説明をさせていただきます。

平成25年度の当初予算につきましては24年度より8億9,210万円大きい88億1,250万円となります。この大きくなった予算の原因につきましては単純に金額だけで比較いたしますと平成24年度に設計をいたしまして25年、26年度で実施をいたします防災行政無線のデジタル化更新事業ということで、あとで説明いたしますけれども平成25年度につきましては約4億円ぐらいいきくなります。それから身延地区の下山公民館の新築工事で約2億円ぐらいいきくなります。それから臨時財政対策債の平成15年度借り入れた起債を借り換えるということで3億円予算計上をさせていただきます。これらを合計いたしますと約9億円ですので大きくなった大体そのぐらいいの金額が理由ということでございます。

さてページを追って歳入歳出を説明してまいるわけでございますけれども、昨年と変わっていると、金額の大きな事業等を時間の関係もありますので中心に説明をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いを申し上げます。

まず8ページをお願いいたします。第2表 継続費でございます。

先ほどちょっと触れましたけれども、9款3項防災費で防災行政無線デジタル化更新事業ということで10億8,605万7千円の予算計上でございます。そのうち平成25年度は3億9,190万6千円ということになります。

次の9ページをお願いいたします。第3表 地方債でございます。

まず過疎対策事業債でございますが耐震性貯水槽2基ですが380万円。それから消防自動車の購入で780万円。それから町道大道市之瀬線の道路改良で2,700万円。それから橋梁の耐震補強工事1,180万円です。それから合併特例事業債5億3,820万円でございますけれども中山間地域総合整備事業の負担金が6,120万円、身延地区の公民館、下山分館の建設事業が1億4,200万円。それから防災行政無線のデジタル化更新事業が3億3,500万円。合計5億3,820万円でございます。それから公共事業等債ということで中山間農地防災事業の負担金が880万円、ため池整備事業の負担金が670万円です。合計1,550万円です。

それから臨時財政対策債3億5千万円でございます。それからもう1本、臨時財政対策債、これにつきましては借り換えでございます。平成15年度に起債をお借りした部分でございます。15年ですから旧町の部分で中富、下部、身延それぞれお借りをしていたわけですが下部のものは公金でございました。そのほか中富、身延の部分については縁故債ということでございますので、お返しをするということで3億3,040万円を予定しております。これは借り換えでございますので、一応予算へ計上して全部お返しをさせていただきます。そしてまた同じ金額をお借りするというので利率だけ変わる部分でございます。ただこれは来年の3月でございますので、そのときまでに財政を運営して状況がよければ、またもう1回借りないということで実質的に繰上償還等ができればいいかなと考えております。

それでは12ページをお願いいたします。

1款町税につきましては歳入の15.4%を占めております。厳しい経済情勢を踏まえまして町税全体で1,700万円程度減額の予算計上になっております。

13ページのほう2款の地方譲与税から次の14ページの9款地方特例交付金までは国税、

県税で徴収をした税を一定の割合で市町村に交付をしていただけるもので国・県の試算、または24年度の決算等を踏まえまして予算計上をしたところでございます。

14ページの10款でございます。地方交付税でございます。これにつきましては前年度よりも3千万円くらい減額をいたしております。普通交付税が39億8,200万円、特別交付税が1億5千万円ということで全体の構成比率は46.9%になっております。

同じページですが、12款の分担金及び負担金につきましてはそれぞれ保育所の保護者の負担金や老人福祉施設の入所負担金また学校給食等の負担金でございますけれども、保護者や生徒数が減っているために前年に比べて10.5%の減額になっております。

それから15ページの13款の使用料及び手数料でございます。これにつきましても2.5%の減ということになってございます。現代工芸美術館等につきましては第28回の国民文化祭を実施いたしますので使用料が入ってこないということもございまして、全体では観光客等の減により減額になっております。

次のページ、16ページをお願いいたします。

14款1項1目2目の部分でございますけれども、今回新たに2目の衛生費国庫負担金が増えました。これは母子保健衛生費国庫負担金ということで、これにつきましては養育医療の助成金にあたるものでございまして、今までは県で実施をしておりましたので県費で給付されていたものでございますけれども、移譲事務によりまして町村にまいった部分でございます。これにつきましては未熟児に対する医療の給付等でございます。国が2分の1、町と県が4分の1ずつでございます。のちほど15款のほうでも県費のほうでも増えておりますのでご覧をいただきたいと思っております。

それから次に2項の3目でございますけれども、2節の土木費補助金で6,760万円の社会资本整備交付金がございます。これにつきましては消防車の購入等にも充てるものでございまして、特に橋梁の長寿命化の耐震補強工事等に8千万円の事業でございますけれども、5,200万円補助金が付いたところでございます。

それから3項の1目の総務費国庫委託金でございますけれども1節の中長期在留者住居地届け出等事務委託費交付金でございます。これにつきましては昨年の7月に全員協議会でご説明を申し上げたと思うわけでございますけれども、外国人登録事務移譲事務交付金というのが前はございました。けれどもこれが新たに変わったものでございます。これによりまして外国人の方にも住民票が作成されるようになったものでございます。

それでは続きまして18ページの真ん中あたりになりますけれども15款2項2目の民生費県補助金でございます。1節の一番下、重度心身障害者医療対策事業費補助金1,186万円それから3節のひとり親家庭医療対策事業費補助金、それから一番下の乳児医療対策事業費補助金41万7千円と41万円でございますが、これらは国保会計へ繰り出す部分で国からのペナルティの補助金の減額による県と町の補てん分でございます。

それから3目の衛生費県補助金につきましては4,267万8千円の減でございます。これにつきましては昨年は子宮頸がんのワクチン接種の補助金や妊婦健康診査の補助金等々が予算計上されておりましたけれども、これらが一般財源化され交付税に含まれておりますので、自分の町でやってくださいということで、国で一般財源化をいたしましたので今度は補助金として入ってまいりません。それからドクターヘリの3千万円の事業がなくなりまして今年は1事業300万円の1カ所ということでドクターヘリの離着場の整備補助金が2分の1、150万

円まいます。

それから4目でございます。農林水産業費県補助金でございますけども2節の一番下のほうにツキノワグマ放獣事業補助金20万円、これは昨年も補正をいたしましたけども100%県でいただけるものでございます。それからその下に森林整備加速化・林業再生事業補助金ということで2,148万8千円でございます。このうち148万8千円につきましては松くい虫の防除事業でございますけども、残りの2千万円は町長からも話がございましたけども、身延地区の下山分館を建設することに対しましての2千万円の補助金でございます。県産材を使った建築物を整備するということで林業振興に寄与するということで4千万円の事業費の2分の1をいただけるというものでございます。

それから20ページにつきましては、3項の1目4節に選挙費委託金ということで参議院選挙費の委託金が計上をされております。

それから16款の1節財産貸付収入でございますけども、下から2番目に町有地貸付料184万円予算計上されております。これにつきましては江尻窪の残土処理場、昨年土地を買収いたしました国交省に10年間、貸し出しを予定しているところでございます。

歳入は以上でございます。

それでは27ページ、28ページをお願いいたします。歳出のほうにまいます。

2款1項1目一般管理費、これは庁舎の管理、あるいは本庁舎の管理、それから職員の給与等でございますけども、ここにつきましては昨年、庁舎の前庭を整備したり、それからふるさと号を購入したり、サーバーを購入したりということで昨年は大きな予算を取っておりましたので今年は4,658万3千円の減額になります。

それから32ページをお願いいたします。

3目の財産管理費でございます。15節の工事請負費に旧豊岡小学校のプールの解体撤去工事それから旧波高島高島分校の解体撤去工事933万5千円の予算計上をしております。

それから4目でございますが34ページになりますが28節の繰出金2,618万3千円を土地開発事業特別会計へ繰り出すことになっております。

それから38ページになりますけども、ここにつきましては2項の2目賦課徴収費でございます。3年に一度の評価替えの年になりまして、その準備といたしまして207カ所の宅地の鑑定をしなければならないということで、その費用が載っております。またコンビニ収納業務に対する費用等もここに予算計上をしてあるところであります。前年度より1,453万7千円増額になっているところでございます。

それから39ページの4項の選挙費、次の40ページから3目4目とございますけども町議会議員の選挙費にかかる経費、それから4目は参議院議員の選挙費にかかる経費、町議会議員が10月の予定、それから参議院議員が7月の予定で予算計上をされております。

それでは次に48ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費の28節でございますけども、国民健康保険特別会計へ2億4,810万4千円、繰り出すものでございます。なお、この中には法定外の繰出金8,371万6千円を含んでおります。

次の50ページになりますけども3目の高齢者福祉費でございます。20節の扶助費につきましては養護老人ホーム等への入所者の措置費でございます。46人分でございます。それから28節の繰出金につきましては3億3,027万円ということで介護保険特別会計と介護

サービス特別会計のほうへ繰り出す費用でございます。

次の4目の老人医療費につきましても28節は後期高齢者の特別会計へ繰り出す繰出金3億3,134万4千円が計上されているところでございます。

それから次の5目でございます。障害福祉費でございますけれども51ページの真ん中より下になりますけれども、20節扶助費の一番上になりますけれども重度心身障害者の医療費助成金がついに1億円を超えて1億185万6千円計上されているところでございます。

次の52ページの28節繰出金は国民健康保険へ繰り出す部分でございますが、先ほどから何度もお話をしておりますけれども重度心身障害者医療費等のペナルティ部分の国保会計への繰り出しになります。

それでは54ページをお願いいたします。

2項の1目児童福祉総務費でございます。20節には子育て支援やひとり親の医療費助成の関係それから先ほど申しました養育医療の関係、未熟児の助成に関する費用等が計上されております。28節につきましては同じくペナルティ部分の国民健康保険への繰出金でございます。

それから2目の児童措置費につきましてはこれは児童手当に、今回また児童手当に戻りましたけれども児童手当にかかる給付の部分でございます。

それから3目常葉保育所から62ページまで各保育所の運営をいたします経費がそれぞれ載っておりますのでよろしくをお願いいたします。

それから62ページですが8目の民間保育所費でございます。ここにつきましては13節に1億4,682万5千円。民間保育所にかかる国からの負担金7,238万5千円を含んでおりますけれども民間保育所への運営費の委託料が予算計上をされているところでございます。

それから4款1項1目の保健総務費でございます。63ページの中ごろ13節でございます。ここにつきましてはそよかぜワークハウスへの委託金等が予算計上されておるところでございます。

それから15節につきましては工事請負費で先ほど説明いたしましたけれども、ドクターヘリの場外離着陸場が1カ所300万円ということで予算計上をされているところでございます。

次の64ページをお願いします。

2目の予防費でございますけれども13節の委託料にそれぞれインフルエンザや風疹の混合ワクチンや子宮ガン予防ワクチン等、ここに予算計上をしております。ただ歳入のほうにつきましては一般財源化をされたので入ってこないということでございます。

それから委託料の一番下になりますけれども診療所運営業務ということで5診療所分1千万円を飯富病院へ委託をする費用でございます。これは各診療所5カ所分、中富地区2カ所、それから下部地区3カ所の診療所の部分でございます。

それから19節に飯富病院の起債償還負担金5,843万3千円、飯富病院の建物を建てたりしたときの起債の償還分の負担金でございます。

それから飯富病院の普通交付税再配分ということで2,687万4千円につきましては本町へ交付税が早川町の分も入っておりますので早川町へ支出をする部分でございます。

それから3目の母子保健費、次のページをお願いします、66ページになりますけれども13節には妊婦一般健康診査の費用、それから20節には不妊治療の医療費の助成金が予算計上されているところでございます。

それから4目老人保健費につきましては13節委託料に住民の循環系の健診や各種ガン検診

等の費用が計上をされているところでございます。

それから5目環境衛生費でございますけれども、68ページをお願いいたします。ちょうど真ん中あたりになりますけれども、19節負担金補助及び交付金の中の補助金に住宅用の太陽光発電システム設置費補助金ということで5万円40件の費用が200万円、予算を計上してございます。

それから69ページの真ん中ころになりますけれども、4款2項1目の清掃総務費に峡南衛生組合の負担金が予算化されております。

それから3項の1目簡易水道運営費、70ページになりますけれども28節に簡易水道特別会計への繰出金3億8,334万9千円が載っております。

それからページの一番下になりますけれども5款1項1目で労働諸費ということでシルバー人材センターをお願いする各施設の草刈りやトイレの清掃、給食の調理等の業務であります。そのほか緊急雇用創生事業ということで8事業が含まれております。

上のほうから5番目、フィルムコミッション事業581万円、それから特産品6次産業化事業1,290万円、それから動画配信事業730万円、それから下のほうへいって下から2つ、地域活性化支援促進事業302万8千円、それから本栖湖エコツーリズム普及促進事業861万円、それから次のページの上から3つ、体験型観光推進事業277万円、それから地場産業育成事業437万円、それから観光資源の活性化事業640万円、この8つが補助事業で実施する緊急雇用創出事業の8事業になります。

それでは次に76ページをお願いいたします。

6款1項4目農業土木費でございます。77ページの15節になりますけれども、耕作放棄地再生支援整備事業ということで排水路等の改良工事1,600万円。それから19節には県営事業の負担金、農地防災、それから総合整備事業負担金、中山間総合整備事業負担金、それからため池事業の負担金等が予算計上されているところでございます。

それから2目の3節、79ページになりますけれども、15節に林道三石山線の改良事業ということで1,950万円を予算計上してございます。これにつきましては、三石山林道の開設事業が平成24年度で終了をするため、これからは町が工事をしていくしかないということで負担金ではなくなります。

それから次の81ページをお願いいたします。

7款2項1目観光費でございます。一番下になりますけれども11節に修繕費392万4千円、本栖湖いこいの森キャンプ場のシャワー設備の修繕をするということで修繕費を計上しております。

それから次の82ページでございますけれども、13節委託料の部分にそれぞれ登山道の案内標識の整備事業ということで、次の83ページの上のほうにもなりますけれども予算が計上されているところでございます。

それから19節の次の84ページになりますけれども、一番下のほうに下部観光協会、それから身延山観光協会、あとお祭りの補助金等の補助金が828万円予算計上してございます。

それでは次に87ページをお願いいたします。

8款2項2目道路新設改良費でございます。平成24年度に橋梁の長寿命化計画を作成いたしました。それに基づきましてこれから平成25年から約5年間ぐらい橋梁の耐震補強、あるいは修繕を実施していく費用でございまして、まず本年度につきましては委託料、工事費含め

て8千万円を計上してあります。

13、15節に予算計上をしておるところでございます。

それから88ページをお願いいたします。

4項1目都市計画総務費でございます。13節に身延山門内地区における景観形成推進費ということで予算が計上してあるところでございます。これは山梨県の景観モデル事業の補助金ということで2分の1、補助金をもらいまして業務を作成するものでございます。

次に89ページでございますが、5項の1目住宅管理費でございます。11節の修繕費に500万円、古い住宅がかなり多くなって修繕費がかかります。500万円計上させていただいております。

それから13節の委託料、一番下になりますけども榎田、西嶋第2、八日市場、それから相又の各住宅が3年に一度の調査でございますけども、特殊建物定期調査の対象になっておりますので、その経費が予算計上をされております。

また15節には工事請負費で上沢北団地のガス配管の改修工事等1,023万1千円が計上されているところでございます。

次の90ページをお願いします。

6款1項下水道総務費でございますけども、28節の繰出金、下水道の特別会計、それから農業集落排水の特別会計、それぞれ繰出金が予算計上をされておるところであります。

それから92ページになりますけども9款1項1目非常備消防費のうちの15節工事請負費、これに1,822万円予算計上をされております。これにつきましては大島地区に身延第4分団第6部ですけども、消防の詰め所を新築するものでございます。それから18節につきましては消防ポンプ車、消防積載車等を購入する費用が予算計上されているところでございます。

それから2目の消防施設費、93ページの真ん中あたりでございますけども、これは防火水槽の設置工事でございます。2カ所を予定しております。

それから3項の1目防災費、94ページになりますけども、中ほどよりちょっと下でございますけども15節に工事請負費3億8,740万8千円。これは防災行政無線のデジタル化更新事業の工事費でございます。

それから次の95ページでございますけども10款1項1目教育委員会費でございますが、この委員会費の中に複式学級の解消をいたします久那土1名、下山2名、原小学校1名の4名の町単職員を配置しております経費、7節でございますけどもそれぞれが予算を計上しているところでございます。

それから98ページをお願いいたします。

2項の1目の小学校費の学校管理でございますけども、11節に光熱水費1,812万1千円、これは各小学校の電気水道料等でございます。

それから次の100ページから105ページまで久那土小学校管理費から大河内小学校までそれぞれ各小学校の維持管理にかかる費用を予算化してございます。

それから106ページの10目の久那土小学校教育振興費から111ページまで大河内小学校の教育振興費まで、ここにつきましても子どもたちへの教育振興にかかる予算を計上しているところでございます。

それから111ページにつきましては3項の中学校費でございます。学校管理費それぞれ久那土中学校から身延中学校管理費まで学校の管理に関する費用が予算計上されております。

それから116ページから教育振興費、各中学校の子どもたちにかかる教育振興費が119ページまで予算計上されておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

次に120ページをお願ひいたします。

10款4項1目の社会教育総務費でございます。一番下になりますけれども、19節のところに第28回国民文化祭、町主催事業負担金ということで予算が計上されております。

それから次のページに入りますけど、28節928万7千円は青少年自然の里特別会計の繰出金でございます。

それから2目の公民館費でございます。次のページをお願ひしたいと思います。13節それから15節それから18節でございますけれども、13節には下山分館の建設に伴います設計管理費、それから15節は工事請負費、それから18節には備品一式の費用が下山公民館の費用が予算計上されているところでございます。

それから129ページをお願ひいたします。

4目の総合文化会館管理費になりますけれども修繕費として1,723万4千円が予算計上されております。これについては金額が大きいわけでございますけれども、舞台の吊り物の装置を制御する制御盤の更新修繕ということで予算計上をしているところでございます。

それから6項の1目、133ページ、134ページ、135ページの2目から3目、4目それぞれ学校の給食費の費用が予算計上をされているところでございます。

それから139ページをお願ひいたします。

ちょうど真ん中あたりになりますけれども、12款の1項1目元金ということでこれは借入れた起債等を返していく公債費でございます。この中に地方債を返していくわけですが、元金の中に3億3,040万円ということで借り換えの部分が載っておりますので3億3千万円分は臨時といいますが、通常よりも多い金額になっております。

それからその下の13款1項につきましては基金費でございます、それぞれ利子を積み立てたりしていく部分でございます。

以上飛び飛びで分かりづらい説明で大変恐縮です。以上で議案第27号 平成25年身延町一般会計予算の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

○議長（福與三郎君）

次に議案第28号、議案第29号について、佐野町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

それでは議案第28号 平成25年度身延町国民健康保険特別会計予算についての詳細説明をさせていただきます。

歳入のほうから説明させていただきます。8ページをお開き願ひしたいと思います。

1款の国民健康保険税につきましては平成24年11月末の調定額をもとに算出し、一般および退職の現年課税分につきましては徴収率を94%、被保険者数の減少率を乗じまして算出しております。滞納繰越分につきましては一般分の徴収率を10%、退職分の徴収率につきましては医療給付費分を7%、後期高齢者支援金分を5%、介護給付費分3%として計算してありまして予算額は4億3,473万7千円とさせていただきます。

続いて9ページのほうをご覧ください。

4款国庫支出金から10ページの8款共同事業交付金につきましては、事業費見込みに補助

率として負担率等に乗じた数値を計上してあります。

続いて11ページのほうをご覧願いたいと思います。

10款1項1目一般会計繰入金、1節につきましては保険税軽減分に対しまして県が4分の3、町が4分の1負担する中で一般会計より国保会計に繰り入れるもので平成24年度の申請額に対しまして減少率を掛けた6,771万3千円の計上でございます。

2節につきましては、低所得者数に応じまして保険料額の一定割合を公費で補てんするもので国が2分の1、県と町でそれぞれ4分の1ずつ負担することになっておりまして1,320万9千円の繰り入れとなっております。

3節職員給与費等繰入金につきましては、歳出の1款総務費に充当するもので職員人件費としては4名分を見込んであります。

4節につきましては出産育児一時金でございまして12名分の使用額に対しまして3分の2の額366万円を計上してあります。

5節につきましては財政安定化支援事業繰入金です。これは低所得者数の割合、高齢者の割合が高いなど保険者の責めに帰さない財政事情に着目した補てん金、そういうことでございませぬ。予算額は4,010万1千円です。

6節につきましてはその他一般会計繰入金ということで1億1,718万3千円となっております。

説明欄のその他の内容でございますけれども、総額9,032万6千円でございます。内訳としましては審査支払手数料が365万8千円。特定健診等データ管理システム手数料としまして68万4千円。レセプト点検員の委託料としまして226万8千円。そして一般会計からの借入金、要するに先ほど財政課長のほうからも説明がありましたとおり8,371万6千円。昨年当初予算ですと1,700万円でしたけども8,371万6千円を借り入れしての予算ということになっております。

続いて歳出のほうを説明させていただきます。13ページのほうをお開きください。

1款1項1目2節から4節までは職員の人件費4名分です。

13節につきましてはレセプト等の電算処理委託および電算システムの保守点検の委託でございまして316万5千円でございます。

続いて14ページをお願いします。

2款1項療養諸費から15ページの2款高額療養費につきましては、平成24年度の実績をもとに算出したということになっております。

続いて16ページをお願いいたします。

3款1項1目後期高齢者支援金、19節につきましては医療保険加入者1人当たりの支援金に対しまして被保険者数を掛け、その出された数値に調整率を掛けた数値となっております。この数値は支払基金で算出したもので2億1,866万2千円計上となっております。

4款前期高齢者納付金等から17ページの6款介護納付金につきましては、やはり支払基金への納付金となっております数値につきましては、その支払い基金からの通知額も計上させてもらっております。

17ページをお願いいたします。

7款の共同事業拠出金につきましては、これは県が市町村で国保連合会に拠出してありますもので、市町村が連合会に拠出した金額に対しまして国と県が4分の1ずつ財政支援すること

になっております。この算出数値につきましては、国保連合会より示された数値で計上されています。

8款1項1目特定健康診査等事業費につきましては住民健診の費用でございまして平成24年度の実績をもとに計上させてもらっております。

18ページのほうをお願いいたします。

2目の保健衛生普及費、13節につきましては昨年度から実施した事業でございましてジェネリック医薬品の差額通知を該当する被保険者へ送付する事業でございまして。国保連合会への通知書作成の委託料でございまして。

以上で国保の説明を終わらせていただきます。

続きまして議案第29号 平成25年度身延町後期高齢者医療特別会計予算につきましては詳細説明をさせていただきます。

歳入のほうから説明させていただきます。6ページのほうをお開き願います。

歳入の保険料につきましては平成24年11月の調定数値をもとに計算しております。

1款1項1目特別徴収保険料、1節につきましては特別徴収3,133名分の保険料でございまして。

2目の普通徴収保険料、1節現年度分につきましては普通徴収638名分の保険料となっております。2節の過年度分につきましては24年度の徴収率96%に対する滞納繰越分を見込んだ数値ということで計上しております。

3款1項1目療養費繰入金につきましては広域連合よりの数値をもとに算出してあります。そしてその12分の1を療養費の町負担繰入分として計上したものでございまして。

2目の事務費繰入金につきましては保健事業費分および後期高齢者広域連合で示された数値の共通経費を均等割、総人口割、後期高齢者人口割で算出した数値を計上したもので3,174万1千円を計上させてもらっております。

続いて3目保険基盤安定繰入金につきましては低所得者に対する軽減措置分でありまして県が4分の3、町が4分の1負担するもので一般会計よりの繰入金でありまして6,302万円となっております。

4款1項1目から5款1項1目までは科目設定となっております。

続いて歳出のほうの説明をさせていただきます。7ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費、2節から4節につきましては1名分の人件費です。12節につきましては通信運搬費で主に保険証更新の送料でございまして。13節につきましては後期高齢者医療標準システムの保守料でございまして。19節につきましては広域連合への共通経費および計算センターへのシステム保守点検に対する負担金でございまして。

8ページのほうをお願いいたします。

3項1目保健事業費、13節の委託料につきましては特定健診の委託料でございまして。960人分608万7千円の計上をさせてもらっております。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節につきましては後期高齢者広域連合への納付金でありまして歳入で保険料および療養費、保険基盤安定負担金の数値の分を合算した額で4億4,141万円を計上させてもらっております。

3款1項1目保険料還付金、23節につきましては過年度におきまして所得等の修正申告をしたために保険料が変更になり、還付が生じた場合の予算ということで60万円を計上してあ

ります。

以上で国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の当初予算の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

次に議案第30号、議案第31号について、笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

議案第30号 平成25年度身延町介護保険特別会計予算について説明させていただきます。9ページをお願いします。はじめに歳入です。

1款1項1目第1号被保険者保険料65歳以上の被保険者保険料で前年度対比213万8千円の増額です。1節現年度分特別徴収保険料、現年度分特別徴収保険料調定見込み額、この見込み額の97%で3億1,800万円を計上しました。年度内の人口移動等を考慮して97%を見込んでおります。2節現年度分普通徴収保険料、現年度分普通徴収保険料調定見込み額の78%で2千万円を計上しました。3節滞納繰越分保険料、前年度と同額で50万円を見込みました。

3款使用料及び手数料は科目設定です。

次に4款国庫支出金、1項国庫負担金は前年度比較2,034万3千円の増額です。1目介護給付費負担金、1節現年度分ですが平成25年度保険給付見込み総額に国の負担割合を乗じて計算した金額3億7,358万5千円を見込みました。2節過年度分は科目設定です。

2項国庫補助金は前年度比較469万4千円の減額です。1目調整交付金、1節現年度分ですが平成25年度保険給付見込み総額21億2,288万3千円の9%を見込み1億9,105万9千円を計上しました。2目1節地域支援事業交付金ですが介護予防事業費477万6千円の25%を見込み119万4千円。2節包括的支援事業任意事業交付金は包括的支援事業任意事業費3,760万1千円の39.5%で1,485万2千円を計上しました。

次に5款1項支払基金交付金は前年度比較3,075万4千円の増額です。1目介護給付費交付金、1節現年度分ですが40歳から64歳の第2号被保険者の保険料で平成25年度保険給付見込み総額21億2,288万3千円の29%で6億1,563万6千円を計上しました。2節過年度分は科目設定です。

2目地域支援事業支援交付金は介護予防事業費477万6千円の29%で138万5千円です。

10ページに移ります。

6款1項県負担金です。前年度比較1,425万3千円の増額で1目介護給付費負担金、1節現年度分ですが平成25年度保険給付見込み総額に県の負担割合を乗じて得た金額3億1,635万円です。2節は過年度分で科目設定です。

2項1目地域支援事業補助金は前年度比較8万円の減で802万3千円です。1節介護予防事業補助金は介護予防事業477万6千円に補助率12.5%を乗じた59万7千円を計上しました。2節包括的支援事業任意事業補助金は包括的支援事業任意事業の見込み額3,760万1千円の19.75%にあたる742万6千円の計上であります。

7款の財産収入につきましては科目設定です。

次に8款は一般会計からの繰入金で前年度比較1,657万4千円の増です。1目介護給付費繰入金は平成25年度保険給付見込み総額21億2,288万3千円の12.5%で2億6,

536万1千円を見込みました。

2目地域支援事業繰入金、1節介護予防事業繰入金は介護予防事業費の12.5%、59万7千円。2節包括支援事業任意事業繰入金は包括的支援事業任意事業の見込み額の19.75%で742万6千円を計上しました。

3目その他一般会計繰入金につきましては1節で介護担当職員3人分の人件費2,439万円。2節で介護保険事務費分としまして3,237万9千円を計上しました。

次に11ページになります。

9款繰越金として100万円を見込みました。

10款諸収入につきましては科目設定のため各節に1千円を計上しました。

11款1項1目財政安定化基金貸付金は保険給付費の財源不足分として4千万円を借り入れる見込みで計上したものであります。

続きまして歳出について説明させていただきます。12ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費につきましては前年度比較334万7千円の増額であります。これは人事異動に伴う人件費と委託料の増によるものであります。

2節、3節、4節につきましては一般職3人分の人件費です。

8節報償費は介護保険運営協議会委員10人分の報償費であります。

9節旅費1万円、11節需用費102万4千円につきましては説明欄に記載のとおりであります。

12節役務費216万2千円ですが郵便料、電話料の通信運搬費127万8千円と各種事務手数料88万4千円です。

13節委託料154万4千円のうち9万5千円はシルバー人材センターへの委託で毎月職員と同行し保険料の徴収を行う業務であります。また新規事業として介護保険事業ニーズ調査業務としまして144万9千円を計上しました。これは第6期、平成27年から29年度までなんですが、介護保険事業計画を策定するときの基礎資料とするために一般高齢者、それから要介護認定者の生活実態や意向調査を実施し、集計・データ分析する業務でありましてこの業務を委託する予定であります。

14節使用料及び賃借料8万8千円は事務機器のリース料等です。

19節負担金補助及び交付金は峡南広域行政組合への負担金で介護保険運営負担金1,269万2千円と介護保険システム関連の負担金170万1千円の合計1,439万4千円です。

20節公課費につきましては軽自動車の重量税です。

13ページをお願いします。

1款2項1目介護認定審査会費は峡南広域行政組合への負担金で介護保険認定審査会運営費負担金として訪問調査費、主治医意見書作成費用等で1,298万6千円を負担します。

2款は保険給付費で1項介護サービス等諸費は介護度1から5と認定された方の給付費で1目居宅介護サービス給付費から14ページ、10目特例居宅介護サービス計画給付費までの負担金合計19億1,543万3千円を見込み、前年度と比較1億479万3千円の増額です。

2項介護予防サービス等諸費は要支援1、要支援2と認定された方の給付費で1目介護予防サービス給付費5,289万6千円から15ページ、8目特例介護予防サービス計画給付費までの合計6,203万4千円。前年度比較12万6千円の増額です。

3項その他諸費、1目審査支払手数料は国民健康保険団体連合会へ支払う手数料で268万4千円を見込みました。

4項高額介護サービス費等は1目高額介護サービス費3,575万6千円と2目高額介護予防サービス費1万円の負担金合計3,576万6千円を計上しました。前年度比較では208万6千円の減額です。

16ページです。

2款5項高額医療合算介護サービス等費につきましては1目高額医療合算介護サービス等費と2目同介護予防サービス費を合わせて447万4千円。前年度比較153万6千円の減額であります。

6項1目特定入所者介護サービス費から4目特定入所者介護予防サービス費につきましては前年度比較514万3千円増額の1億249万2千円を計上しました。

次に3款財政安定化基金拠出金、17ページになります。4款基金積立金につきましては科目設定のための計上であります。

5款地域支援事業費、1項1目二次予防事業費につきましては65歳以上で生活機能が低下し、このままでは近い将来、介護が必要になる恐れのある高齢者に対し予防事業を実施する費用を計上しています。前年度比較23万1千円の減額です。

8節報償費13万2千円は筋力トレーニング事業の講師への報酬であります。

11節需用費41万1千円、12節役務費34万4千円につきましては説明欄に記載のとおりです。

13節委託料は二次予防高齢者筋力トレーニング事業委託94万5千円と基本チェックリスト業務委託81万9千円の合計176万4千円です。基本チェックリスト業務とは介護認定者を除く65歳以上の高齢者を平成23年度から25年度までの3年間でチェックリストを発送し回収したデータを集計・処理し二次予防高齢者を把握するものです。25年度対象者は1,500人を予定しています。19節4万円は職員研修負担金です。

2目一次予防事業費は65歳以上の元気な高齢者で近い将来、介護が必要とならないよう予防する元気を維持するための事業を行う費用で208万5千円の計上です。前年度比17万4千円の減です。

8節報償費46万9千円は生きがいデイサービス施設や各集落で行う予防事業の講師、栄養士、歯科衛生士、音楽療法士等の講師への謝礼であります。

11節需用費18万8千円、12節役務費1万円は記載のとおりの内容です。

13節委託料141万8千円の内訳は一次予防高齢者筋力トレーニング向上事業58万円。18ページになります一次予防高齢者認知症予防事業26万4千円、生活管理指導短期宿泊事業12万円、友愛訪問事業45万4千円であります。

5款地域支援事業費、2項包括的支援事業任意事業、1目介護予防ケアマネジメント事業費については在宅支援担当職員、保健師3名、事務職1名の人件費および地域包括支援センター運営にかかる経費で3,321万8千円を計上しています。前年度比較で44万2千円の減ですが人件費の減が主なものです。

2節、3節、4節は職員4人分の人件費3,126万1千円。8節報償費21万8千円は研修会講師謝礼と成年後見制度利用支援事業における後見人等の報酬に対する助成費用を計上しております。9節旅費5万円から19ページ、19節負担金補助及び交付金14万円につきま

しては説明欄に記載のとおりの内容です。

2目任意事業費は438万3千円。前年度比較30万円の増額です。

12節役務費30万円は郵便代、13節委託料13万円は社会福祉協議会への委託事業で家族介護者交流事業として在宅介護者の集いの開催費用であります。

19節徘徊高齢者家族支援事業補助金として2万3千円を計上。これは徘徊高齢者探査機、小型の携帯電話みたいなものなんですが、その初期加入の助成費3台分を見込んでおります。

20節扶助費393万円、内訳は介護用品等扶助93万円、寝たきり高齢者介護見舞金、これは見舞金5万円で50人分250万円を見込んでおります。認知症高齢者介護人見舞金10人分50万円であります。

次に6款1項1目財政安定化基金償還金ですが、これは平成23年度に県から借り入れた金額2,772万円を3年間で返還するもので、借入額の3分の1の924万円の計上です。

20ページをお願いします。

7款1項1目第1号被保険者還付金45万円は保険料の還付金です。

2目3目については科目設定のための計上です。

8款予備費には歳入に見込んだ一般財源を歳出予算の財源に充当したのちの残額2万4千円を計上しました。

27ページをお願いします。

地方債の平成23年度末における現在高ならびに平成24年度末および平成25年度末における現在高の見込みに関する調書についてです。

介護保険財政安定化基金貸付金、平成23年度末現在高2,772万円。平成24年度末現在高見込み額1,848万円。平成25年度中増減見込み額のうち起債見込み額4千万円。元金償還見込み額924万円。平成25年度末現在高見込み額4,924万円であります。

以上が議案第30号の詳細説明であります。

続きまして議案第31号 平成25年度身延町介護サービス事業特別会計予算について説明させていただきます。

6ページをお願いします。歳入です。

1款サービス収入、1項1目1節介護予防サービス計画費収入は介護度要支援1または要支援2と認定された方の介護予防サービス計画の作成料で602万7千円を計上しました。これは新規作成費用と継続のサービス計画作成料の単価が違いますが新規ケースを1月当たり4件継続ケースを115件見込みました。

次に2款1項1目一般会計繰入金11万7千円は介護予防サービスの事務費への一般会計からの繰入金です。

3款繰越金、4款諸収入につきましては科目設定のための計上です。

次に歳出についてであります。

1款1項1目介護予防サービス計画事業費、4節共済費85万5千円、7節賃金521万8千円は2人の臨時職員、ケアマネですが2人分の人件費です。11節需用費2万円は参考図書、本の購入費として計上しました。13節委託料5万3千円につきましては県外へ在住されている身延町民の方が介護予防サービス計画の作成を申し出た場合、その県外の事業所へ委託して作成をします。この委託料1人分を見込んでおります。

以上が福祉保健課関係の特別会計の予算の詳細説明であります。よろしくご審議をお願いし

ます。

○議長（福與三郎君）

次に議案第32号について、遠藤水道課長。

○水道課長（遠藤庄一君）

それでは議案第32号 平成25年度身延町簡易水道事業特別会計予算について詳細説明をさせていただきます。

予算書4ページをお開きください。

第2表の地方債であります。簡易水道建設費の財源に充てるため、簡易水道事業債の限度額を6,250万円、過疎対策事業債の限度額を6,250万円とし、合わせて1億2,500万円に設定するものであります。これにつきましては建設に関わる総事業費として2億5,698万6千円を予定しております。

続きまして歳入からご説明をさせていただきます。

7ページをお開きください。

1款1項1目簡易水道水道使用料として1節現年度分1億9,900万円。2節過年度分59万3千円を合わせて1億9,959万3千円の計上であります。昨年に比較しまして599万2千円の増額となっております。これにつきましては本年度4月の水道使用料の超過料金120円から140円に料金が改正されることにより増額を見込んだものであります。

次に2款1項1目につきましては昨年と同様でありますので省かせていただきたいと思います。

次に3款1項1目簡易水道手数料につきましては5千円の減額となっておりますが、これは今年度から督促手数料を徴収しないということで減となっております。

4款1項1目簡易水道国庫補助金につきましては本年度相又簡易水道事業、下部簡易水道事業、中富南部簡易水道事業、大城簡易水道事業の4事業を予定しております。8,908万円の国庫補助金の計上であります。

5款1項1目簡易水道一般会計繰入金のうち1節の水道事業繰入金では総務費繰入金として3,540万1千円、建設費繰入金として4,290万6千円で合計7,830万7千円の計上であります。2節の公債費繰入金として3億504万2千円の計上であります。

6款、7款につきましては昨年と同様ですので省かせていただきます。

8ページをご覧ください。

8款1項1目水道事業債のうち1節簡易水道事業債として6,250万円、2節過疎対策事業債として6,250万円、目の合計として1億2,500万円の計上であります。昨年より9,980万円の減額となっております。

次に歳出についてご説明させていただきます。9ページをご覧ください。

1款1項1目簡易水道管理費につきましては2節、3節、4節は人件費ですので省かせていただきます。

7節賃金につきましてはその他賃金として町営水道の水道メーター検針員15名分の賃金として736万8千円の計上であります。

8節報償費につきましては身延、下部、中富地区の水質検査員22名分の報償費として66万円と波木井配水池周辺草刈り謝礼として1万2千円、合わせて67万2千円の計上であります。

11節の需用費のうち消耗品につきましては水道水消毒用塩素滅菌剤の購入および施設機械

器具等および消耗品等の購入費として535万9千円の計上であります。燃料費につきましては公用車4台分の燃料費としまして64万7千円でございます。印刷製本費として水道料金調定簿および検針票等の印刷代としまして28万7千円の計上であります。光熱水費につきましては各水道施設の電気料として3,233万8千円の計上であります。修繕費につきましては各水道施設の修繕および漏水等の修繕として2,541万4千円の計上であります。

12節役務費のうち通信運搬費につきましては水道施設遠方監視に伴う電話専用回線の使用料等で555万円の計上であります。手数料につきましては水道料金口座振替手数料79万8千円等の計上であります。また自動車損害保険料8万4千円とその他保険料につきましては水道検針員17名分の普通傷害共済への加入のため10万3千円の計上であります。

13節委託料につきましては、各水源池の推計別水質検査業務および各水道施設の保守点検業務等に2,521万8千円の計上であります。内容につきましては説明欄に記載のとおりであります。

10ページをご覧ください。

14節使用料及び賃借料につきましては使用料として三保簡易水道事業に伴う市川三郷山保簡易水道から水道水の受水費として120万円の計上であります。これは平成25年度から山保簡易水道の取水地が変更となり、新たな協定書を取り交わし料金が発生したものであります。また賃借料につきましては21カ所の水道施設用地賃借料として57万3千円、重機借上料については20万1千円、合計197万4千円の計上であります。

15節工事費につきましては総額3,452万3千円の計上であります。工事内容につきましては説明欄に記載のとおりであります。

16節原材料費について新規事業個所のメーター器、バルブおよび補修費材料等の購入として483万2千円の計上であります。

18節備品購入費につきましては水道業務担当の公用車1台と残留塩素測定器、身延地区分の購入費として141万2千円の計上であります。

19節負担金補助及び交付金につきましては、その他負担金として三保簡易水道受水に伴う分担金として63万円。また分散処理システム負担金として計算センター水道システム負担金178万7千円の計上です。これにつきましては計算センターによる上下水道の検針、調定等水道新システム導入に伴う負担金であります。

22節から27節までにつきましては昨年と変わりませんので省かせていただきたいと思います。

続きまして10ページ、11ページをご覧ください。

2款1項1目一般管理費につきましては人件費や一般管理費ですので省かせていただきたいと思います。

続きまして11ページ、2款2項1目簡易水道建設費でございます。11節需用費のうち消耗品につきましては112万4千円、燃料費としまして24万1千円、合計136万5千円の計上であります。

13節委託料につきましては統合簡易水道事業に伴う実施設計業務であり、4,628万6千円の計上です。委託内容につきましては説明欄のとおりであります。

14節使用料及び賃借料につきましては事務機器リースとして63万5千円の計上でありませぬ。

15節工事費につきましては2億870万円の計上でございます。工事内容につきましては説明欄のとおりであります。

続きまして12ページをご覧ください。

3款1項1目元金、23節償還金利子及び割引料につきましては長期債元金の償還金として2億5,249万円の計上であります。2目利子、23節長期債利子として6,896万円の計上であります。

4款1項1目予備費につきましては10万円の計上であります。

以上で議案第32号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

次に議案第33号、議案第34号について、樋川環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

それでははじめに議案第33号 平成25年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算について詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。歳入から説明させていただきます。

1款1項1目農業集落排水使用料は現年分と過年度分を合わせて135万5千円、上之平地区40世帯分の使用料であります。

2目小規模集合排水使用料、これも同じく現年分と過年分を合わせまして51万8千円、北川地区15世帯分の使用料であります。

3目戸別浄化槽整備事業使用料、現年分と過年分を合わせまして396万4千円。これは市町村設置型浄化槽111基分の使用料であります。

2款1項1目農業集落排水事業繰入金に817万7千円、2目小規模集合排水事業繰入金に473万3千円、3目戸別浄化槽整備事業繰入金に639万3千円、4目予備費繰入金に10万円、合わせて1,940万3千円の計上であります。これにつきましては、各事業の維持管理費および公債費を財源に充てるものであります。

3款1項1目繰越金に1千円、4款1項1目雑入に1千円の計上であります。

7ページであります。

歳出であります。1款1項1目上之平地区維持管理費に346万円の計上であります。主に職員の人件費のほか上之平地区の処理施設およびポンプ施設の維持管理経費にかかる予算であります。

2項公債費、1目元金、2目利子については長期債の償還金で合わせて607万3千円の計上であります。

8ページにいきまして2款1項1目北川地区維持管理費につきましては108万1千円の計上であります。主に北川地区の処理施設およびポンプ施設の維持管理経費にかかる予算でございます。

2項公債費、1目元金、2目利子につきましては長期債の償還金で合わせて417万円の計上であります。

3款1項1目戸別浄化槽整備事業維持管理費に837万円の計上であります。ここも主に職員の人件費のほか市町村設置型浄化槽111基分の浄化槽施設にかかる維持管理経費でございます。

9ページにいきましてその中の12節役務費の手数料でございますが、浄化槽の法定検査と汚泥引き抜き等の手数料として339万6千円。13節委託料に浄化槽の保守点検業務委託料として100万3千円の計上でございます。

2項公債費、1目元金、2目利子については長期債の償還金で合わせて198万8千円の計上であります。

4款1項1目予備費は10万円の計上であります。

以上が議案第33号の詳細説明でございます。

引き続き議案第34号をお願いします。

議案第34号 平成25年度身延町下水道事業特別会計予算について詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。歳入から説明させていただきます。

1款1項1目中富下水道事業分担金20万円、2目帯金塩之沢下水道事業分担金および3目の角打丸滝下水道事業分担金、科目設定として各1千円でございます。

4目身延下水道事業分担金および5目下部下水道事業分担金は各20万円の計上であります。

2款1項1目中富下水道事業使用料は現年分と過年度分を合わせまして3,405万2千円。これは995世帯分の使用料であります。

2目帯金塩之沢下水道事業使用料、現年分と過年度分を併せまして568万7千円、これは165世帯分の使用料でございます。

3目角打・丸滝下水道事業使用料923万5千円、270世帯分の使用料であります。

4目身延下水道事業使用料は981万6千円、これは336世帯分の使用料でございます。

5目下部下水道事業使用料は130万3千円、これは47世帯分の使用料でございます。

7ページにいきまして2款2項手数料につきましては1目から5目までは各事業の督促手数料、6目は排水設備工事業者指定手数料で合わせて6千円の計上であります。

3款1項一般会計繰入金につきましては1目から6目まで各事業の維持管理費、事業費、公債費等に充てるための財源として対前年度比6,309万3千円増の3億8,805万8千円の計上であります。

4款1項1目繰越金には1千円の計上であります。

8ページにいきます。

5款1項1目雑入25万5千円。このうちの2節25万4千円につきましては県営中山間地域総合整備事業、農業集落道4号の道路改良工事に伴う山梨県からの補償費の計上であります。これにつきましては歳出の11ページ、1款3項1目中富下水道事業維持管理費の中の15節工事請負費の説明欄にあります宮木地内農業集落道4号道路工事に伴うマンホールかさ上げ工事、この補償費として計上したものでございます。

8ページに戻っていただきまして丸印がございますが国庫支出金と町債につきましては下部処理区の国庫補助事業、この完了に伴う廃目でございます。

次に9ページでございますが歳出の説明をさせていただきます。

1款1項1目下水道事業総務費は対前年度比143万8千円増の1,220万円の計上であります。増額の要因としましては19節負担金補助及び交付金の中の分散処理システム負担金で計算センターの料金調定システム機械の新規導入に伴う負担金の180万2千円が主なものでございます。

10ページにいきまして1款2項1目身延下水道事業建設費は廃目でございます。

2目下部下水道事業建設費は1,139万2千円の計上であります。対前年度比7,579万5千円の減につきましては下部処理区の国庫補助事業工事の完了に伴う減でございます。また主なものとしましては13節委託料76万7千円を計上しました。これは平成22年、23年、24年度に工事した部分の下水道台帳に情報処理化するための委託料であります。

次の1款3項の維持管理費、1目中富下水道事業維持管理費に5,204万円。11ページの2目帯金塩之沢下水道事業維持管理費に1,795万4千円。12ページにいきまして下のほうですが3目角打丸滝下水道事業維持管理費に1,807万7千円。13ページにいきまして下のほうの4目身延下水道事業維持管理費に2,437万6千円。14ページにいきまして同じく下のほうですけども5目下部下水道事業維持管理費に1,484万5千円。15ページのほうですが維持管理費に合わせて1億2,729万2千円を計上いたしました。この1目から5目までの維持管理費につきましては職員の人件費のほかそれぞれの処理場施設やマンホールポンプ等の維持管理に要する経費を計上いたしました。

次に1款4項公債費であります。1目から16ページの10目まではそれぞれの建設事業の長期債にかかる元金および利子の償還金で合わせて2億9,763万1千円の計上であります。

最後になりますが2款1項1目予備費として50万円の計上であります。

以上で議案第34号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

次に議案第35号について、佐野生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野勇夫君）

議案第35号 平成25年度身延町青少年自然の里特別会計予算について詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。

1款使用料及び手数料、1項1目2節施設使用料については体験活動、主催事業、食堂利用分であります。利用者数の減に伴い前年度比較13万8千円の減額であります。

2款県補助金、1項1目2節青少年自然の里補助金については歳出の8ページ、2款運営費、8節報償費中、講師謝礼分と11節需用費、消耗品の一部の合計額に対して県から2分の1の補助金を受けるものであります。

3款県委託金、1項1目1節山梨県青少年自然の里委託金については町が県から委託を受けて管理運営を行っておりますが、本年度事業計画に伴う経費といたしまして県との協議により決定された委託金であります。指導担当3名の人件費また食堂事業費に関わるものであります。

4款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金につきましては歳出総額から一般財源であります施設使用料、特定財源の県補助金また県委託金を除いたあとの不足分を一般会計から繰り入れるものであります。

次に歳出についてご説明いたします。7ページをご覧ください。

1款総務費、1項1目1節給料、3節職員手当等は職員1名分の人件費であります。

4節共済につきましては職員1名の共済組合負担金、指導員3名、管理人1名、事務補助金1名の社会保険料、雇用保険料、事業主負担分です。

7節賃金につきましては指導員、管理人、事務補助員の5名分の賃金であります。その他賃

金につきましては周辺施設整備費管理人賃金と夏休み期間中の繁忙期のアルバイト賃金であります。これは県からの委託料対象経費であります。

8節報償費と9節旅費はそれぞれ昨年度と同額を計上いたしました。

1 1節需用費中、修繕費40万円につきましては管理棟日よけ修繕等であります。

1 2節役務費は昨年度とほぼ同額を計上いたしました。

1 3節の委託料につきましては、シルバー人材センターへの草刈りおよび設備の専門業者への点検委託業務費用であります。

8ページ、1 8節の備品購入費のベルトインポールは施設利用者の整列用に使用する伸縮ベルト付きポールであります。

2 7節公課費については消費税の確定申告分です。前年度の実績により計上いたしました。

2 款運営費、1 項1 目体験施設運営費、7 節賃金は農業体験など各種体験活動にスタッフとして地元の皆さんをお願いするための賃金であります。

8 節の報償費につきましては和紙、陶芸、郷土食、親子自然体験教室など各種体験活動に伴う講師の謝礼であります。

1 1 節の需用費は各種体験事業主体事業の消耗品であります。修繕費については体育館サッシ保護枠取り付けなどであります。

1 2 節役務費は体育館陶芸工房の浄化槽維持管理法定点検、また貸し出し用の自転車35台の点検の手数料です。

1 3 節委託料中の富士見山林道脇大型バス転回場所整備業務は利用者の利便性の向上を図るため、大型バスの転回場所を自然の里に最も近い富士見山林道脇に整備するための業務を委託するものであります。用地の伐採、地ならしなどをして整備をするものであります。またバス通行障害木伐採業務は大型バスの通行に障害のある木の伐採を委託するものであります。

1 4 節使用料及び賃借料は町の施設の4 3筆の土地の借地料です。

1 6 節原材料はキャンプ場の池、また水車への流水は林道近くの沢からパイプで送水しておりますが、この修理のための資材を購入するものであります。

3 款事業費、1 項1 目食堂事業費、1 1 節の消耗品は厨房用の消耗品一式です。

1 3 節委託料につきましては食堂業務の食料料に対する委託料です。

4 款予備費に20万円を計上いたしました。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（福與三郎君）

次に議案第36号について、高野下部支所長。

○下部支所長（高野恒徳君）

議案第36号 平成25年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算について説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

歳入ですけど1 款1 項1 目の温泉使用料ですが奥の湯温泉使用料として2 6件分5 8 9万6 千円、科目設定として過年度使用料1 千円を計上いたしました。

2 款1 項1 目の利子及び配当金ですが下部奥の湯温泉事業基金の利子として1 万円、3 款1 項1 目の繰越金ですが科目設定として1 千円を計上いたしました。

7ページの歳出ですが1 款1 項1 目の1 1 節需用費ですが一般消耗品として4 万円。燃料費

として3千円。温泉揚湯ポンプの電気代等で75万8千円を計上いたしました。修繕費ですが、今、使用している温泉の揚湯ポンプを予備のポンプに交換しまして引き揚げたポンプをオーバーホールするための経費として314万2千円を計上いたしました。

12節の役務費ですが温泉監視システムの回線使用料として通信運搬費に38万4千円、口座振替手数料として4千円。

13節の委託料ですが奥の湯温泉設備の点検業務として151万2千円を計上いたしました。

2款1項1目の25節積立金ですが基金積立金として6万5千円を計上いたしました。

以上よろしく決定くださるようお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

次に議案第37号について、丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

それでは議案第37号 平成25年度身延町土地開発事業特別会計予算について詳細説明をさせていただきます。

歳入から説明させていただきます。6ページをお開きいただきたいと思います。

1款1項1目一般会計繰入金に2,618万3千円計上させていただきました。これは歳出の一般管理費の分譲地の販売にかかる経費と土地開発基金積立金に充てるものです。

2款1項1目不動産売払収入に9,163万円計上させていただきました。これは分譲地の売払収入の見込み額を計上させていただき歳出の委託料および工事請負費に充て、さらに土地開発基金積立金に充てるものです。

次に歳出を説明させていただきます。7ページをご覧くださいと思います。

1款1項1目一般管理費の11節需用費に34万円、12節役務費に11万4千円を計上いたしました。これは分譲地の販売にかかる経費を計上したものです。

25節積立金に4,404万円を計上いたしました。これは昨年度土地開発基金からお借りしました4,404万円を基金にお返しするためのものです。

2款1項2目住宅地造成事業費の13節委託料に107万円計上いたしました。これは説明欄にありますように住宅地造成に伴う開発行為申請書作成業務委託料に充てるものです。

15節工事請負費に7,225万円計上いたしました。これは説明欄にもありますように上下水道設備工事費と宅地造成工事費を計上したものです。

以上、詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

以上で詳細説明が終了いたしました。

次に発委第1号および発委第2号について、議会運営委員会委員長、伊藤文雄君より趣旨説明を求めます。登壇してください。

○13番議員（伊藤文雄君）

発委第1号

平成25年3月4日

身延町議会議長 福與三郎殿

提出者

身延町議会運営委員会委員長 伊藤文雄

身延町議会の議員定数を定める条例及び身延町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法第109条の2第5項および身延町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

身延町議会議員の定数を改正したいがため、および定数改正に伴い身延町議会委員会条例の一部を改正する必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由であります。

詳細説明につきましては、身延町議会議員定数については平成24年2月24日の議会運営委員会より全員協議会において協議していくことがよいとの意見のもと、平成24年2月27日の全員協議会から約1年をかけて協議する中、平成25年1月29日開催の全員協議会の席において現定数16名を次回一般選挙より2名削減し14名とすることに賛成多数の意見により議会運営委員会において再度協議した結果、削減することに決定しました。

定数減につきましては、近年の人口の減少や地方財政を取り巻く状況および三位一体改革や経済不況ならびに交付税の減額、また町民税をはじめとする町税が減少している現状等を鑑み今後の町の財政状況等を考慮すると議会みずからもなんらかの対応をとる必要があると痛感し議員定数を2名削減することで行政改革の範を示すこととした次第です。

議員個々が合議制の機関である議会の役割を十分に発揮できるよう鋭意努力し、住民の負託に応えられるよう今以上に尽力していく所存です。

施行期日等につきましては、条例の概要に記載してあるとおりでございます。

以上、提案理由といたします。よろしくご審議をお願いいたします。

続きまして発委第2号。

平成25年3月4日

身延町議会議長 福與三郎殿

提出者

身延町議会運営委員会委員長 伊藤文雄

身延町議会会議規則の全部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法第109条の2第5項および身延町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

地方自治法の改正に伴い身延町議会会議規則の全部を改正する必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由であります。よろしくお願いいたします。以上であります。

○議長（福與三郎君）

提出議案の説明は終了いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長（秋山和子君）

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。  
ご苦労さまでした。

散会 午後 4時32分

平成 2 5 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 5 日

平成25年第1回身延町議会定例会(2日目)

平成25年3月 5日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 提出議案に対する質疑
- 日程第2 提出議案に対する討論
- 日程第3 提出議案に対する採決
- 日程第4 提出議案の委員会付託

2. 出席議員は次のとおりである。(16名)

1番	佐野 富雄	2番	柿島 良行
3番	野島 俊博	4番	望月 明
5番	河井 淳	6番	芦澤 健拓
7番	松浦 隆	8番	深沢 脩二
9番	草間 天	10番	川口 福三
11番	渡辺 文子	12番	穂坂 英勝
13番	伊藤 文雄	14番	望月 広喜
15番	望月 秀哉	16番	福與 三郎

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課副主幹	遠藤基
会計管理者		近藤正国	財政課長	笠井一雄
政策室長		丸山優	町民課長	佐野文昭
税務課長		笠井祥一	身延支所長	千頭和勝彦
下部支所長		高野恒徳	教育委員長	渡邊勢津子
教育長		鈴木高吉	学校教育課長	渡辺明彦
生涯学習課長		佐野勇夫	福祉保健課長	笠井喜孝
子育て支援課長		中村京子	建設課長	藤田政士
産業課長		竹ノ内強	土地対策課長	柿島利巳
観光課長		熊谷文彦	環境下水道課長	樋川信
水道課長		遠藤庄一		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 秋山和子  
録音係 幡野弘

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（秋山和子君）

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（福與三郎君）

本日は大変にご苦労さまでございます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第2号により執り行います。

日程第1 提出議案に対する質疑を行います。

なお、議案第3号から議案第12号の条例制定および一部改正、ならびに議案第27号から議案第37号までの当初予算につきましては委員会の付託を予定しておりますので付託予定の議案につきましては総括的かつ大綱的な質疑に留め、詳細な質疑は各委員会で行っていただきたいと思っておりますのでご協力をお願い申し上げます。

なお、議案の表題は議案番号のみに省略をさせていただきます。

議案第3号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

私、教育厚生常任委員会に所属しておりますが総務のほうは質問できませんのでこの場で質問させていただきたいと思っております。

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るためのということでございますけれども、国有林野が国営企業ではなくなるという説明があったんですが、今まではどういうふうになっていたのかということと、今後はどういうふうになるのかというのがちょっと私たちには分かりませんので、その点をご説明いただきたいのと、議案第6号から第8号までにも関係があると思うんですけども、いろんな部分で地方自治体に移管するような事業が結構増えているように思うんですが、これは財源も一緒にきているのか、あるいは事業というかこれは単に条例の内容で見るといろんな基準を改定するだけのことなのか分かりませんが、そういうことで地方自治体に移管してきているようなことが最近多いように思うんですが、それは財源を伴ってきているのか、あるいはそういう部分的に事業が地方自治体に移管されているのかということについてお伺いいたします。

○議長（福與三郎君）

総務課遠藤副主幹。

○総務課副主幹（遠藤基君）

それでは第1点目の国有林野事業が国営企業でなくなったという質問に対してお答えいたします。

国有林野事業につきましては国でもって特別会計を組んでいまして、いわゆる企業会計でありました。それがその林野事業が今の経済情勢に合っていないくて非常に苦しい経済状況であったという中で、国は一般会計に今の事業を移した中で事業を継続するという事で一般会計に移すことによって特別会計がなくなりますので、いわゆる国営企業ではなくなったということの中の改正に基づいたことでございます。

○議長（福與三郎君）

笠井財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

国、県からの移譲事務のことにつきまして財源的なこと一言申し上げたいと思います。

当初予算のほうの育成医療の関係も未熟児の関係も本町に移譲事務ということでまいったものでございますし、こういう部分についても国から移譲されてきております。それにつきましては移譲事務交付金というのがございまして事務費等が本町にもくることになっております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

国の会計が大変だからというふうな説明があったと思うんですが、地方の会計はもっと大変ですよ。そういう中でそういう地方に移譲してくるということが財源を伴ってくるのであれば特に問題はないかと思えますけども、今後こういうものが増えてくるような感じですので、ぜひ気をつけてやっていかなければいけないというふうに私たちは考えております。これは質問ではありませんので。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質問はございませんか。

（ な し ）

他に質問もないようですので質疑を終結いたします。

議案第4号について質疑を行います。

穂坂英勝君。

○12番議員（穂坂英勝君）

4号について、2点質問させていただきます。

まず身延町田舎暮らし体験施設条例でございますが1条で定住促進策として制定するものであるということが書かれております。そして定住促進策ということは分かったんですけどもその中で第5条、それから8条の中にこれは駄目だよ、できないよと、入居というかこの施設を利用する人間、どういう人間かということはよく説明がなかったものですから、どういう人を対象にというのが、身延で農業を、田舎暮らしを体験したいという人すべてを対象としてこの条例が制定されているものなのかどうなのか。そこで5条の中では制限をしてあります。2項で管理上支障があるものは駄目だと。管理上の支障というのはどういうものを意味しているのが分からないという点。それから4項で町長が利用させることが適当でないとはどういうものを指して制定しているのか、よく分からないという点。それからその反面、8条で既納の使用料は還付しない。ただし町長が特に必要があると認めるときはこの条の意味がよく分からない

いのでこれについてお聞きしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

この田舎暮らし体験施設につきましては定住促進ということではなく、1条にあるように移住の促進ということでありまして、都市の住民の皆さんに田舎暮らしを体験していただく、そういう施設でありますので、対象者は都会の方たちを対象にしております。そのような中で5条の管理上支障があると認められるときというのは、この施設は町の所有している施設でありまして、それらの施設を管理する上で、ちょっとこのへんについてはのちほどもう一度、時間をいただいて答弁させていただきたいと思います。大変申し訳ありません。

8条の町長が特に必要があると認めた場合は還付するということなのですが、こちらの規定につきましては規則のほうでどんな場合かということ掲げておりまして、使用料の還付の場合は災害その他、利用者の責に帰さない理由により利用できなくなったときには使用料を還付する。それ以外は還付は一切しないとそんな規定になっております。

5条のほうについてはのちほど答弁させていただきます。申し訳ありません。

○議長（福與三郎君）

穂坂英勝君。

○12番議員（穂坂英勝君）

ではこの条例の中にそういうふうに規則ではなくて、やられてしまったほうが、規則というのは誰も見ていないですから、分からないわけですからそういうふうに。この条文をそういうふうな文言で表現したらよかったですのではないかと思うんですけども。

それから先ほどの田舎暮らしを体験したい人を対象という、体験というこれも非常に漠然とした表現であるものですから条例として適当ではないんではないかなと思うんですけども。体験ということは、では3日は極端にしても半月ぐらい、夏休み中だけでも田舎に身延町に行って住んでみたいというのも対象になるのかならないのか。そのへんがこの条例の中では分からないのでお聞きしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

条例の第4条にありますように利用期間は4月1日から翌年の3月31日までの1年とするということ为原则としております。だから夏休み期間だけとか3日だけというような場合にはこれは利用できません。特に町では空き家バンク事業を実施しておりまして空き家バンクの場合はもうすでに住所をこちらに持ってきていただいて住んでいただくと。その事業をやってきたわけですが都会の方たちの中には来てみて実際自分たちが住んでみて自分が思うような生活ができないと。自分が希望を抱いていたような生活ができなかったと。そういうような事例がありまして、それならば住所を移さなくて週末だけ利用して身延町に来ているんな体験をしてみ、実際それが自分に馴染むかどうかそれらを検証するための今回の田舎暮らし体験施設ということで、こちらの施設については週末だけとか夏休みだけの利用でも構いませんが許可は1年を通じて利用料も支払っていただくと。とにかく1年以上の利用希望者を対象にしております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

穂坂英勝君。

○12番議員（穂坂英勝君）

内容は分かりました。分かったんですが、この4条の文言から言うところは利用期間を示しているだけで、利用する側からのものは規定していないわけですね。この文言でいくと。利用期間は4月1日から翌年の3月31日までの最長、間ですよという意味に取れますけど中身は分かりました。ともかく少し条例として曖昧なところが多すぎるかなという感想を受けましたので、この文言、たぶん私だけでなくこれは4月1日から3月31日までの間で、どれだけの間でもいいよというふうにとると思うんですけどもいかがなものでしょうか。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

条例は総体的な決めごとを掲げると。それらに詳細な取り扱い等については規則で定めます。一般的にこの施設を利用される方は公募によりますが条例を表に出して公募するわけではなくて、条例とか規則をもとにまた別様なチラシ等を作って皆さんに利用の方法等、利用の申し込みの方法、それから利用期間、いろいろな条件等につきましても募集要綱等をしっかり見ていただければ分かるような形にしたいと思っています。条例につきましても本当に総体的なものを入れ込むというような形と理解しておりますので大変申し訳ありませんがそんなご理解をいただければと思います。

条例が本当に詳細であれば本当に膨大なものをこの中に入れ込まなければいけないということとで、そのようなことで条例と規則、その他また要綱等の区分けがあるということでご理解をいただければと思います。

○議長（福與三郎君）

政策室長、5条の(3)につきましてはのちほど。

他に質疑はございませんか。

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

この議案第4号についてですが、この田舎暮らし体験施設条例はやはり移住促進を目的として、この条例を設けるわけですが、まず先ほどもちょっと質問の中にも含まれていたんですが、いわゆる施設の利用者の条件ですね、例えば年齢制限がどうか、それから訪問でなければ利用できないとかそういった要綱がまず示されないことには、都会暮らしの人であれば誰でもいいというような考えに陥りやすいんじゃないかと。

そしてもう1点。この3つの施設、完成したというような報告がなされたんですが、これまでは今まではどういった形でもってこの施設は利用されていたのか。

それからもう1点。完成後の設備内容はこういった内容でこれからこの利用をされるのか。その3点について伺います。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

まず1点目につきましては、選考の方法としまして一般公募としまして現地見学等をしていただきながら体験施設利用申込書、こちらを記載していただきます。その記載の場合、選考基準として町民と積極的に交流する意思を有する者、利用に関する規則などを遵守できる者、これらを規定しております。ということで募集の中には町民との積極的な交流をする意思がある人であればどんな方でも大丈夫ですよという形で、先ほどの若い人のみとか夫婦ものみとかそういう規定はありません。あとは利用申込書の中でしっかりまた審査をさせていただこうと考えています。

この予定されている3棟につきましては、今までは民間の方たちが空き家として所有していたものを町に寄附していただきました。今年度、平成24年度、農業体験用簡易宿泊施設として予算の中で改修をしてきました。これは快適に暮らしていただけるように水まわりとかトイレ等を改修しました。一応、空き家だったものをある程度、生活できる環境整備を整えましたので、これから田舎暮らし体験施設として募集をかけて皆さまに利用していただく、そういう形になっておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

今の説明ですと年齢制限もなく、概略の審査要綱に満たしていれば利用できるというようなお話ですが、今一番、旧中富で問題になっている福原の地区ですね。あそこには今、住所も移していなくて1人で住まいして非常に地域の人たちも困り果てているというような状況もあります。ですからこの施設を結局利用する上においてはやはりそうした単なる概略的な要綱だけではなくて、もう少し受け入れに対する制約というものをきちっと付ける必要があるんじゃないかと思います。

そしてもう1点。その設備内容ですがその条件に備えれば生活する上において炊事用具それから寝具とかそういったものは備えられているのか。それとも自分で持ち込んで滞在するのか。そのへんについても伺います。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

来られる方につきましては、最終的には田舎暮らし体験施設利用契約書を交わします。その契約書には利用者の印鑑証明とか連帯保証人の印鑑証明等を添付していただくような形となっておりますのでこれはしっかりした方たちを選任したいと考えております。

なお、地域とのトラブルを避けるためにこの施設の空き家を町に取得するとき、また改築等を図るときに地区の区長さん、組長さん等と十分相談しながら町ではこういう事業をしたいんだけど、ぜひご協力をということで地域の区長さん、組長さんに協力をいただいております。

また入居するとか入居者を決定する前に実際に利用者と区長さん、組長さん等には一度会っていただきましてお互いがある程度、納得した上で町としては契約等を交わしたいと思います。トラブルが起きないように最善を尽くしていきたいと考えております。

それと2点目の寝具等はどのようにするのかということなんですが町ではこの施設に関して電気、水道、ガスこれをしっかり設置しております。さらにCATVの線だけは引いております。生

活に必要なものは利用者のほうで持参していただくと。こちらのほうでは寝具等、生活に関わる品物等は用意しておりませんということで利用者のほうがそれらを用意していただくと。

体験の施設の使用料を取るわけですが利用に関して電気、水道、ガス等の光熱水費が必要になるわけですが、こちらについても利用者のほうでそれぞれ接続をしていただいてその費用については当然、利用者が支払っていただく。あとはトイレの維持管理ですね。ゴミの処理に関することこれらも利用者負担していただく予定であります。

以上です。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

今、概略を伺ったんですがよその町でこうした施設の場合を見てみますと、やはり期間的にかなり短い期間、1週間とか10日、長くて1カ月というような期間で利用できるというような話もあるわけですね。ですから体験という形の中で果たしてこれだけ長期に滞在して入所するような人がおおぜい増えるかどうか。とにかくやはりこうした施設を利用する、利用・宣伝、いわゆる身延町を分かっていただくにはもう少し入所の期間等も緩和した中で田舎暮らしをおおぜいの人に体験していただけるような形にもっていくほうがよからうと私は思います。ですから都会の人を招き入れるということも非常に地域においては活性化につながるわけですが、こうしたせっかく設置するからにはやはり設置したが利用者はないというような結果に陥らないように行政側でも努力をしていただきたいとこのように願って質問を終わります。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

今、説明を聞いていたんですけどなんだかよく分からなくなってしまったんですけども都市の人たちが田舎暮らしをしたいという方たちが増えているのは理解しているんですね。こういう施設を造って体験をしてもらうというのはいいと思うんですけど、ただこれは将来的にやはり定住促進だと思えますね。こういう経験をしてよかったですらぜひ田舎に住んでくださいということで、その前の段階のものかなと思ったらなんかどうもそうではないような答弁だったので、そここのところの確認が1点と、それから1年間契約を前もってして途中で解約をしたいといってもこっちのほうの理由で使えなくなる限りそれは戻さないという話だったんですけど、その1年間、契約をしておいて土日だけでもいいというような使い方をするということもいいとおっしゃったんですけども、それだったら水道とかそういうのも全部完備をしておいてもうちょっと1年間ではなくていろんな人が利用できるように期間を最長1年でもいいですけどももっと短い人が体験できるような工夫もすれば、もっといろんな人が利用できるのではないかなというふうに思うんですけども、これだと町内で3カ所で3人しか1年間で利用できないということで、もうちょっと目的とそれからいろんな臨機応変にもうちょっと対応できるような、1年間というふうに決めてしまうのではなくて、もうちょっと短い人で1週間とか1カ月とかそういうことでも利用してみたいという人でも対応できるような形にすれば利用者は増えるのではないかなと。したい人はいっぱいいるわけですから、そういうふうに思うんですけどそれに対してはいかがでしょう。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

すみません、なんか誤解されたような説明の仕方で大変申し訳ありません。

これはあくまでも体験してみても田舎暮らしがよかったなと思いましたがやっている空き家バンクのほうに正式に申し込んでいただいて空き家バンクとして定住していただきたいということです。

空き家バンクのほうも積極的にここ2、3年やっております。そういう中で田舎暮らしの1泊2日とか日帰りの体験を皆さんにさせていただきました。そういう中でやっぱり田舎に来てみたいんだけど、実際に田舎は1日2日ではそのよさは分かります。ただ厳しい面が分からないんですよね。やはり最低1年くらいいていただいて、1年にしたのは本当にその人が真剣みがあるかどうかということなんですね。それらを考慮しながら1年の期間にしました。短い期間であればできるだけ町内には旅館とか宿坊とかホテル等があります。ぜひ短い期間であればそちらを利用していただきながら町内をいろいろ体験していただいてそれで感じていただければと思っております。

そんな回答で分かりましたでしょうか。申し訳ありません。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

分かりました。いずれは定住促進につなげていく当然だと思います。ただ短い期間であれば旅館とかというふうにおっしゃったんですけども、それではやはり田舎暮らしの体験にはならないですね。やはり体験というのは畑があったら畑をやったり自分でその採れた食材で食事をしたり地域の人たちと交わったりということが田舎暮らしの体験だと思うんですね。そういう意味では1泊2日とか1週間以内ではなかなか田舎のいい面は分かるかも分からないですけれども、そういういろんな意味での厳しさ、よさというのはなかなか難しいのかなというふうには思いますので、最短1カ月とかもうちょっと1年にこだわることなくもうちょっと幅を広げていただけたらいいのではないかなというふうに思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

そうですね、それらも考慮したいと思いますが一応、区長さん組長さんと今回の事業に参加していただいて、いろんなお話をさせていただきました。だからこちらの体験施設を利用する方にはもう地域の行事に参加していただくとか地域のお金を負担していただくとかもお互いに協議しながらも考えております。そういう中で実際に田舎に来ると1年間でこういう行事も参加しなければいけないんだとかこういうお祭りもしっかり参加してお手伝いしなければいけないんだと。こういう費用も支払わなければいけないんだとそういうことをしっかり身につけていただいて次の段階の空き家バンクのほうを利用していただきたいと。1カ月ぐらいですとそういう本当に嫌な部分といったら変かもしれないですけど、そういうことが分かっていたらいいのでこういう期間に設定しました。これはちょっとこの状況で利用というか運用させていただきながら、また運用状況を見ながらそれらについてはまた検討させていただきたいと思

ます。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

その期間を短くしたのはいいところだけではなくて、いろんな田舎に暮らすということは困難なこともあるんだということを理解してもらうためというふうに理解したんですけど、先ほどの答弁の中で覚悟が必要だというふうにおっしゃったんだけど、でも人間いろいろな人がいますよね。体験した人はやっぱりそれなりに覚悟という、そんな覚悟があるかどうかという問題ではないと思うんですね。だから覚悟がなくても体験したいという人はいるだろうし、そういう意味では私は1年というのではなくて、もうちょっと幅を広げたほうが、もちろん1カ月2カ月もいればいろんな意味での体験にはなと思うので、そういう意味では広げたほうがいいんじゃないかなというふうに思っていますけど再度すみません。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

やはり地域の皆さんの生き様とかそういうのをしっかり見ていただくということが大事だと思いますのでぜひ試験という形でやらせていただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

望月秀哉君。

○15番議員（望月秀哉君）

前のことについて多少重複するかもしれませんが、まずこの田舎暮らし体験ということで基本的に一般的に家族単位で考えていると思うんですね。ところが先ほどから聞いていると年齢とかそういうのは関係ないんだと。だとしたらグループで申し込むというような可能性が出てきませんか。そういう疑問が1つ。そしてその場合、この3つの施設がどのくらいの広さがあるのか。何人くらい、例えば基本的には何人家族くらいができるんだということがあると思うのでそのへんをちょっとお伺いしたいことともう1つ、2点目はなぜこの4月1日から翌年の3月31日なんですか。1年間というのは大体、分からないでもないですが、やっぱり春から一応四季を通じて住んでみてここはいいところだとか、例えば先ほど畑を耕したという話もありましたけども、これはいいところだからと。希望者が夏この話を聞いて、ではあそこへ申し込んでみるかということで申し込みがあるということがあると思います。4月1日からなぜ3月31日までなのかそのへんをお聞かせください。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

答弁が上手でなくて大変申し訳ありません。

一応こちらについては世帯というかそちらを対象にしております。それぞれこの3つの施設については住宅だったものが空き家になったものなので1世帯の方がお住みになるような広さということでご理解いただきたいと思います。ということで何世帯の皆さまがチームを組んで利用するということはできなくしております。一応1棟に1世帯の方たちを対象にしたいと

思っております。

それと期間のことなんですが一応4月1日からという形はとっておりますが実際、今年度どうかと言われますとこの条例が制定されてもこれから募集をかけていろいろ手続きをとったりしますと当然4月1日からではちょっと無理だと思います。途中から契約の形になって翌年の3月31日までという形になりますので実質的には1年ではなくなる可能性があります。

ただ募集に関しては一度に募集してそして応募していただいてその中から選んでいくという方法をとりますので随時募集しているという形ではないので期間はある程度、定めさせていただくと。でも今年の場合もしかしたら6月1日から翌年の3月31日になるかもしれません。その次は4月1日から翌年の3月31日ある程度やっぱり期限を切らないといけないということで切らせていただいております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑もないので質疑を終結いたします。

議案第5号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑もないので質疑を終結いたします。

議案第6号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑もないので質疑を終結いたします。

議案第7号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑もないので質疑を終結いたします。

議案第8号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑もないので質疑を終結いたします。

議案第9号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑もないので質疑を終結いたします。

議案第10号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑もないので質疑を終結いたします。

議案第11号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

( な し )

質疑もないので質疑を終結いたします。

議案第12号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

渡辺文子君。

○11番議員(渡辺文子君)

この開栓手数料、今まで取っていなかったものを取るということなんですけども、今までは業務の中でやっていたものを1件につき2千円ということなんですけども、この開栓手数料ほかの町村の状況はどうなのか。2千円にした理由とそれからたぶんこれは今まで普通の業務でやっていたということで、普通の日がいいですけれども土日とかやっぱり休みの日に職員が出てきて開栓をしなければいけないというところで一般会計のお金がというところだと思っすね。そういう意味で例えば普通の日は今までどおりで土日とかそういう休日の日にはお金を取るとかそういうような論議、そういうような考え方というのはどうなんでしょうか。それについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長(福與三郎君)

遠藤水道課長。

○水道課長(遠藤庄一君)

お答えいたします。

量水器の止水栓の開栓手数料につきましてはこれまで何度となく検討してまいりましたけども今回水道審議会に審議をしていただき手数料を徴収することを決定いたしました。これにつきましては量水器の開栓、閉栓につきましてはアパートなどの賃貸住宅が大半でありまして年度末や年度初めに多く年間には平成23年度の集計でありますけども517件と大変な件数となっております。うち一般住宅の開栓につきましてはほんの数件というような状況になっておりまして、この開栓につきましては土曜・日曜の休みが多く急な依頼というのがあとを絶たないというような状況であります。業者にもそのへん入居する際の指導はしておりますけれどもなかなかそれが徹底されないというような状況がありまして、入居者につきましては土曜・日曜に入ってくるケースが多いということで大変その入居者には不便をかけるということで便宜を図り水道の担当に急きょ電話をして休みのところを出てきていただいて開栓をすると。その際には当然、時間外というようなこととなりますので手当は払わなければいけない。それに代わるようなものとして一般財政からの繰り入れがありますのでそういうものを考慮するという意味の中で徴収をしていったらどうかということで審議会の中でも提案させていただきました。

最初の審議の中では開栓いくら閉栓いくら、それで最初の提案については3千円というような状況を提示しましたが審議委員さんのほうからちょっと高すぎるんじゃないかということで開栓について2千円にしたらどうかというような意見もありましたし、閉栓に分けたらどうかというような意見もありましたが実際、入居者の方が入るときにはしっかり申請をしてそこですぐ水を出していただきたいということで立ち会うんですが退去する場合にはどうしても休止届だけ出して退去してしまうと。その閉栓のところの立会いをしていただけないということで手数料が取れないではないかというようなことも考えられまして今回、開栓につき2千円というふうな線を引かせていただきました。

近隣の状況でございますけども峡南地区の状況では富士川町それから市川三郷町については3千円。それから南部町につきましては税条例に合わせた金額というようなことで徴収をしているようです。早川町については簡易水道がありませんのでこれはありません。それから県内の状況でありますけども県内の状況につきましては甲府市、甲斐市それから南アルプス市についてはやはり2千円。それから笛吹市については1千円。あとほかの市につきましては閉栓開栓を分けて500円あるいは300円というところもありました。ちなみに一番高いところでもありますけども一番高いところは鳴沢村の2万円。これは閉栓開栓含めてでありますけどもそんなような状況になっております。

以上であります。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

23年度で517件というのはずいぶん多いなというふうに思いました。もちろん土日に職員の方たちが出なくてはいけない回数も当然多くなってきて大変なことというのは理解をしたんですけどもそれだったら今までやっぱり業務の中でやっていた普通の日はこのままで土日だけ取るというような方策は審議会の中では出なかったんでしょうか。

○議長（福與三郎君）

遠藤水道課長。

○水道課長（遠藤庄一君）

審議会の中でもいろいろな意見が出ましたけれども、平常業務の中でやるものについてどのようにするかということになりますと町民課の中でもやはり税条例の中でも手数料というものは取っております。それは業務上の中でも取るというようなことになって徴収をしているわけですから水道も急きょ業務内とはいっても開栓閉栓等その現地へ出向くということもありますのでこれについてもやはり手数料を取ったらどうかということで徴収をするという方向になりました。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございますか。

（なし）

他も質疑がないので質疑を終結いたします。

議案第13号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてなんですが、これは条例がここに提出されているということは町長も了解しているということなんですが、この特例できているというのが毎年続いているわけですが、この最初の経緯それがちょっと僕も定かでない部分もあったりするんですが、それとその特例を何回もこうやって続けていいのかどうかそのへんをちょっと伺いたいんですが。

○議長（福與三郎君）

総務課遠藤副主幹。

○総務課副主幹（遠藤基君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

この特例を一番最初に実施しましたのは平成19年でございます。その平成19年につきまして前教育長の不祥事に伴った関係から町長、教育長の給料を見直したというような経緯があります。それのあとずっとこれが続いているということでございますけども今、公務員を取り巻く給与体系が一般職員につきましても給与の減額等もされたと。そういう中でもって1年1年のその社会情勢を鑑みながら戻したほうがいいのか、それともそのまま置いてもう一度特例の中で現状を維持していくのかということを検討する中でもって今回、大変、町長、教育長のご理解をいただきながら特例として1年間の期間の延長をさせていただいたということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

理由は分かりました。

僕は思うんですが一般職の方はたしかに状況が、給与の体系が国家公務員も地方公務員も大変厳しい状態になっていることは事実なんですね。しかしながらやはり町を司る町長が非常に大変な公務、僕が見る限りでも大変な公務をこなしている。ある意味では休みもいろんな公務で出ている。そういう状況の中でやはり19年のあの問題から始まったであればスタートがその問題からですからね。それはもうとっくにある意味での襷は済ませているはずなんですよ。そこで社会情勢を鑑みてということに合わせることで自体が私はちょっと違うような気がするんですがそのへんはどのようにお考えでしょうか。

○議長（福與三郎君）

総務課遠藤副主幹。

○総務課副主幹（遠藤基君）

たしかに特例ですので19年のそういった不祥事についての襷はとれたと思いますけどもやはり近隣の県内の情勢を見ましてもそういった特例等を踏まえながら減額をしていますので、そのへんをやはり職員の給与体系のことも考えながらということの中の今回の条例の改正ですのでぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

理解はいたします。理解はいたしますけれども近隣の町村に合わせる、その状況を鑑みるということはよく分かるんです。しかしながら私は町長職また教育長の職務もそれだけの動きをしているはずですから、逆に言うと私は元に戻してまた町長に今以上に頑張ってもらって、そういう姿勢のほうが大事だと思うんですが、今年はこの形で出されましたから納得しますけれどもやはり次回はちゃんと考えていただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

他に質疑ございませんか。

( な し )

質疑もないので質疑を終結いたします。  
議案第14号について質疑を行います。  
質疑はございませんか。

( な し )

質疑もないので質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

議案第15号から議案第17号までにつきましては一括質疑を行いたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。  
よって、議案第15号から議案第17号までは一括質疑といたします。  
質疑はございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。  
ここで暫時休憩といたします。  
再開は10時10分です。

休憩 午前 9時55分

再開 午前10時10分

○議長(福與三郎君)

よろしいでしょうか。開会前に先ほど政策室長の詳細説明が不足でしたので補足でもって説明をいたします。

丸山政策室長。

○政策室長(丸山優君)

先ほどは大変申し訳ありませんでした。

議案第4号の身延町田舎暮らし体験施設条例の制定についての第5条の3号の管理上支障があると認められるときの管理上支障がというのはどんな場合かという話なんです。原状の回復が困難な模様替えとか撤去が容易でない増築とか植栽ですね、これらについて支障がある場合は利用の許可を取り消す、そんな形になっておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長(福與三郎君)

それでは休憩前に引き続き議事を再開いたします。

議案第18号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

川口福三君。

○10番議員(川口福三君)

議案第18号について1点だけお伺いいたします。

30ページ、31ページにトンネルの点検等が出ているわけですが町内にトンネルは何カ所あるのか。ご存じのように笹子トンネルのあつた大きな事故があったわけですが、こうしたトンネルの管理という問題も非常に大変だと思います。ましてやこの委託料で林道トンネルの

点検業務が300万円というようなお金が使われているわけですが、トンネルの個数をお伺いいたします。

○議長（福與三郎君）

竹ノ内産業課長。

○産業課長（竹ノ内強君）

お答えします。

3目の林業土木費中の13節の委託料ですけど、これは林道のトンネル点検です。今回、富士見山トンネルに3カ所ございます。その3カ所分のトンネル点検でございます。林道についてはこの3カ所のみでございます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

藤田建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

お答えします。

町道のトンネルは現在8カ所ありまして今回の補正で点検をお願いする個所は7カ所を予定しております。

○議長（福與三郎君）

他に質疑ございませんか。

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

18ページ、先ほどから条例の制定についていろんな話が出ておりましたけども委託料の農業体験用簡易宿泊施設設計管理業務それからその下の工事請負費、農業体験用簡易宿泊施設整備工事、これは両方とも減額になっているのと、それから財源組み替えて国庫支出金500万円というふうな、県支出金が250万円というふうなことでいろんなことが書かれているわけですが、これ先ほどなんかいろいろ質問の中でこのもとの予算がいくらだったのかということとをちょっと確認したいのと、それからこの工事請負費と委託料の減額は差金であるのかということ。そういう説明はしましたか。5棟が3棟になったからその分減ったということか。

それからその下の繰出金の880万9千円。これは土地開発事業特別会計繰出金の解体差金ということで伺ったんですがこれはもとがいくらだったのか、ちょっと調べられなかったものですかこの点についてお伺いします。

それから29ページの県営中山間地域総合農地防災事業負担金、栃久保地区とか身延北部地区の県営中山間、それからため池の下山地区、これはすべてたしか繰越明許になっている部分でしたよね。それはそれでいいんですけども、その下にある県営農村地域活性化農道整備事業負担金の840万円の減額これはちょっと説明がなかったと思うんですが、これもやはり差金なんですか。その点についてお伺いします。

それから33ページの消防費の13節委託料なんですけども防災行政無線施設デジタル更新設計業務外というふうにありますけども、これはどういうものだったのかということと、この防災行政無線施設をデジタル化する予算についてはまた当初で計上されているような感じがしますけども、これは業務外というのがなんなのかちょっと不明でしたのでこの点についてご説明をお願いします。

以上でよろしくお願ひします。

○議長（福與三郎君）

竹ノ内産業課長。

○産業課長（竹ノ内強君）

29ページの農業土木費中19節の負担金補助及び交付金の中の県営農村地域活性化農道整備事業負担金マイナスの840万円ですが、これにつきましては清澤地区の農道事業でございます。この事業につきましては平成20年から24年度、今年が最後ということで負担金につきましては当初900万円の計上をしておきました。事業の精査をする中で県より840万円を落としてくださいということですので、実質負担金は60万円です。今年負担は済んだということで精算による減ということでご理解してください、よろしくお願ひします。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

18ページの企画費の中の委託料につきまして今回230万7千円を減額したわけですが当初設計の委託の予算としては400万円計上しておりました。そのうち3棟分を管理業務委託しておりました173万7,750円。その差し引きで今回230万7千円の減額をしております。工事請負費につきましても当初は2,500万円計上しておりました。それで3棟のほうの工事金額が1,776万6千円かかっておりました、その残723万4千円を減額しております。当初は5棟やる予定だったんですが最終的には3棟になりましたのでその金額になっております。それに伴って国庫支出金のほうも1,250万円だったものが3棟分の750万円を使いまして残りの500万円を減額しております。

あと県の補助金につきましても同じく625万円あったものを今回375万円を使いましてその残りの250万円を減額したものです。

それと繰出金のほうなんですけど28節こちらはもともと1億1,650万2千円あったものでございます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

総務課遠藤副主幹。

○総務課副主幹（遠藤基君）

お答えいたします。

33ページであります9款消防費、3項防災費のうちの1目防災費委託料につきましては740万円の減額についてでございますけども、24年度の予算計上額は3,098万2千円の予算計上をさせていただきまして、一番大きい事業がこの防災行政無線施設のデジタル更新の設計業務委託という中の差金が一番大きかったということで、そのほかにも委託料がありましてすべての委託業務が完了した中の減額ということでございますので、ほかという形で示させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

5棟を3棟にしたということですけども、その5棟を3棟にした理由については説明を伺っていなかったような気がするんですがこの点についてお伺いします。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

これは県のほうが当初、5棟分補助金を用意してくださっておりました。国のほうも当初5棟分、補助金を用意してくださっておりましたが、国のほうの補助金が減額になりました。3棟分になりました。それに伴って県と町が単独事業で、一般財源を投入して残り2棟をやるのは財政上厳しいということで国の助成事業と同じ3棟に減らしたものです。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

35ページから37ページにかけてなんですが、教育委員会のほうの小学校、身延と西島、それから中学校は全部になっているんですが、特別活動講師代の金額がまちまちなんですが削減されていますね。この中身。それからなぜ削減されたのかその状況を確認したいんですが。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

お答えします。

小学校および中学校の特別活動講師でございますが、内容につきましては書き写しとか篆刻とか合唱とかそのような活動に対する講師の謝金ということでございますが、結果的に1年通しましたら講師をそんなに招聘しなかったとか代替の講師を使ったということで減額となっています。

以上です。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

そうするとそれはもう減額になったのは分かりましたけども小学校が西島と身延だけなんです。そのへんのあれはどうなっているんですか。ほかはやったということではないんですか。それとも最初から入っていなかったんですか。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

お答えします。

各学校の実情に応じて講師を招聘しております。今おっしゃいました2校につきましてはほかの講師の方に来ていただいたとか先生みずからのその講師の代わりを買って出たとかそういうことが実情としてあったと思います。

以上です。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

そうすると全部の小中学校でこれは予算立てをしてその学校の状況によって自前の先生とかまたほかの講師を呼んで、お金のかからない講師を呼んでやったということ、そういう理解でいいんですね。すべて最初は全校やるということですよ。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

この特別活動そのものにつきましては全校すべて当初の計画どおり行っております。以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

望月明君。

○4番議員（望月明君）

2点ほどお伺いいたします。

まず最初の11ページ、歳入のところゴルフ場利用税交付金これは富士川カントリーおよび身延山カントリーの2つあると思いますがその割合はどのくらいずつになっているのかということをお伺いします。

それから第2点は28ページ、29ページですけれども有害鳥獣防護に関する件ですが28ページの下の方有害鳥獣防除用の資機材の補助金これが23万9千円ということで使わなかったということですか。それからわずかですけども使わなかったということ、これにつきましては申請を出しても認められなかったというような件を聞いているわけですが、これの補正をやらなかった理由をお伺いします。

それからもう1点は29ページの下の方に有害鳥獣捕獲報奨金というのが300万円補正されていますがこの内訳、例えばサルとかイノシシとかそういうような内訳が分かったらお聞きしたい。また今年度のこの報奨金はどのような割合で使われたのか、その点についてもお伺いします。

○議長（福與三郎君）

笠井財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

ゴルフ場利用税交付金でございます。500万円増額ということで利用者がそれだけ増えているということでございます。まだ決算が終わっておりませんのでどちらがいくらというわけにはいきませんが12月に交付を、8月、9月、10月、11月分交付をしてくれたわけですがこれは県税として徴収をしたものを町へ交付してくれるものでございます。富士川カントリー倶楽部が629万円、それから身延山カントリーが347万円でございます。これが4カ月分でございますので1年間とすればこの約3倍ぐらいくるものと思います。

以上です。

○議長（福與三郎君）

竹ノ内産業課長。

○産業課長（竹ノ内強君）

お答えします。

28ページの有害鳥獣防除用施設資機材補助金の23万9千円の減でございますが、それに伴う歳入が14ページの15款2項4目の中1節に鳥獣害防除事業補助金の23万9千円を減額ということで、これは当初は360万円、県へ要望をしておりましたが内示額が336万1千円に決まりました。そのため23万9千円を減額いたしました。それによって28ページのマイナス23万9千円が出てきたわけでございます。

次に29ページ、6款2項2目8節の報奨金でございます。今回お願いしている内訳ですが、サルが100頭、イノシシが60頭、ニホンジカが40頭、計200頭分でございます。今年度の全体から申しますとこの補正を加えましてサルが200頭、イノシシが310頭、ニホンジカが240頭、計750頭になります。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

穂坂英勝君。

○12番議員（穂坂英勝君）

1点お伺いいたします。

31ページ、8款1項1目土木総務費、詳細説明されたと思うんですが私が聞いていなかったんだと思うんですけども13節委託料で道路ストック点検事業が計上されております。繰越明許で計上されている5千万円たしか説明のときに社会整備交付金を財源とした80%だということまで聞いているんですが肝心の道路ストック点検事業というのは私には分からない、どういうものなのかよく分からないのでそれを1点お聞きし、そしてこれだけ膨大なものですから専門家が点検をしていくんだと思うんですが、答えられるのであればどこに委託をして業務を進めるのか。この2点をお聞きしたいんです。

○議長（福與三郎君）

藤田建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

お答えします。

笹子トンネルの事故、皆さま記憶に新しいと思います。非常に公共施設の老朽化が進んでいます。日本経済の再生のために緊急経済対策として命と暮らしを守るインフラの再構築ということで老朽化の対策、事前防災、減災、そのような対策を国では制度として社会資本整備総合交付金、これが活用できます。それから補正で地域の元気臨時交付金、これは町負担分の80%まで利用が可能ということで5千万円の委託を考えました。委託は当然、専門業者さんをお願いをしたいと思います。具体的にまだどういう業者というのは考えておりませんが、いずれにしても道路それから舗装、法面それから付属施設4つの項目を掲げておりますので一括してやるのか。それぞれその分野の専門業者さんをお願いをするのか。これから課内で議論をし、県の指導もいただきながら業務委託をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

柿島良行君。

○2番議員（柿島良行君）

1点だけお伺いいたします。

24ページの高齢者福祉費の関係の8節報酬費でありますけども162万8千円の減額になっておりますがこの報酬費は敬老祝金とか長寿祝金だと思いますけれども、そうであれば対象者数は相当的確に把握ができるものだと思いますけども、ここでこれだけの金額が減額になった中身を教えていただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

報酬費、敬老祝金等ということで書いてありますが一番大きな減額の理由は100歳のお祝金、1人当たり30万円ずつ支給する事業でありますけども3名の方が亡くなりました。それから1名の方が50年以上、身延町に住所を有するという条件もあるんですがそれに不適合ということで4名の方が減りまして120万円減額であります。

それ以外の部分につきましてはその他の敬老祝金等で当初530万円ほど計上していましたがそれが490万円で賄えたということでその部分の減額、合わせまして162万8千円の減額となります。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

（なし）

他に質疑もないので質疑を終結いたします。

議案第19号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑もないので質疑を終結いたします。

議案第20号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑もないので質疑を終結いたします。

議案第21号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑もないので質疑を終結いたします。

議案第22号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑もないので質疑を終結いたします。

議案第23号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑もないので質疑を終結いたします。

議案第24号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

6ページの歳入の加入分担金、加入負担金というのがあるんですが、これは分担金と負担金というふうに区別している理由と、これはたしか中富が4戸で66万円、身延が31戸で733万円、それから下部が1戸で20万円というふうに説明されたと思うんですが、この分担金にしる負担金にしるこの金額が違う意味はなんなのか。その2点についてお伺いします。

○議長（福與三郎君）

樋川環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

1点目の加入負担金と分担金の違いでございますが、これにつきましては公共下水道の工事を実施する地区が都市計画区域ということになりますと、これは都市計画法に基づきまして負担金という形になります。その他の地区については分担金という形の中で加入負担金と分担金の区別がしてございます。

もう1点につきましては、中富下水道事業分担金の66万円につきましては4戸ということで通常1単位20万円ということでございますがそこが3件ありました。そのほかに分割で納めていただいている方がございまして6万円という形でございます。

身延の733万円、当初1,600万円計上いたしまして、それは80人分ということで計上しましたが、実質31戸分が増えたということで2,333万円でございますが、単位で1単位の人、2単位の人、3単位の人、4単位の人がいまして一概に1単位20万円で31戸で620万円というような形ではございません。1単位の人が減免なしで95人とか25%減免が1人、50%減免が2人、75%減免が3人ということで101人というような形の中で金額が違ってきております。

下部の20万円につきましては1戸増えたということで通常の1単位分の人が1戸増えて20万円ということでございます。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

（なし）

他に質疑もないので質疑を終結いたします。

議案第25号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑もないので質疑を終結いたします。

議案第26号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

穂坂英勝君。

○12番議員（穂坂英勝君）

1点、単純な質問をさせていただきます。

7ページの一番最後、住宅造成事業費の17節の公有財産購入費の減額479万7千円。説明によると等価交換によって必要なくなったという減額だというご説明を受けましたけども、内容は敷地内私有地とあるんですが敷地内に私有地が存在した。その土地を取得しようとして計上した金額が取得をしなくて等価交換という、その近くに町有地が存在していたということなのかなんなのか。また別の科目で購入したものと交換しているのか。そのへんがちょっとよく分からないのでご説明をお願いします。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

お答えさせていただきます。

今回、裁判によって取得した土地はコマの建物が建っていたところと道路を挟んで東側にコマの駐車場としてあった用地それを取っていたしました。コマの建物が建っていたところに私有地がありまして、そちらを購入する予定で予算計上をしておりましたが、その方がコマと道路を挟んで東側にある駐車場の用地、こちらのほうの用地をいただければいいですよと言われましたので、そちらのほうの用地を提供するという事で購入がなくなったということをお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

（ な し ）

他に質疑がないので質疑を終結いたします。

議案第27号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

まずはじめに今年度予算が昨年が79億2,040万円だったものが8億9,210万円増えて88億1,250万円になったんですね。その理由について財政課長ちょっと説明されたようなんですが、増額の原因についてもう一度数字を挙げてご説明をいただきたいというのが1点。

それから予算編成方針に基づいてこの予算ができていうか仕上がっていると思うんですが、この予算編成方針というものを議会に提示していただけるものなのかどうなのか、今から・・・(ここで停電になる。)

○議長（福與三郎君）

停電によるマイク・録音機材復旧のため暫時休憩をいたします。

再開は11時です。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（福與三郎君）

それでは質疑を再開いたします。

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

それでは改めてはじめからというか、やり直しをしたいと思います。

昨年は非常にすごいびっくりするような縮小予算というか79億2,040万円という小さい予算だったんですが今年は88億1,250万円ということで8億9,210万円昨年より増額されているという。昨年の予算も今回の補正を見ますと総額で93億8,722万2千円というふうに当初よりも14億6,600万円ほど増えているわけです。それはそれとして今年増額になった原因について財政課長から説明があったようでしたけども、ちょっと私、聞き漏らした部分もごさいますのでこの詳細をもう一度お願いしたいと思います。

それから予算編成方針というものに基づいて、この予算が組み立てられているというふうに聞いておりますけれども、この予算編成方針を議会に提示していただけるものなのか。もしできるものであれば今からでも私たちにお渡しいただければと思います。

それから国の国家公務員の給与減額の影響というか地方もしなさいということと言われていて給与を減額したということが今年の予算の中でも見られるわけですけども、この公務員の給与の減額に伴って交付金も減額されているのかどうか。

それから退職金の引き下げについて、よその自治体では学校の教員が辞めたりとか自治体の職員が辞めたりとかということがあったようですが当町ではどういうふうになっているのか。

それからアベノミクスということで非常に公共事業に金を使うという宣伝が行き渡っているわけですけども実際、当町においても公共事業において先ほど建設課長からお話があった点もその中の1つかも分かりませんが、この公共事業を盛んにするよということによって交付金が少しでも多めにくるのかということ。

それから小水力発電を県営事業でやるということを新聞で見たんですけども、これをどこでどのように設備というかそういうものがされるのかということ、この点についての詳細がもしお分かりになれば教えていただきたい。

それから27年度から交付税の算定替えというか一本算定に変わるわけですけども、これに対する備えというかそういうものについて改めてまた財政課長からお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（福與三郎君）

笠井財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

まず予算の、昨年と今年がなぜこんなに違うのかというご質問でございます。

一番単純に言いますと昨年はそれほど大きい事業がまったくございませんでした。何を建てるとかというような事業がありませんでした。今年度は予定しておりますのが94ページでございますけども真ん中に防災行政無線デジタル化更新工事ということで工事請負費だけで3億8,740万8千円予算計上をしております。これは年度割で見ればこれに設監料とかいろいろなものが含まれて約4億円ぐらいかかります。それから次にページでいいますと122ページになりますけれども、公民館費に下山分館の建設工事ということで工事請負費に1億7,619万円予算計上しております。これに備品を購入したり設計監理料等を合わせれば約2億円の支出になります。

それから139ページ、12款公債費でございます。139ページに公債費、12款元金がございます。ここで起債を借りた、元金を返すわけですけども繰上償還をする費用が載ってお

ります。この中だけでは見にくいわけですがけれども特定財源の中に3億3,040万円というのが載っていますけれどもこれが繰上償還をする部分でございます。これが約3億円、それらを足しますと大体9億円で今年度増額になった予算の部分であろうかと思えます。細かい部分はそれは多少増えたり減ったりというところがありますけれども以上のようなものが主な理由でございます。

それから予算編成方針でございます。これは職員が予算要求をするのにどういう予算要求をするのかということで何ページかにわたって出ているものでございます。予算編成方針それから交付税の状況、合併算定替えがいつあってどうなるかというような説明から歳入歳出はどういうものに気をつけて予算を盛ってくれ、あるいは細節はどんな区分があるのかとか細かい説明が載っておるものでございます。これは職員が予算要求書を提出するための事務的なものでございまして議会に出すというようなものではありませんけれども、もし必要であればコピーだけできますのでそれはそれでご覧いただいて結構だと思います。

それからあと交付税の縮減に向かったの施策というか対応でございますけれども補正予算のほうに載っておりましてけれども財政調整基金に4億円、それから公共施設整備基金に4億円、今回積み立てをいたします。それから本来であれば当初予算に盛っていなかった繰上償還も3億円ばかりいたします。これらは27年から始まる交付税がだんだん減ってまいりますのでそれに対する足腰を強くするための措置でございますのでご理解をいただきたいと思えます。

財政関係は以上です。

○議長（福與三郎君）

総務課遠藤副主幹。

○総務課副主幹（遠藤基君）

では総務課のほうからお答えしたいと思います。

まず職員給与の減額に伴った交付税の影響というのは交付税の算定につきましては例年、基礎資料等を出しまして7月8月には交付税が決定されるということだと思えます。今言われていますのは国家公務員は平成24年25年で7.8%の減額をする中で地方公務員もそれに準じていったらどうだと。いわゆるラスパイレス指数が国の給与が7.8%減額されると地方はそれに伴うと100%超えてくるのではないかというようなご指摘を受ける中で今それに向かってそれぞれの都道府県それから地方公共団体の給与について今、鋭意検討をしまして今回の当初予算には実はそれは反映されておりません。今後、情勢を見ながら場合によっては25年度の補正予算で対応するようなことになると思えます。

それから退職金の問題でございますけれども、新聞紙上で年度の中途でもって退職金が減額されるという中で全国では途中で辞められる職員が非常に多くて、いわゆる組織が混乱したというような事例がありますけれども、山梨県におきましては退職金は山梨県総合事務組合の中で対応しておりまして、その理事会におきまして退職金の関係の影響はなく平成25年の4月1日からその退職金の減額について対応するということになりましたので、本年私どもの退職される職員は現在の予定でいくと5名いまして、なお60歳の定年退職を迎えるんでありますけれども4人の方については影響なく仕事に専念していただけるような状況になっておりますので特に本町については支障がないと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

樋川環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

小水力発電の関係でございますがこの事業は県が行っている事業でございます場所身延町の大城地区の大城川を利用したものでございます。詳細については県の事業ですので詳しくは把握しておりませんが平成24年度25年度で設計の段階ということで聞いております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

笠井財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

公共事業の関係でございます。

安倍さんに政権が移って今回1兆3千億円というような大型の補正予算が組まれたところでございます。経済対策でございます。ただ今回大変分かりづらいのは予算の説明でも言いましたけども前の政権のときは交付金を町の単独事業でもどんどんやりますよということで学校のガラスの飛散防止や黄金の足湯をつくったり、いろんなものに使えたわけでございますけども、今回は紐付き補助金にするということになっております。これだといろんなものをどんどん町で造りたいから造るのに交付金を使えるよということにはなりませんので、それぞれ国の補助金等がある中でその補助裏を埋めてやりますよということで今回も3月補正でトンネル等の整備、本来、社会整備の補助金で65%を見てくれますが35%は町で温かいお金を出さなければならぬ。その8割分を元金交付金として町にやりますよというような形で交付金がまいりますので、交付金が全体でいくらでポンというようなことでは町へはまいりませんので、そのへんがちょっと分かりづらいと思いますけども、これらも公共事業が多くできるという部分での経済対策であろうかと思っております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

ちょっと多いんですが13点ほど聞きたいことがありまして申し訳ありません。

まず47ページの民生費の社会福祉総務費の中で賃貸料、一番下の14節に賃貸料というのがあるんですがこの内容を伺いたと思います。

それと次のページ、49ページですね。委託料で飯富高齢者介護予防センターの点検業務、それから介護予防センターの防火対象物の点検業務、それから飯富病院の高齢者介護予防センターの特殊建築物定期調査業務、これが出ていますけれどもこれは本町だけでやるのか。もしくは早川との間でやるのか。そのへんがもし一緒にやるのであれば割合というそのへん、負担割合をちょっと伺いたしたいと思います。

それから53ページ、民生費の児童福祉費、委託料の子ども子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査業務127万円が出ていますけれどもこの内容、それから目的ですね、そのへんも伺いたしたいと思います。

それから続きまして58ページ、委託料の園舎の警備業務となっているんですがこれはほかにもありまして静川、原、西嶋にはこの園舎の警備業務というのがあるんですが久那土、常葉がないんですがこちらのほうの事情ですね、そのへんを伺いたしたいと思います。

それと続きまして66ページ、妊婦の一般健診がありますがその下に追加分というのがあるんですがこれ当初予算で追加分でもいいのかどうなのか。もしくは委託となっていますのでそのへんの中身をちょっと伺いたいと思いますし、それからそのあとの老人保健費の中での報償費、食生活改善推進委員会の訪問指導で1万5千円だけになっているんですが、長野のほうですごく高齢化しても元気なお年寄りが多いということでこの間テレビでもやっていたけども、その一番の要因が食生活の改善ということを謳っていました。本町でもやはり高齢化が進んでいる中でそういうことももっともって見直して予算的なものとかやるべきではないかというふうな感じがするんですが、この1万5千円で食生活改善の方々がなんか少しずつ減っているという話は聞いているんですがそのへんの町の考え方ですね、そのへんをちょっと伺いたいのと、それから97ページ、教育研修センター費の中の負担金ですね、一番下に総合学習福祉教育交付金というのがあるんですがこの中身を伺いたいのと、それから99ページ、備品購入費で防災ヘルメット身延地区児童分となっているんですが下部・中富地区に関してはどういうふうな考えでいるのかお伺いしたいのと、それから106ページに出ています小学のほうの教育振興費の遠距離通学費の補助金108万円、それから116ページに中学の分が225万円、このへんの内容をちょっと教えていただきたいのと、それから同じ116ページのエコージェムシステム保守業務と出ているんですがこのエコージェムシステムというものを教えていただきたい。

それと119ページの身延中学校の教育振興費の中でワイド相談講師の3万円と出ているんですが、これはほかの中学校には教育振興費の中に載っていないんですがこの内容と、なぜ身延なのかということをお伺いしたい。

それから申し訳ありません、文化会館の管理費の中で129ページになります。舞台の音響操作年間委託、それから舞台の照明操作随時委託というふうになっているんですが、この内容を伺いたいと思います。

以上たしか13点になるとおもいますがお伺いいたします。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

まず47ページ、14節の使用料1万8千円の内容についてであります福祉バスの転回場所、この土地の借地料ということで下田原になりますがそれが3千円。それから引揚者住宅借地料3件分で3万5千円ほど。それから福祉センターの自動体外式除細動器AEDのことでそのリース料が8万円ほどということになります。

続きまして49ページ、13節委託料、飯富高齢者介護予防センターの消防設備点検業務、以下3つの項目で計上してある予算、本町だけかということなんですが、この施設自身、町の施設で飯富の今、町営バスが停まるローソンの向かいの建物あれがこの施設です。飯富病院の施設と勘違いしたんではないかと思いますがこれは町営の施設ですので町だけの負担であります。

それから66ページ、65から66にかけてになります委託料66万2千8百円。このうち妊婦一般健康診査委託で追加項目分ということで謳ってありますが、一般で受けるという項目と追加で受ける項目が分けてあります。最初からこれは予定している部分で一般健康診査のほうで70人分で14回、一般健康診査追加分の項目で140人分が計上をしてある内容です。

続きまして4目の老人保健費の報償費、食生活改善推進委員会の訪問指導ということですがこれにつきましては嘱託の栄養士等をお願いします。その人たちと一緒に訪問をするということで訪問指導として1万5千円を計上しているところであります。食改の活動につきましては議員さんがご質問の中で触れられたような内容は当然町でも進めていきたい、また検討もしたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（福與三郎君）

中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村京子君）

53ページの委託料、子ども子育て支援事業計画策定のためのアンケートの調査業務の関係ですが子ども子育て関連三法が平成24年の8月に公布され、それに伴い保育の対象が保育に欠ける児童から保育が必要な児童に変わります。そのために保育が欠ける児童の定義に当てはまらなかった母親がパートタイムで働いているとか求職中、家族の介護等が今後は保育が必要な児童に該当することになります。そのために保育が必要な児童の数の調査とその供給先である保育所等の今後の動向とか現状などを調査するための委託料です。

以上です。

○議長（福與三郎君）

中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村京子君）

あと55ページの久那土保育所と58ページの常葉保育所の警備の関係は今、資料がありませんのでのちほどお答えします。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

項目を追ってお答えをしたいと思います。

まず99ページ、ヘルメットの購入の件でございますがすでに中富地区、下部地区はだいぶ以前からヘルメットを購入してそろっております。ただ身延地区の小中学校に関しましては防災頭巾で対応していたので、今回ヘルメットに切り替えを行うものです。

ページがちょっと戻りまして97ページの一番下でございますが、総合学習福祉教育交付金の88万円。教育研修センターを通じまして全校に等分に配布し福祉教育に資するよう使ってもらおうというものでございます。

あと106ページの遠距離通学でございますが4人分とありますのはこれは小学校の場合は4キロそれから中学校の場合は6キロ超えると遠距離通学になりますので、これは通学費の補助等を行っておるわけなんです、小学校に関して言えば下部小学校、波高島もしくは長塩地区から通学する子どもについて対象としております。また中学校は身延中学校の分でございます。

それから116ページでございますが、これは身延中学校の管理費の中の委託料でエコージェムシステム保守業務と記載されております。このエコージェムシステムというのはある意味、固有名詞でございますが一企業が持っているノウハウについてそのように呼んでいるわけ

でございますけども、これは防火水槽の中にある物体を入れることによって水質保全を図るというシステムでございます。

あと119ページ、身延中学校のワイド相談講師謝金でございますが、これにつきましては1回当たり3千円で10人分ということで予算を計上いたしましたけれども、ちょっとこの点につきましては私も細かい点をすべて掌握しておりませんので一度調べた上で回答をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（福與三郎君）

佐野生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野勇夫君）

129ページの総合文化会館管理費の舞台音響操作年間委託、それから舞台照明操作の随時委託ですけども大変申し訳ございません、細かい資料を持っておりませんのでまたあとでご報告させていただきます。

○議長（福與三郎君）

他に質疑ございませんか。

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

今、答弁をいただいたばかりでちょっとあれなんですけど園舎の警備ですね、これは警備のシステムが構築されているかどうかなんだろうと思うんですが、あとで答弁をいただけるということをお願いしたいと思います。

それから食生活改善推進委員会の訪問指導ということで、さっき保健師さんが一緒に行ってくれるというそうなんですけど、僕が知っている限り保健師さんと食生活改善の方が一緒に例えば公民館とかそういうところでおおせいの方を集めて健康に留意してくださいみたいな形なんですよね、今の現状が。僕は長野方式を見たときに長寿日本一ということで、男女とも日本一ということになったわけですが、そのやり方は地域の食改の方々が地域のお年寄りのところを訪問しながらいろんな質問をさせていただいて健康づくりにこういう形なんだよ、こういうものを食べてこういうふうになればいいんだよとか、よく噛んで食べると消化にいいとかそういう一般的なことなんでしょうけども、そういうことをどんどん伝えている。それとまた長生きするのにどういう食べ物のバランスだとかそういうものもお年寄りの方に親切丁寧に教えていくという。それからしばらく経って訪れて今度この間、話した内容はどうでしたか、実践していますかみたいなそういうこともやっているということを知りましたので、そういう形式に今後、食生活改善推進委員の方々にもし可能であればそういうことを進めていくべきなのかなというふうに思います。

それから先ほどの97ページの総合学習・福祉教育交付金で、これは各学校に等分に配分しているという話なんですけど、僕がちょっと聞いた話だと約8万円ぐらいきているらしいんですが、本当にそれが必要なのかどうか、いろいろ話を聞いている中でそのへんをどのように考えていらっしゃるのか。またこれはたしか国か県かどこから来るんですよね。だと思ったんですが、そのへんの今後の対応ですね、それを伺いたいと思います。

それから遠距離通学の補助金に関してなんですけど、さっき答弁で下部小学校の場合は波高島、長塩の方々が遠距離になると。僕が知っている限り例えば湯町なんかの場合、北小学校に通っ

ている方もいらっしゃると思いますね。そのへんそうするともうなんか違ったような形になるんですが、そのへんの対応は教育委員会としてどういうふうに考えているのかを伺いたと思います。

そのワイド相談講師、これはあとで教えていただけるということでしたね。はい。以上です。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

先ほど私の答弁が間違ったのかもしれませんが、保健師ではなくて栄養士です。栄養士の訪問指導5千円の報償費、3回分で1万5千円ということであります。その食改の事業の進め方、内容等については議員さんがおっしゃること、また検討もしていきたいと思えます。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

それではお答えいたします。

1点目でございますが、身延町立小中学校総合学習福祉教育交付金についてでございます。これにつきましては教育委員会関係の補助金交付要綱に詳細が載っておりますので、ちょっとそれを読んでみます。「補助金等の目的といたしまして、子どもたちがみずから学び、みずから考える力や学び方、ものの考え方などを身につけ、よりよく問題を解決する態度や能力などを育むことを狙いとする。また福祉への意識向上のため総合学習などの授業の中で関係者の協力を得て、福祉学習を進め福祉に関する意識啓発を行う。」

以上のようにこれにつきましては補助金で対応しております。もちろん補助金というのは絶えず見直しというものが必要になるかと思えますので、今後、議員さんのご指摘を旨として教育委員会の中でも検討してまいりたいと思っております。

続きまして指定校の変更ということで違う学校に通ったお子さんの遠距離通学費はどのようなものであるかというご質問だと思えますが、本来であれば教育委員会はあなたのお子さんは居住地であるどこどこ小学校、どこどこ中学校に通わせてくださいという通知を差し上げます。ただ諸般の事情により例えば下部小学校から下山小学校に通うということで結果的に遠距離通学になってしまう場合は、児童生徒ではなくて保護者の方々の都合でございますので遠距離通学に対する補助はスクールバス同様、便宜を図らないというふうに基本的には考えています。

以上です。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

そうすると今の答弁に対してなんですが、親の都合で例えば湯町から下山へ行くというのは実際に事例があるわけですね。それが下部小学校に通うとすれば波高島からは遠距離通学になると。それが親の事情だからもちろん出さないというのはそれは当然だと思うんですよ。その前に親の事情であっても例えばさっき言ったように基本的に例えば湯町の場合ですよ、下部小学校に入学してくださいよと。そういうふうに通達するわけですが、本当にそうやって親の都合というので全部そうになったら変な話ですけど収拾がつかなくなるような状況になる気がするんですが、そのへんの枠といいますか、どこまでが事情として認められるのか。ある意味での線引きですね、そのへんはどうなんですか。最後にそれだけ伺います。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

お答えします。

各家庭の実情というものを例えば親御さんの通勤先はどこであるとか、あるいは離婚なさっているとか、通学を祖父母に委ねなければならないとか、そういうふうな事情が個々にございますので一概にはこうだとは申し上げられませんが、少なくとも町内の学校である程度の事情を抱えて通学区域の変更を行うということであればかなりの部分、認めているという状況がございます。特にこうだという基準ははっきりございません。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

穂坂英勝君。

○12番議員（穂坂英勝君）

3点ほど質問させていただきます。

まず先ほど同僚議員から予算規模についての質問がありました。ご答弁もすぐごもっとも、まったくそのままの状況でよく理解はできるんですけど、ちょっと切り口を変えて財政の健全化を常に頭に置きながら予算編成をしてきているものと考えております。その中で当初予算の中では自主財源が少し増えたというのは法人税だけ、ほかは全部減っている。その観点からいくと自主財源比率は下がるということになる。財政を健全化して行革の中にあるように小さな政府でやっていきたいという観点からは、どうもこの予算編成がどういうふうにもその点が反映されているのかがちょっと分からないし、お答えしにくい部分ではあるかと思っておりますけれどもその点を1点お聞きいたします。

法人税以外はすべてマイナスだろうと読んでいてそうなっているんですけど、それに間違いないだろうと思いますがそれをお答え願いたいということが1点。

それから細くなるんですけども22ページ、歳入の18款1項4目公共施設整備基金1,200万円の内容についてご説明をお願いしたいということと、ついでは申し訳ないんですがその下に廃目になった社会福祉教育学校等就学奨励基金廃目の内容を説明してください。廃目だからなくなったよと言えばそれっきりなんですけど非常にいいサービスを行ってきたんですけど、たぶんもう廃目するということはお金がないということなのかなとは思いますがそのへんの内容を説明してほしいと思います。

それから歳出の2款、33ページに2款1項4目8節の報償費、町のシンボル選定委員の報償が10万円ではありますけれどもあると。私ども大変不勉強で申し訳ないんですが町のシンボル選定委員というのが存在するかしないのかも知らないし、どういうものかも分からないものですから単純な質問で申し訳ないんですがお願いいたします。

それからこれは35ページの7目にバス運行対策費、7節に賃金として計上されているのがこれが349万3千円、臨時職員の賃金だろうと思うんですけどこの臨時職員の業務内容はなんだろうかという点。

それから43ページの7項の国土調査費、1目の地籍調査費、委託料がこれもやはり5,600万円というふうな、複数年度でお金がたくさんかかっているものですから、このくらい

かかって当たり前という理解で終わってしまうんですけども、3地区の進捗状況が長期にわたった事業でございますものですからどのくらいの進捗になられているか、お分かりになれば教えてほしいなと思います。

それから65ページの4款2目13節診療所の運営業務費、これは何を指しているのか。業務内容。医師の手当が出ているわけではないだろうと思いますので、そのへんの中身をご説明願いたい。

もう1点、最後に94ページの9款2項防災費の15節工事請負費3億8千万円。これは先ほども説明のあった大きな事業でございますけども、このデジタル化が複数年度でやられるんですけども、総工費の中の今年度分はどこまでの事業、分かりやすいような簡単なお答えで構いませんがどこまでを今年度この金額で3億8千万円でやられるのかお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（福與三郎君）

笠井財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

まず1点目の財政健全化のご質問でございます。

その町の予算が昨年に比べまして今年すごく大きくなっているということですが、実際には大きくなっているか大きくなっていないかというよりも財源がどこからきているかということだと思います。100億円になっても財源がそれに伴って増えていけばなんのことはありません。先ほど議員さんのおっしゃる財源は交付税が上下いたしますけれども、それ以外は税関係も現状ではどんどん減っている状況でございます。

当然ですから小さく、財政的にもなっていくのがちょうどでしょうけどもそうはいましてもやらなければならない事業はどうしてもやらなければなりません。どうしても必要だという部分であれば箱物でもなんでもつくるわけでございます。それに伴いましてその財源を連れてくるというか探してくるという部分もわれわれの大きな仕事だと思っております。

先ほど基金をたくさん積み込みましたけれども、それらは次に使うための積み立てでございますので、そういった意味ではそういうものを有効に活用していかなければならないと思います。先ほど防災行政無線が大変大きな事業だと申しましたけども、それらの合併特例債もお借りして、合併特例債が本町ではまだたくさん使える部分がありますので、たくさんというか限りはありますけども、今までそんなに使っておりませんので、それらを有効に利用した中で総額10億円でございますので、その10億円を町の予算で出すということはできませんので合併特例債を有効に使わせていただいて、今回の事業をやっていくということでご理解を願いたいと思いますし、また自主財源は少なくなっておりますけども、そうはいましても税の公平等を考えれば整備していかなければならないものは整備していくということで今回も防災行政無線は整備をさせていただきます。

それから公共施設整備基金の繰入金の部分でございます。1,200万円でございますけどもこれは基金を取り崩して財源に充てているものでございます。まったく今と同じ理由で充当すればその財源がないのでそこへ充当していくということでその上の財政調整基金も2億2千万円ばかり取り崩しておりますけどもそういうものも充てながら1,200万円を、公共施設を取り崩しました。これにつきましては87ページの道路改良費、特定財源のその他1,200万円ありますけれども、これが基金から繰り入れた1,200万円でございますのでご

理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

順番がちょっと飛びますが私のほうで65ページ、診療所運営業務5診療所分で1千万円とこの内容についてでございますが、身延町国民健康保険診療所条例これにおきまして大須成診療所、それから曙診療所、身延町の大塩、それから古長谷こちらにあります。それから身延町営診療所条例で下部診療所、久那土診療所、古関診療所、下部地区に3カ所の診療所がございます。この業務を町で行うわけなんですがおのあの3条、それから6条で委託することができるということを謳ってあります。これに基づきまして診療業務、診察等を飯富病院と委託契約を結びましてこの5カ所、1カ所当たり200万円で契約を結んでいる費用がここに計上されているものであります。

以上です。

○議長（福與三郎君）

柿島土地対策課長。

○土地対策課長（柿島利巳君）

43ページの2款7項1目国土調査費、13節委託料に関する質問ですが、進捗状況ということですが23年度末の状況としましては山林も含めた状況でありますと中富地区が21.41%、身延地区が15.10%、下部地区が7.51%、全体では13.30%となっております。山の部分、山地を除いた計算になりますと中富地区が57.77%、身延地区が76.61%、下部地区に関しましては68.32%、全体にしますと68.75%というような進捗率になっております。

一応、今年度末までに関しましては実施面積としましては中富地区が8.23平方キロメートル、身延地区に関しましては15.63平方キロメートル、下部地区に関しましては6.48平方キロメートルというふうな数字になります。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

それでは33ページにあります報償費の8のシンボル選定委員報償につきまして説明させていただきます。

旧町では町の花とか鳥とか木とか決められておりました。新町になってまだ決めてはおりませんが平成26年には合併の10周年を迎えます。それに際して25年からいよいよ選定の打ち合わせをしていかないとちょっと間に合わないかなと思っています。実は合併5周年のときにもシンボルの選定委員会はあったわけですがちょっと時期尚早だったということで決められておりませんので、今年度からいよいよ検討してまいりたいと思います。

続きまして35ページのバス運行対策費の7節賃金につきましては、町営バスの運行につきましては委託料で民間会社に運行していただいているものとか補助金を出して運行しているものとかそのほかに町で直接、運行しているものもあります。古関・岩間線については町が直接運行しており、その運転手に対する賃金をここで計上しておりますのでよろしくお願ひいたし

ます。

○議長（福與三郎君）

総務課遠藤副主幹。

○総務課副主幹（遠藤基君）

それでは94ページの質問にお答えいたします。

防災行政無線デジタル化更新事業につきましては8ページの第2表 継続費、それから149ページの継続費の調書がありまして特に149ページでちょっとご説明をさせていただきますと149ページの今回の防災行政無線デジタル化更新事業の年度割が示されております。

平成24年度にいわゆる基本設計、実施設計が終わりまして25年、26年度で継続費を設けて事業を2年間にかけて実施していくということになりまして、継続費の総額の主な内容は94ページにあります防災行政無線デジタル化更新工事監理業務委託の部分とそれから15節の工事の部分というこの2つの節のものについてのそれぞれの継続費ということになりまして総額、今、予定しています金額が総額で10億8,605万7千円ということで平成25年度が3億9,190万6千円、それから平成26年が6億9,415万1千円という年度割でございます。

ちなみに財源につきましても一般財源とそれから地方債、いわゆる合併特例債を使った中で一体的に整備していくということになっております。

ご質問の平成25年は一体どんなことをするのかということでございますけども予算が可決いたしましたら新年度早々、業者の選定に入りまして業者が決まりましたら主な25年度の事業といたしましては親局、中継局、野外の拡張支局等を整備していきます。ただ単年度でできませんのでこれが26年度まで食い込んでいくんではないかと思えます。

26年度の主な事業になりますとこれは個別受信機ということが一番の大きな事業ということになっていくと思えます。ただ年度割はあくまでも年度割ですので、進捗状況に応じて年度割も変わっていくというようにご理解いただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

今ご質問をいただいた繰入金の件でございますが、22ページ、目の名前が福祉教育学校等就学奨励基金繰入金、これが本年度の予算額がゼロになっております。前年度は100万円の計上をしたわけでございますけども、これを廃目にしたというわけではございません。この件につきましては昨年来何度かご説明を申し上げてきましたけれども、この基金を原資として福祉学校等に就学をなされた生徒の保護者の方に対し一律に奨励金を差し上げるという制度でございますが、申請があった段階で補正をしていくことにいたします。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

72ページの5款労働費、上のほうに緊急雇用創出事業体験型観光推進事業、それからその下に雇用創出事業地場産業育成事業、2点にわたってこの緊急雇用策が盛られているんですが

この事業内容。それから同じ欄の下のほうに何カ所かのグラウンドの草刈り、植木の剪定等が盛られておるんですが、この中で見ますと廃校になった静川小学校のグラウンドが計上されていないと。

それから86ページですね、86ページに新々富士川橋の建設促進期成同盟会負担金1万2千円が盛られているんですが新々富士川橋というのはどのことを言っているのか。それから土木費のうちで修繕費の700万円、この700万円の事業内容。

以上について伺います。

○議長（福與三郎君）

藤田建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

お答えします。

86ページの新々富士川橋の建設期成同盟会負担金でございます。これは今の富士川橋の上流に今、合併をしましたから富士市になりますけども長年通勤時間帯は非常に渋滞をするということで当時、富沢町、南部町、旧町の身延町が特に生活をする上で南のほうに下っていくときに支障があるということでこの期成同盟会に加入をしておりました。その団体への負担金です。現況とすれば富士川に架橋する橋の話はおおむねご理解をいただいているんですが、左岸側の地内の中で都市計画道路のご理解がいただけないというところで今現在、建設に至っておりません。

次に8款2項1目11節需用費の修繕費ですがこれは町道の修繕費です。特に道路に穴が開いたであるとか側溝の溝蓋が壊れているとか側溝が壊れているとか、もろもろ緊急を要する修繕の対応をしていきたいということで修繕費700万円をお願いするものです。

以上です。

○議長（福與三郎君）

熊谷観光課長。

○観光課長（熊谷文彦君）

すみません、今の質問の内容ですがこの地場産業育成事業この1点だけですか。ちょっと今チャイムで聞き取れなかったところがあるんですけど。地場産業の育成事業についてということで。そこ1点でよろしいですか。

事業の概要ですが、本町の地場産業である西嶋和紙を現在のニーズに合わせた商品開発を行うことによりまして新たな需要を掘り起こして従来の伝統工業である和紙とともにその販路拡大を図り、和紙産業の活性化につなげるということで観光課のほうで商工会に委託をしまして、そして商工会で人を雇って和紙の振興を図るという予定でいます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

笠井財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

5款1項1目、71ページの旧静川小学校の草刈りの部分でございますけども、それにつきましては上から8つ目ですか普通財産除草作業の中に含まれておりますのでご理解願いたいと思います。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

そうするとこの雇用創出事業というのは277万円と437万円はすべてを商工会のほうへ委託事業としての予算ですか。

○議長（福與三郎君）

熊谷観光課長。

○観光課長（熊谷文彦君）

地場産業のことでよろしいですか。ちょっと聞き取れなかったんですけど。

事業体験型の推進、この事業については町から観光センターに委託をしまして観光センターの中で事業をするという内容です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

50ページの老人医療費の扶助費で県単老人医療費ということで昨年に比べて少なくなっているんですけど、これは廃止ということで対象者を絞り込んで少なくなったのかなというふうに思っているんですけど、それでいいのかどうなのか1点。

それと一般質問の中で児童館の閉館日を25年度から日曜日を休館にするということの答弁があったんですけどもそれを今年からやるのかどうなのかということが1点。

それから65ページで予防費の中の委託料の中にワクチンの接種がありまして昨年は扶助費の中で子宮頸ガンとヒブと肺炎球菌が載っていたんですけども今年は委託になったということはどういうふうな違いがあるのかということでお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村京子君）

4月からの児童館の開館ですが、昨年12月の定例議会でも回答したとおり日曜日から土曜日までの利用者数を調べたところ日曜日が一番少なかったということで休館日を日曜日と決めました。利用者が多い日を休みにするという事は住民サービスの低下につながると思い日曜日に決めました。

以上です。

○議長（福與三郎君）

佐野町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

50ページの老人医療費の中の20節扶助費の関係でございます。

今、質問がありましたとおり県単老人医療費ということで県において68歳の対象者は、今年の25年3月31日までは今までどおりの支給をしていくということで25年4月1日以降の方についてはないということでございまして、本町におきましてもそのようなことで行っております。県から211万円の補助金をいただくということになっております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

55ページの委託料、子宮頸ガン、ヒブワクチン等の予防接種の関係ですが、昨年までは補助事業ということで補助対象になっていた部分が今年度からは予防接種法に基づく町で行うという部分に移行するというので委託料として計上してあります。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

ワクチンの件については保護者の負担はなくできるのでしょうか。その確認とそれから一般質問でも児童館の件については話をしたんですけども、あそこの児童館は特殊で子どもたちが歩いて行くことができないという。あそこ1カ所しか児童館がないということで近くの子どもたちは行けるんだけど、なかなか全町単位で1カ所ということであそこに行くということができないという特殊な事情もあって、行きたいけど行けないという事情もあると思うんですね。そういうような事情の中で普通の児童館というのは0歳から18歳までの子どもたちを対象にしているということでいろんな子どもたちが本来利用できると思うんですね。

今は便りなんかを見ていると本当に楽しそうに小さい子どもたちが遊んでいるんなご努力をされているというのは分かるんですけども、いろんな人たちが、もっと大きな子どもたちも行けるようにというふうに考えると、普通の日はなかなか行けないということで土日が開いていれば助かるのというふうな声も聞いていますので、ぜひ日曜日には休館にするのではなくて土日、子どもたちが休みの日には開いているようなことを私はしていただきたいなというふうに思っていますけど、答弁はそういうことで決まったということで、それは変更、これからやっていってどうなのかということでもたまたま変更もあり得るのではないかなと思うんですけどもその可能性と、それから県単の老人医療についてなんですけども、先ほどから財政の論議をする中でこれから一本算定になって交付税も少なくなる、それから町税とかそういうのもだんだん少なくなって財政をどういうふうに考えていこうかというときに、町長いつもおっしゃっているように後世につけを残さないということでご努力をされているのはすごく理解をしているんですね。ただ、今ここの町に住んでいる人たちに例えば県単の老人医療費、大体500万円ぐらいの予算で68歳69歳の非課税世帯のお年寄りの医療費が安くなってその人たちは助かっていると思うんですけども、そういうことを削ってしまって今回の補正にもあるけども財政調整基金に4億円、公共物のものに4億円、そういうような財政の運用をしているんですけども、先ほどからも必要なところには予算を、やらなければいけないところにはつけるというふうなご意見をいただいたんですけども、私はこういう非課税の人たちが医療を受けるのに必要な部分は私は必要なんではないかなというふうに思っているんですけども、予算をどういうふうに、あるお金をどういうふうに割り振りをするのかというところが町長のこの提案だと思うんですね。町長はどういうふうなところに重きを置いて予算を今回つくっているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

予防接種の関係ですが定期予防接種になるということで今回はこの項目に謳っております。定期予防接種になれば町では個人から負担金を取っておりませんので法上は取れるんですが身延町は取っていません。そういうことで無料になっております。ただ定期接種になるということの決定通知等はまだ受け取っておりません。

以上です。

○議長（福與三郎君）

佐野町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

県単老人医療費ということで県の事業にのる形で町もこういう形で事業をやってきた次第でございます。昨年、県も財政的に厳しいという話がありまして県から各町へ説明に来ました。町も県で2分の1出せないであれば町が全額出すということもできないということで苦渋の選択をした次第でございます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

子育て支援課のほうの変更はあり得るのかという答弁と、それから県単老人医療なんですかども県で廃止をしたから町でもということで、先ほど言ったように年間500万円の予算で68歳69歳の非課税世帯の人たちが助かるという思いが私にはあるんです。そのところを削ってしまっているんですけども、私は福祉にこういう力、非課税世帯の人たちが医療を受けるためにこういう予算は必要だというふうに思って反対討論もこの前したんですけどもそういう意味では町長にお答えいただきたいんですけども、予算編成のときにどこに重きを置いて予算編成をしたのかということでお聞かせいただきたいと思います。町長をお願いします。

○議長（福與三郎君）

中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村京子君）

当分の間、日曜日を休館日として行っていく予定ですが、平成25年度からは事業の見直しとかまた利用者の方に意見等を聞いてその方たちの意見に沿うような事業やイベントを検討しています。さらに充実していきますので今後もよろしくお願いします。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

これは質疑ですので、先ほど財政課長もお話したとおりですし、町民課長もお話したとおり苦渋の選択をいたしました。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

（なし）

他にないようですので質疑を終結いたします。

議事の途中ではございますけれどもここで暫時休憩をいたします。

再開は1時15分といたします。

休憩 午後12時15分

再開 午後 1時15分

○議長（福與三郎君）

休憩前に引き続きまして議事を再開いたします。

議事の再開の前に午前の部で未答弁がございましたのでここで答弁をさせます。

中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村京子君）

午前の一一般会計の質疑の中で55ページと58ページの常葉保育所と久那土保育所の園舎の警備業務の委託料が入っていない理由は何かと質問に対してお答えします。

合併前から中富地区の3園には警備の設備がありました。下部地区の2園には合併前から警備の設備はありませんでした。それが現在まで引き続いていきますので、現在は警備設備がない状態になっています。

今後は防犯上の問題もありますので警備設備の設置に向けて検討をしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

午前中、身延町一般会計予算書の中で松浦議員さんからご質問をいただいた件につきましてお答えをいたします。

10款教育費、3項中学校費、10目身延中学校教育振興費の中の13節委託料でございますけれどもその中にワイド相談講師の報酬費が計上されております。このワイド相談でございますが非常に分かりづらい名称でご迷惑をお掛けいたしましたけれども、これは身延中学校が中学校1年生を対象に職業進路相談会を開催するときに支払う報酬費でございます。午前中も申し上げましたが10人を講師として招聘する。1回当たり3千円ということでございますが具体的には生徒にアンケートを取り、現に就いている職業の方で来ていただきたい方々、例えば警察官であるとか消防士であるとか看護師、保育士の方々に来ていただいて、そこで職業指導をしていただくというものでございます。もちろん公務員を招聘したときには3千円の報酬費はお支払いしてございません。

以上です。

○議長（福與三郎君）

佐野生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野勇夫君）

それでは午前中の一般会計の松浦議員からのご質問に対してお答えします。

129ページでございます。総合文化会館管理費の委託料、舞台音響操作年間委託231万円。それから舞台照明操作随時委託180万円についてでございます。

まず舞台音響操作につきましてはこれについては業者のほうへ委託をしております。文化会館のほうに来る担当者としては1人ということでございます。年間については大体40回近く

文化会館の中で音楽関係のイベントが開催されております。自主公演のほかにも小中学校ですとか、あるいは自主的な団体等の音楽関係のイベントがございます。それに対して音響の担当が付いているということでございまして年間40回近く。民間相場で行きますと大体7万円近くかかるというものでございます。そうすると280万円近くになるということで年間委託したほうが安価になるのではないかとということで年間委託ということになっているということでございます。

それから舞台照明操作随時委託でございますがこれにつきましては照明をするスタッフこれも業者のほうに委託しているんですけども単価契約ということでございます。チーフが3万1千円それからサブが2万6千円等でございます。文化会館のほうで自主事業が4回ほど予定されますけどもそのサブとかチーフなどの金額、それから当日だけではなくて前仕込みといわれるものもございまして。これは自主公演ですと1回20万円近くかかるということでございます。そして4回ですから80万円近くになるということ。あと残り100万円につきましてはやはり15回程度の自主的な団体、あるいはほかのものもありましてそれが1回につき6万円ぐらいかかるというふうな内容になっております。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

質疑を再開します。

議案第28号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

国民健康保険ということで国保の加入世帯それがどのくらいいるのかということと、それから滞納世帯がそのうちのどのくらいかということと、それから国保は大変厳しいということで私は常々予防に力を入れるということで、医療費をなるべく少なくするためにはなるべく病気にかからないように予防に力を入れるべきだというふうに言っていたんですけども、この予算書の中にその予防事業というのがなかなか分からないんですけども、どういうことをやっているのかということでちょっと聞かせていただきたいと思っております。

○議長（福與三郎君）

佐野町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

お答えいたします。

今、世帯という質問ですが、人数でお答えさせていただきます。当初予算をつくるにあたりまして見込んだ数字は11月末までの毎月人数というのが確定しています。そして年間を通して4月から3月までの人数を平均したのが国保の人数ということで県へ報告します。23年度につきましては一般の方は平均4,248人です。そして今年の見込みということで12月以降は見込み数値で1年間の今のところの見込みということで計算させていただきました。4,116人ということで132人減っております。退職者につきましても23年度が224人そして今年の見込みということで出した数字が212名、合計で145人減少しているという状況でございます。

予防の関係ですが、国民健康保険は一般会計から借り入れをしなければならないという状況

ということと、医療費が年々増加しているという状況でございます。この原因は、悪性新生物とかいろいろな病気等が含まれていると思います。予防に力を入れていくということで、予算上には明記がありません。それは町民課そして福祉課では予防のための健診を受けようということで行っております。国では、平成20年度からそのようなことでできておりました国の指針に従いまして実施しております。また町民課としましては、町民の健康づくりということに力を入れてきました。実際24年度につきましては「健康は運動習慣と食生活」というキャッチフレーズをもとに各種団体のところへ保健師ともども出向きましてのPR活動ということで直接お話をさせてもらって健康づくりということを行ってまいりました。しかしまだまだそれだけでは足りないということで、25年度につきましては生涯学習課の事業に参画する形になって町ぐるみで推進していこうということと考えております。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

笠井税務課長。

○税務課長（笠井祥一君）

国保の滞納世帯数ということでございますけれども、こちらについて私のほうからお答えをさせていただきます。

国保の滞納世帯でございますけれども一般が111世帯、それから退職が4世帯、合計115世帯でございますけれども、このうち一般と退職、重複している世帯が2世帯ございますので実質113世帯ということになります。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

（なし）

他に質疑もないので質疑を終結いたします。

議案第29号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

後期高齢者の保険料なんですけれども、まず人数は当初の説明のときに特別徴収が3,133人、普通徴収が638人、合計3,771人ということによろしいでしょうか。それと普通徴収の場合は年金から天引きできない所得の人たちということで、かなり大変な思いで皆さん払っていらっしゃると思うんですけども、この普通徴収の保険料の滞納ですね、これがどのくらいいるのか教えてください。

○議長（福與三郎君）

佐野町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

後期高齢者の関係でございますが、今、言われたとおり人数につきましては特別徴収が3,133名、そして普通徴収については638名分ということで計上させてもらっております。特別徴収については年金から引かれますので100%の徴収率です。普通徴収につきましては年金のない方もいらっしゃると思います。遅れている方というのがいらっしゃる

す。実質、4名ほど滞納ということになっております。この方たちにつきましては一部出向きましてお金をいただいてくるということもしています。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

4名ということで直接行ってくれているということなんですけども、やはりお年寄りになると病気がちになって滞納している人たちが病気になったときの相談とかそういうのはあるんでしょうかね。そこのところがちょっと心配なんですけども今までの経過はどうなんでしょうか。

○議長（福與三郎君）

佐野町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

滞納者ではないということですよ・・・。

この方たちにつきましても直接、病気の具合とかを聞く中でどうですかというようなことでさせてもらっています。緊急の場合には、病院へどんどん行ってくださいということで対応しています。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

では滞納していても病院にはちゃんと行けるということで理解していいですか。

○議長（福與三郎君）

佐野町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

行ってくださいと言っています。緊急の場合は、救急車を呼んでくださいと伝えました。そのあとは町と病院とのお話しになろうかと思えます。

○議長（福與三郎君）

他に質問はございませんか。

（ な し ）

他に質問もないようですので質疑を終結いたします。

議案第30号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

介護保険料ということでまず保険者の人数これを教えていただきたいと思えます。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

被保険者数ですが第1号保険者、1月末現在であります5,676人、それから2号被保険者4,667人、合計で1万343人になります。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

その1号保険者の中で年金から天引きできない普通徴収の方と年金から天引きという特別徴収の方がいると思うんですけどもこれの人数が分かったら教えていただきたいのと、それからこの介護保険もやはり予防が重要で介護が重くなればなるほど負担も大きくなるということで、いかに皆さんに元気でいていただくかということで、17ページには二次予防事業費それから一次予防事業費、二次予防事業費は65歳以上で生活機能が低下してこのままでは支障を来たすという方だと思うんですね。一次のほうは元気な方たちということで予算を見てもあまり変わっていないというか若干減っているような状況なんですね。やはりこのところを手厚くして要支援とか要介護とかにならないように、ここに重きを置かないとだんだん介護保険の保険料にも跳ね上がってくるということで、このところの内容をもうちょっと私は充実すべきではないかなというふうに思っているんですけども、あまり変わらないような状況でここを手厚くする必要はあるのではないかなと思います。それについてどうなのかということ、それから保険給付費の中で要支援1から要支援2の場合の保険給付費もありますけども、このところも私はこれは介護保険のサービスになってしまうんですけども要介護にならないためにここも重要ではないかなというふうに思っています。これについてはどういうふうに、若干は増えてはいるんですけども、ここにも重きを置かなければいけないと思っていますけども、これについてどういうふうに考えていらっしゃるかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

まず1点目の特別徴収と普通徴収の人数の割合ですが細かい数字までは持ってきておりません。特別徴収が約9割、普通徴収が1割という人数だと記憶しています。

次に2番目の予防事業、もう少し充実すべきではないか、予算だけ見て減額、少々していただきますかどうかというお話なんですけど、予算のかからない部分も当然、充実していくつもりでありますし、昨年より減りはせず、かえって増えるというような形で回数等も検討しているところであります。包括支援センターが中心に行うわけですが保健師3人それから事務職1人でケアマネも臨時的職員2人いるんですけど、職員が自分の力で事業を推進するというところで費用がかからない部分もやっていきたいと思っています。

それと同時に認知症予防の部分に力を入れていまして、24年度から認知症予防の事業を取り組んでいるところであります。今年度においてもそれは継続して進めていく予定であります。

それから3番目の給付費の関係で要支援1要支援2の人たちにもということですがまさしくそのとおりで、これも介護予防というのもそうですが医療費の抑制にも関わる健康の増進その部分もセットで予防ということを考えて事業を進めていきたいと思っています。それにつきましては一般会計予算の中に計上してある項目等もありますが、それをセットで考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

5,676人のうちの1割が普通徴収ということをおっしゃったんですけども、この中で年金から天引きできない人たちというのは滞納もあるんじゃないかなというふうに思うんですけども、その人数はどのくらいなのかというのと、それから予算がかからなくてそういう予防ができれば一番私はいいなというふうに思うんですけども、私たちはこの予算の中でどうなのかということしか特に私、委員会が別なものですから分からないので、もしここで予算がかからなくてこういう予防に力を入れているということがありましたらお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

滞納者数の今現在の細かい人数は把握しておりません。決算当方で80名前後の方が滞納されていました。それ以降、職員とシルバーの職員2人で毎月集金、それから電話等の督促ということで集金をしておりますが、まだ70人前後は滞納者が残っていると記憶しております。

それから予算のかからない予防事業につきましてですが先ほど言いましたとおりケアマネ、要支援1要支援2の計画を立てるのはうちの包括支援センターの職員であります。給付費の計画を立てるんですがそれと同時に生活の指導等も含めながらより自立した形で維持していくという部分の相談等も行っています。

それから保健師3人がいるわけですがプランを立てると同時に全体的な一次予防、二次予防それから高齢者の介護予防という形でやはり健康増進の保健師と一緒に訪問等の指導それから窓口相談に来た場合の指導等も行っております。マンパワーでやる部分は予算がかからない、給料でやっている職員が行うということで、そういう部分も充実していきたいと考えております。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

（なし）

他に質疑もないようですので質疑を終結いたします。

議案第31号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑もないので質疑を終結いたします。

議案第32号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

10ページの水道維持費の中での19節負担金補助及び交付金ということで、分散処理システム負担金これは新しく新システムが導入されたという説明がありました。計算センターのほうで水道システムを変えたということで負担金が出てきたわけですけども、これは今までの負担金とちょっと僕も調べればよかったですけども、まず今まで前年度分との負担金の違いはあるんですか。

○議長（福與三郎君）

遠藤水道課長。

○水道課長（遠藤庄一君）

これまで計算センターでやっておりました分散処理システムにつきましては内容をこれから充実するというようなことで今、検針・調定等を、あるいはこれは下水のほうも絡みますけども検針したデータを下水のほうにも送っているということがありまして、今までの内容をさらにグレードアップして使いやすいものにするということで、峡南広域行政組合の計算センターを主体にやるという方向が平成25年からということになりましたので計上させていただきました。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

前年度とは金額的にはどうなんですか。

○議長（福與三郎君）

遠藤水道課長。

○水道課長（遠藤庄一君）

すみません、遅くなりました。

昨年の分散処理システムの負担金につきましては1基が3万8千円の4基分としまして15万2千円でありました。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

15万2千円ということはこれは176万円ですよ。もうそんなに、15万円が約10倍以上で。それでどうなんですか、採算的というかいろんなものを考えた場合に。

○議長（福與三郎君）

遠藤水道課長。

○水道課長（遠藤庄一君）

これまでの機械が7年を経過しまして大変使い勝手の悪い状況になっていたということでこれからの状況に対しまして内容がすべて変わってしまうということで、新しく料金のほうの算定がされたということで金額が伸びているというような状況になります。178万7千円というような10倍以上の金額になるわけですけども内容のグレードアップということでもあります。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

（ な し ）

他に質疑もないので質疑を終結いたします。

議案第33号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

6ページですが農業集落排水使用料、上之平地区これは40世帯ということですよ。それ

から北川が15世帯ということでしたけれども、この最後の戸別浄化槽整備事業使用料というのはどの地区の111基分なんでしょうか、ちょっとこの点についてお伺いします。

○議長（福與三郎君）

樋川環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

それではお答えいたします。

地区が10地区ございます。大塩地区が10件、和田地区が11件、下大島地区が24件、上大島地区が21件、清子地区が4件、相又地区が3件、岩欠地区が2件、大炊平地区が16件、長塩・紙屋地区が4件、北川・長塩地区が16件、合わせて10地区で111件でございます。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

私の記憶が間違っているのか、これは戸別浄化槽整備事業というのはもともとこの農業集落排水事業の中に入っていたのかどうかというのがはっきりしないんですけど、これはいつからこういうふうになっているのでしょうか。

○議長（福與三郎君）

樋川環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

平成19年度からでございます。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

（ な し ）

他に質疑もないので質疑を終結いたします。

議案第34号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

9ページからずっときて15ページまで給料がそれぞれ下水道事業別に1人分なのか2人分なのか分かりませんが、これは担当がこの事業については誰というふうに決まっていますからこうなっているのか。どうしてこういうふうに分けなければいけないのか、そのへんがちょっと疑問があるんですけどもその点についてお答えください。

○議長（福與三郎君）

樋川環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

業務の人たちがおります。その業務が各事業、各処理区の事業に携わっているんですが、本来であれば会計が1つですから1本にすればいいんですが決算統計上の関係がありまして最初に決算を出すときに分けておいたほうが分かるということでその事業ごとに人数を分けております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

（ な し ）

他に質疑もないので質疑を終結いたします。

議案第35号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので質疑を終結いたします。

議案第36号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので質疑を終結いたします。

議案第37号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

河井淳君。

○5番議員（河井淳君）

議案第37号についてでございますけれども、まず6ページの財産収入、不動産売り払い収入に土地売り払い収入として9,163万円が計上してありますけれども、この部分につきましては造成した土地の売買に関する金額総額と、すべて完売したときの金額という考え方でよろしいのでしょうか。

それと7ページのほうに事業費の中で工事請負費7,225万円、上下水道の設備とか宅地造成の工事費とかございます。これまでに建物の購入それから解体その他工事等で1億円ぐらいかかっているかと思っておりますけれども、それとこの工事費を合わせますと2億円弱というような金額に総額はなるかと思っております。それに対して売り払い収入が9千万円ぐらいということでありまして、この事業をトータルするとかなりの持ち出しになってしまうという計算になるのかと思っておりますけれども、そのへんをどのように考えていらっしゃるのか。

それと最後もう1つですけれども土地を販売するにあたっての販売計画、そのようなものがありましたらお聞かせください。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

まず最初に売り払いの収入9,163万円については一応、全部努力して売るお金をここに計上させていただきました。あと今までの経費を2億円くらい収入が9千万円くらいという話なんですけど、ちょっと昨年の数字は今ここで計算しなければいけないんですが、本来ですと土地開発事業というのはかかった費用をそのまま売り払いのほうに計上するのが通常ですが、若者の定住促進のために町の持ち出しもある程度は仕方ないという考えのもとで進めていこうと思っております。そのために販売する価格についてはそのあたりを考慮しながら販売価格等を正式に決めていきたいと思っております。

売り払いの計画なんですけど、まだ今年度の事業の中で造成工事の委託契約等をしておりまして価格とかまだ正式に決まっておりません。そのあたり価格が決まったらそれぞれの区画の面

積が決まったり、それらが決まった段階でしっかり坪単価を決めながら販売の計画をつくって  
いきたいと思っていますのでもう少し先になると思われます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑ございませんか。

（ な し ）

他に質疑もないので質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

議案第 38 号から議案第 49 号までについては一括質疑を行いたいと思いますがこれにご異  
議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第 38 号から議案第 49 号までは一括質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 13 号から議案第 26 号までと議案第 38 号から議案第 49 号までの 26 件につつま  
しては委員会付託を省略して討論・採決を行いたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

次に発委第 1 号および発委第 2 号につきましては、議会運営委員会提出案件でありますので  
質疑・討論は省略し採決を行いたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、以上の 28 件につきましては委員会付託を省略して討論・採決を行うことに決定を  
いたしました。

日程第 2 提出議案に対する討論を行います。

議案第 13 号について討論を求めます。

討論はございませんか。

（ な し ）

討論もないので討論を終結いたします。

議案第 14 号について討論を求めます。

討論はございませんか。

（ な し ）

討論もないので討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 15 号から議案第 17 号までについては一括討論を求めたいと思いますがこれにご異  
議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第15号から議案第17号までについては一括討論を求めます。

討論はございませんか。

(なし)

討論もないので討論を終結いたします。

議案第18号について討論を求めます。

討論はございませんか。

(なし)

討論もないので討論を終結いたします。

議案第19号について討論を求めます。

討論はございませんか。

(なし)

討論もないので討論を終結いたします。

議案第20号について討論を求めます。

討論はございませんか。

(なし)

討論もないので討論を終結いたします。

議案第21号について討論を求めます。

討論はございませんか。

(なし)

討論もないので討論を終結いたします。

議案第22号について討論を求めます。

討論はございませんか。

(なし)

討論もないので討論を終結いたします。

議案第23号について討論を求めます。

討論はございませんか。

(なし)

討論もないので討論を終結いたします。

議案第24号について討論を求めます。

討論はございませんか。

(なし)

討論もないので討論を終結いたします。

議案第25号について討論を求めます。

討論はございませんか。

(なし)

討論もないので討論を終結いたします。

議案第26号について討論を求めます。

討論はございませんか。

( な し )

討論もないので討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第38号から議案第49号までについては一括討論を求めたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

よって、議案第38号から議案第49号までについては一括討論を求めます。

討論はございませんか。

( な し )

討論もないので討論を終結いたします。

日程第3 提出議案に対する採決を行います。

議案第13号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって議案第13号 身延町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第14号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって議案第14号 身延町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第15号から議案第17号までについては一括採決を行いたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

よって、議案第15号から議案第17号までについて一括採決を行います。

原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、

議案第15号 身延町勤労青年センターの指定管理者の指定について

議案第16号 身延町下部温泉会館の指定管理者の指定について

議案第17号 下部温泉会館駐車場の指定管理者の指定について

は原案のとおり可決決定いたしました。

議案第18号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって議案第18号 平成24年度身延町一般会計補正予算(第7号)については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第19号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって議案第19号 平成24年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第20号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって議案第20号 平成24年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第21号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって議案第21号 平成24年度身延町介護保険特別会計補正予算(第3号)については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第22号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって議案第22号 平成24年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第23号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって議案第23号 平成24年度身延町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第24号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって議案第24号 平成24年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第4号)については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第25号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって議案第25号 平成24年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第3号)については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第26号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって議案第26号 平成24年度身延町土地開発事業特別会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決決定いたしました。

訂正が1カ所あります。

議案第23号の平成24年度身延町農業集落排水事業「等」が抜けておりましたので「等」を付け加えます。平成24年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第3号)であります。失礼いたしました。

お諮りいたします。

議案第38号から議案第49号までについては一括採決を行いたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第38号から議案第49号までについて原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、

議案第38号 平成25年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第39号 平成25年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第40号 平成25年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第41号 平成25年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第42号 平成25年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第43号 平成25年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第44号 平成25年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第45号 平成25年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第46号 平成25年度身延町西嶋財産区特別会計予算について

議案第47号 平成25年度身延町曙財産区特別会計予算について

議案第48号 平成25年度身延町大河内地区財産区特別会計予算について

議案第49号 平成25年度身延町下山地区財産区特別会計予算について

は原案のとおり可決決定いたしました。

次に発委第1号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。

よって発委第1号 身延町議会の定数を定める条例及び身延町議会委員会条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決決定いたしました。

発委第2号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。

よって発委第2号 身延町議会会議規則の全部を改正する規則については原案のとおり可決

決定いたしました。

日程第4 提出議案の委員会付託を行います。

お諮りをいたします。

お手元に配布いたしました議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託をいたしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布しました議案付託表のとおり各常任委員会に付託いたします。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして本日は散会といたします。

大変にご苦労さまでした。

○議会事務局長(秋山和子君)

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時11分

平成 2 5 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 6 日

平成25年第1回身延町議会定例会(3日目)

平成25年3月 6日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(16名)

1番	佐野富雄	2番	柿島良行
3番	野島俊博	4番	望月明
5番	河井淳	6番	芦澤健拓
7番	松浦隆	8番	深沢脩二
9番	草間天	10番	川口福三
11番	渡辺文子	12番	穂坂英勝
13番	伊藤文雄	14番	望月広喜
15番	望月秀哉	16番	福與三郎

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課副主幹	遠藤基
会計管理者		近藤正国	財政課長	笠井一雄
政策室長		丸山優	町民課長	佐野文昭
税務課長		笠井祥一	身延支所長	千頭和勝彦
下部支所長		高野恒徳	教育委員長	渡邊勢津子
教育長		鈴木高吉	学校教育課長	渡辺明彦
生涯学習課長		佐野勇夫	福祉保健課長	笠井喜孝
子育て支援課長		中村京子	建設課長	藤田政士
産業課長		竹ノ内強	土地対策課長	柿島利巳
観光課長		熊谷文彦	環境下水道課長	樋川信
水道課長		遠藤庄一		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 秋山和子

録音係 幡野弘

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（秋山和子君）

おはようございます。

それでは相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（福與三郎君）

本日は大変ご苦労さまでございます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第3号により執り行います。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の通告者は5名であります。

順番に発言を許します。

まず通告の1番は佐野富雄君です。

佐野富雄君、登壇してください。

佐野富雄君。

○1番議員（佐野富雄君）

それでは1番議員、佐野でございます。これより一般質問をさせていただきます。よろしく  
お願い申し上げます。

まず最初に身延町における産業振興の現状と対策をどのように考えているかということで  
ございますが、人口の減少が進む今日、身延町における地場産業の育成や保護政策は大変重要な  
ことだと思えます。そこで伺います。

商工業、観光事業等において現在、利用できる助成制度はあるのか。また今後の活性化に向  
けての政策を伺いたいと思います。町の遊休土地や施設を利用しての工場や企業の誘致事業の  
計画、個人の起業家への支援策が考えられないかということでございます。お伺いいたします。

○議長（福與三郎君）

竹ノ内産業課長。

○産業課長（竹ノ内強君）

産業課から地場産業のうち農業振興に関する主な助成制度6項目についてご答弁いたします。

1つ目は中山間地域直接支払制度補助金です。中山間地域などの急峻な耕作地1ヘクタール  
以上で5年以上農業生産活動を続けることを約束した集落と協定書を結んだ農業者の方々に  
対し補助金を交付しています。現在、町は15地区と協定を結んでいます。

2つ目は農地・水保全管理支払交付金です。耕作地1ヘクタール以上で5年以上集落共同  
による農業用水路などの長寿命化のための補修等の取り組みを行う集落と協定を結び国および  
県協議会が交付金を交付しています。現在、町は8地区と協定書を結んでいます。

3つ目は大豆出荷奨励金です。町内で生産した大豆および枝豆を出荷した町民に対し1キ  
ログラム当たり100円を奨励金として交付しています。

4つ目は鳥獣害防除施設資機材費補助金です。有害鳥獣による農林産物への被害を防止するため予算の範囲内で補助金を交付します。2万円以上の資機材費購入費の10分の8以内とし30万円を限度とします。

5つ目は水田農業改革支援事業補助金です。米穀の生産調整推進のため地域の特性を生かした転作作物の生産拡大や高付加価値化を推進するための補助金です。町の転作作物の例として大豆、酒米などがあり生産・管理収穫用機械および施設の整備に対する補助金を交付しています。対象は農業協同組合、農業生産法人、営農団体などです。

6つ目は青年就農給付金で経営リスクを負っている新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間、支援をする制度です。給付額は1人年間150万円で最長5年間です。給付条件は3つあります。1つは原則45歳未満で独立・自营就農する方。町として支援することが不可欠と判断した場合は45歳未満に捉われず給付の対象となります。2つは就農する市町村の人・農地プランに位置付けられている方。3つは就農後の総所得が250万円未満の方。以上が農業振興に関する主な助成制度です。

○議長（福與三郎君）

熊谷観光課長。

○観光課長（熊谷文彦君）

それでは観光課から商工業、観光事業において現在利用できる助成制度はあるかという質問に対してお答えいたします。

身延町内に新たに企業を興し、また増設するものに対するの便宜を供与し、もって産業の振興に寄与することを目的とする身延町企業の奨励に関する制度があります。この制度は規模が比較的大きな企業を対象として投下固定資産総額が1億円以上または常時使用する従業員が100人以上を対象とした制度です。

次に比較的規模の小さい事業者に対して事業資金の融資を促進することにより小規模企業者の経営の安定を図ることを目的といたしました身延町小規模企業者小口資金融資促進制度があります。近年の経済情勢は景気が低迷し中小企業の経営は厳しさを増す中でその経営を助成する制度として中小企業保証制度セーフティネットがあり、その内容は町内に事業所を置く事業者が前年度売り上げより3%以上減収になった企業に対して、町がその認定をして山梨県保証協会および金融機関において融資を受けることができる制度です。

この制度については利用者が多く平成22年度に54件、平成23年度に49件、平成24年度に7件の申請がありました。さらにこれらの制度とは別に町内の商工業の安定経営を推進する身延町商工会における助成等制度があり24年度は中小企業緊急雇用安定助成金が4企業、経営改善貸付が14事業所、普通貸付が17事業所、小規模サポート融資が6事業所、観光施設整備融資が1事業所、事業促進融資が1事業所、スィフト500という制度が6事業所、商工貯蓄共済融資が4事業所で合計45件の実績がありました。

次に遊休施設等を利用した企業支援策についてですが、代表的なものとして中富勤労青年センターを利用し身延町観光振興協議会を設立いたしまして平成21年度国土交通省の助成金、建設業と地域の元気回復助成事業1,980万円をいただきまして平成22年4月1日から富士川を利用したラフティング事業が開始しております。集客数も平成22年度1,085人、平成23年度1,445人、平成24年度1,674人と順調に集客数を増やしております。また本栖湖いこいの森キャンプ場につきましては新町合併直前の平成16年8月まで旧下部町

社会福祉協議会で運営し、その後4年間休止していましたが児童厚生施設本栖キャンプ場を平成19年7月12日に身延町社会福祉協議会から身延町が無償で譲り受け、町は新たに簡易宿泊所営業許可の申請をいたしまして平成20年12月4日に知事から簡易宿泊所の営業許可を受けまして、平成21年4月1日からNPOみのぶ観光センターを指定管理者といたしまして本栖湖いこいの森キャンプ場として経営を行っています。利用者の数については平成21年度2,988人、平成22年度4,328人、平成23年度8,428人、平成24年度1万191人とここも利用者を順調に増やしており、本町への観光事業推進に寄与していると考えます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

政策室からは工場や企業の誘致事業の計画、個人の企業家への支援策は考えられないかについてお答えしたいと思います。

定住促進のためには雇用就労の場の創出が不可欠となります。交通環境の整備や町税の優遇措置等により有利な条件を提示した企業誘致は重要ですが、景気が思うように回復していない状況や企業の海外進出等が行われている中で厳しい状況にあり積極的な誘致活動を行っていけない状況にあります。しかしながら厳しい状況下でも町内に進出を考えている企業がありましたら最大限に協力するとともに各種助成事業の導入にも積極的にお手伝いしたいとの姿勢は変わっていません。

また個人の起業家への補助金などの用意はありませんが、町民の皆さまがみずから町内に眠っている資源を活用するために知恵を出し合い取り組むコミュニティビジネスを応援するとともに、新たに起業しようとする町民の皆さまには町も同じテーブルについて最大限の協力をを行い定住促進につなげていきたいと考えています。

なお、富士川で行われていますラフティング事業や舟下りも企業化がなされました。また精力的に活動しています農事組合法人や町民有志が地域の特産品の販売施設の運営を始めたり遊休農地を大手企業の社会貢献活動を活用し復活させたグループが現われるなど新たな動きが始まっています。これらのグループの今後の活動に期待するとともに他の新たな動きに波及することを願っています。

以上です。

○議長（福與三郎君）

佐野富雄君。

○1番議員（佐野富雄君）

ありがとうございました。

非常にいろんな事業が順調に行われておりまして、他町にも増し今後の身延町の未来が明るいなというふうを感じる次第でございます。新しく事業を始めたいと考えている多くの人たちや企業に身延町が多くの情報を発信できて、また地場産業の元気になるような施策を絶えず考える、そんな身近な行政であってほしいと思います。今後もさらに期待いたします。よろしくお願いいたします。

では続きまして国民健康保険の支出抑制対策についてでございます。

国民健康保険の収支が大変苦しい状況で一般会計からの借り入れで賄う現状にあります。

現在進めている医療費抑制対策の現状と今後の取り組みの方向性をお伺いしたいと思います。  
特にジェネリック医薬品の利用を推進するキャンペーンや町民や病院、医師への強い働きかけが必要ではないかというふうに思います。お伺いしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

佐野町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

お答えいたします。

医療費は日本全国におきましてガンや生活習慣病といわれる慢性的な病気の増加、医療技術や薬の進歩、高齢化などを背景に増え続けております。

平成20年4月から各医療保険者に対しまして40歳から74歳のすべての加入者に特定健診・保健指導の実施が義務付けられました。これは医療のお世話になる前に事前に健康管理に気を配り生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームいわゆる内臓脂肪症候群を予防・改善しようという健診・保健指導の制度でございます。さらに健診結果によりましてそのリスクに応じた保健指導が行われております。

身延町では特定健康診査、特定保健指導での健康管理のほかに医療機関の重複、頻回利用を避けるためのレセプトチェックと指導、また広報みのぶの紙面におきましては町民課では国保だより、福祉保健課では保健だよりを毎月掲載いたしまして健康づくりやジェネリック医薬品の使用のための広報等を行っております。

平成24年度は特に「健康は運動習慣と食生活」というスローガンを掲げまして医療費の抑制に向けて取り組んでまいりました。そのスローガンは4つありまして積極的に健診を受け早期発見・早期治療に心掛けましょう、自分の身体状況やライフスタイルに合った運動習慣を身に付けましょう、バランスのとれた食事に心掛けましょう、ジェネリック医薬品への切り替えをしましょう、これらにつきまして保健師さん、薬剤師さんと一緒に各種団体へ出向きまして身延町の医療費の現状、検診への参加とジェネリック医薬品のPRのDVDを見ていただきまして健康に対する意識づくりの推進と医療費抑制のお願いを行ってまいりました。

また大きなイベント会場にはこの「健康は運動習慣と食生活」というのぼり旗を持参しまして医療費抑制をお願いしてきたところです。

ジェネリックの医薬品の使用につきましてはジェネリック医薬品差額通知書というものを送付いたしまして現在、使用している薬をジェネリック医薬品に変更した場合はこのように支払いが安くなりますよという比較表を見ていただき変更していただくという事業を始めております。

今後におきましても「健康は運動習慣と食生活」をスローガンに各種団体へ保健師、薬剤師さんと一緒に出向きまして本町の医療費の現状を説明する中で検診への積極的参加、健康づくり、そしてジェネリック医薬品への利用促進活動を計画しております。また生涯学習課の事業へも参画をさせていただきまして健康づくり、特定健康診査の受診の啓発活動そして予防活動に重きを置きましての医療費の抑制に結びつきを図っていく予定でございます。

なお、病院の医師への強い働きかけということでございますが、峡南地域におきましては各病院においてジェネリックへの変更は可能であるということをお伺っております。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

佐野富雄君。

○1番議員（佐野富雄君）

ありがとうございました。

町民に現状を理解していただき協力していただくことは大変時間と労力を要することですから継続的に繰り返し呼びかけていただけるようお願いしたいと思います。ありがとうございました。

続きまして長期総合計画第5章の新町の施策1 - 2に定住化の推進があるが事業の進展状況についてでございます。

町長の言われる鎮守の森構想でベッドタウンとして若者が住みたくなるまちづくりを目指していると思います。主な施策事業に若者定住化促進事業の推進とありますが、若者が住むことは人口問題、学校問題、経済問題、地域社会のすべての問題を解決する最重要課題だと考えます。事業の進展状況と身延町独自の政策を充実するために町民との情報交換の場を持つ考えはあるのか。また教育を身延町の定住化推進の柱の1つにできないかということでございます。お伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ただいまの佐野議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず鎮守の森構想でございますけども、鎮守の森にはご案内のとおり鳥さんたちが巣作りをして夜になるといろいろな種類の鳥たちがそれぞれの家族や仲間と一緒にねぐらとして利用しております。そして朝になるとおのおの森から離れエサを探して飛び回り、また夜になって戻ってきてそこで安らかな眠りにつきます。

5年後の完成が見込まれます中部横断自動車道は新直轄方式で建設されるために身延町内それから南部町の富沢までが無料区間でございます。地域住民の皆さまの利便性は非常に高いものになるとともに甲府市や静岡市等へ通勤可能なエリアとなりますので、就職のための職業の選択肢も多くなることから町全体をベッド化させることが重要な施策となります。この町全体のベッドタウン化が鎮守の森構想であります。

夜はそれぞれの家族の安眠の地となり、そして朝、町内3つのインターと南部町の南部インター、市川三郷町の六郷インターの5つのインターを活用して甲府市や静岡市等に元気に働きに出て、また夜には町に戻って3世代の団欒を楽しむ、そんな地域をつくっていききたいと考えております。

次に定住促進についてお話しをさせていただきます。

定住促進のためにはさまざまな分野での対策を継続的に積み上げることが人口減少幅を縮小し定住人口を確保していく上で重要だと考えております。そのため丸滝地区では住宅造成事業を行っております。さらに結婚祝金や出産祝金、出生から中学生までの保険対象医療費の全額の助成や保育料の保護者負担軽減など各種助成制度の実施や婚活支援事業、定住できる環境の整備として上下水道の整備や周辺地域へ通勤するための道路の整備、子育て世代への医療、教育環境の整備、Uターンのための情報の提供等が挙げられております。具体的に子育て世代への定住促進の取り組みとして、まず助成制度として出産祝金として第1子は3万円、第2子が

5万円、第3子は20万円を支給しており、子育て支援医療費の助成として出生から中学生までの保険対象医療費の全額を助成しております。

福祉教育学校等就学奨励金の支給として福祉教育学校へ進学した場合の奨励金の支給や就職奨励金として新規学卒者に3万円、転入就職者に3万円を支給するなど各種助成制度を実施しております。

また保育料の保育者負担軽減として身延町では国の定める保育所徴収金基準額表とは別に身延町保育料基準額表を定め国の基準額との差額を町で負担することにより保護者の負担を軽減しております。

例えば父親の所得税額が5万円、母親の所得税額が1万円の世帯が4歳児を入所させますと父母の所得税合計額6万円となり町の第6階層に該当します。保育料は2万円となり国基準の4万1,500円との差額2万1,500円は町が保護者のために負担をする仕組みになっております。

さらに同じ世帯で2人以上の児童が同時に入所している場合は1人目の児童は基準額ですが2人目の児童は基準額の半額、3人目以降の児童は無料となるなど子育て世代の定住促進を図っておるところでございます。

今後も定住促進のためさまざまな事業を継続的に進めてまいりたいと考えております。

さて私は就任以来、町内どこでもどのような会であってもお呼びをいただければ参加し、町民の皆さんの声を聞いたり町の状況をお話ししたりする機会を町長と語る会として実施をしてみいました。今まで一番多い会はずでに8回の町長と語る会を行っております。

今後も町民の皆さんからお誘いがあれば必ず参加し、お話をさせていただきたいと考えていますのでよろしくお願いをいたします。また政策室にも町民の皆さんとの情報交換の活動をさせてきましたし、今後もさせますのでご活用をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

佐野富雄君。

○1番議員（佐野富雄君）

ありがとうございました。

宅地造成とインフラの整備だけに留まらず、さらに身延町に住みたくなるように魅力ある子育てができるよう、また町民自身が自分の夢にチャレンジできるよう町の支援システムをさらに充実していただきたいというふうに思います。

町長はさまざま町民の意見収集の方法がある中、若者の定住促進に向け、また町民の意見聴取のために町長と語る会を行っている。その活動に敬意を表したいと思います。また今後、全面的に協力できるところは協力していきたいというふうに思います。ありがとうございました。

最後に職員の資格取得状況についてでございます。

職員の仕事処理能力の向上や少人数合理化策を図らなければならない時代を迎えて職員個々の能力向上は町の財産となるはずで。向上心を持ち努力する職員を正しく把握することは人事管理の基本と考えます。そこで職員の公的資格取得状況をお伺いしたい。今後、職員の資格手当等を充実していくことが必要ではないかというふうに思うわけであり。お伺いいたします。

○議長（福與三郎君）

総務課遠藤副主幹。

○総務課副主幹（遠藤基君）

ご質問の職員の公的資格取得状況について、お答えをいたします。

本町職員の個人的な公的資格取得状況については詳細な把握はしておりません。しかしながら町の行政運営を執行する中で公的資格取得者でなければ業務に携えない担当部署もございます。そのうち担当部署配属後に公的資格を取得しなければならない事例として例えば総務課交通防災担当においては防災行政無線を運用するために第3級陸上特殊無線技士の資格が必要となり現在有資格者は12名おります。うち3名は平成24年度に資格を取得した者で今後も無線従事者養成計画により無線従事者有資格者を養成していきたいと考えております。また施設管理上、必要な公的資格として防火管理者があり、施設所管課におきまして必要に応じて資格を取得させ施設管理に従事させております。

また公的資格取得者を職員採用要件としている事例もございます。例えば福祉保健課の保健師ならびに子育て支援課における保育士などが一例として挙げられます。個人の公的資格の中には漢検とか英検とかいった職員の能力を高める公的資格もございますけども役場職員としまして日々研鑽することは大変重要なことと承知しております。本町におきましては職員の育成、時代に即した専門的知識の取得等を目的として山梨県市町村職員研修所を活用して毎年1職員1研修受講の義務付けや庁内におきましても平成24年度は若手職員を主体とする人財育成研修ならびに職員全員を対象とした債権管理術研修を実施し職員の事務能力の向上、育成を図っております。

したがって漢検、英検などの個人的な公的資格取得につきましては職員による個々の取り組みとして精進させていきたいと考えております。

○議長（福與三郎君）

佐野富雄君。

○1番議員（佐野富雄君）

ありがとうございました。

行政運営上必要な資格に留まるというふうなお答えでございましたけれども、個々のスキルアップということは非常に大切なことでありますので職員一人ひとりがなんらかのきっかけをもって自分自身の資格取得に向けて、またそれによってたくさん勉強され個々の能力をアップしていくということが大切かと思しますので、よきチャンスをまた職員に与えていただきたいし、また今後それなりの評価というものをしっかり行っていただきたいというふうに思います。

特にまた管理職である皆さま方の指導が一人ひとりに大きく左右されていきますので、ぜひ今後とも努力をしていただきたいというふうに思います。

以上をもちまして私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（福與三郎君）

以上で佐野富雄君の一般質問は終結いたします。

次は通告の2番、芦澤健拓君です。

芦澤健拓君、登壇してください。

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

通告に従って質問いたします。

私たち議員は今年の1月29日に教育委員会から町立小中学校統合の後期計画案を渡され2月4日に説明を聞きました。以下、後期計画というふうに省略して質問いたします。

後期計画の概要は次のとおりです。

3年後の平成28年4月1日までに4つある中学を身延中1校だけに統合する。小学校は平成29年4月1日までに下部と原を下山へ、西島と久那土を西島へ、最後に平成30年4月1日までに身延と大河内を身延へ統合して小学校3校、計1中3小とするという計画であります。

身延地区には身延中学校それから身延小学校と下山小学校、中富地区には西島小学校ということで各中学校、身延では中学校と小学校2校、小学校は身延と下山ですね。中富地区では西島ということで2地区には中学校、小学校それぞれ残りますけれども下部地区には1校も残りません。これは非常に不公平なというか理不尽な計画であるなというふうに考えて本日、質問させていただくことにしたわけですが、この後期計画の内容に従って私が質問を行うと、言ってみれば相手の土俵で相撲をとっているというふうな感じになりますので、これはいくら何回やっても絶対勝てないのではないかなということでもむしろちょっと捻って考えていきたいなというふうに思って本日、多少質問の要旨と異なる部分もあるかも分かりませんが質問をさせていただきます。

公立小中学校の統合については昭和48年9月27日、今から40年も前に当時の文部省の初等中等教育局長から都道府県教育委員会教育長宛てに通達が出されております。

内容は、「学校統合の意義および学校の適正規模については先の通達に示しているところであるが学校規模を重視するあまり無理な統合を行い地域住民との間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならない。また小規模学校には教職員と児童生徒との人間的な触れ合いや個別指導の面で小規模学校としての教育上の利点も考えられるので総合的に判断した場合、なお小規模学校として存置し充実するほうが好ましい場合もあることに留意すること。なお、通学距離および通学時間の児童生徒の心身に与える影響、児童生徒の安全、学校の教育活動の実施への影響を十分検討し無理のないよう配慮すること。学校統合を計画する場合には学校の持つ地域的な意義等をも考えて十分に地域住民の理解と協力を得て行うよう努めること」というものでございます。

静川小と西嶋小の統合の際にも、住民から小学校は地域文化の中心である、廃校にあたっては地域住民の理解と協力が得られるよう行政側は十分な努力をしなければならないという意見が多く出されたことは記憶に新しいところであります。

新制中学というのは大東亜戦争後に誕生した学校が多いわけですが、小学校の場合は明治6年の学制発布に従って各地で設立されましたので多くが100年以上の歴史を持っているわけです。下部小学校の場合には明治7年5月16日に常葉学校として設立されています。したがってこの通達の中でも学校統合に際しては学校が持つ地域的意義等をも考えて十分に地域住民の理解と協力を得て行うように努めるといふふうにされているわけでございます。

ここで身延町といふか合併後の身延町の統合問題がどういふふうに進んできたのかということやをちょっと振り返ってみたいと思いますが、合併協定書の13ページで「小中学校の通学区の取り扱い」ということで学校の適正配置、学校再編、通学方法、通学費の補助等について書かれているところがございます。内容をちょっと読み上げてみます。

「小中学校の適正配置については児童生徒数の動向を踏まえ検討を行う。また合併前においても検討・調整に努めるものとする。」これは平成16年の4月に出された協定書でございます。学区の再編については当面、合併前の各町の小中学校の就学すべき者の学校の指定に関する規則等によるものとする。通学方法については当面、合併前の学校の通学方法とする。通学費補助については当面、合併前の各校の通学費補助を存続する。

当面というふうにあるのは合併してもすぐに配置等について考えなくてもよいという意味であると思っております。ところが平成17年の議会で同僚議員がこの統合についての一般質問を行っております。その内容についてはいちいち申し上げませんが、学校再編計画適正規模の論議を急げということで質問を行っているわけです。これに基づきまして審議会が立ち上げられまして、その審議会の答申に基づいて前期計画であり今回の後期計画ができてきたというふうな状況であると思えます。

諮問の内容につきましては町立小中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方、町立小中学校の通学区域、町立小中学校の適正規模・適正配置の具体的な方策ということで、この審議会が2年間にわたって10回の審議を行って出されたものが平成20年8月の答申でありました。この答申を受けて21年2月に教育委員会が身延町立小中学校統合前期計画というものを策定して提示したわけでございます。

この前期計画の内容では身延小と豊岡小、身延中と下山中、西嶋小と静川小の3つの統合について述べられておまして、これが順次行われて昨年の24年4月1日から西嶋と静川が合併して西嶋小学校に新たになったわけですがけれども、これは振り返ってみますと、身延小と豊岡小、それから身延中と下山中につきましてはすでに旧身延町時代にいろんな問題があっずっと統合問題が話し合われてきたわけです。昭和55年の議会で前の町長の依田光弥氏がこの下山中の統合問題について質問しております。それから59年の3月の議会ではやはり依田光弥氏が下山中学校と身延中学校の統合、それから身延北小、いわゆる下山小学校ですね、これの移転について質問をしております。

非常に旧身延町ではこの学校問題というものが重要な問題として何年もの間、話し合いが行われてきたわけです。その結果、身延小と豊岡小それから身延中と下山中が合併後に統合されたわけですがけれども、非常に古い時代からいろんな議論がなされてきてようやく合併後に統合されたということでございます。

西嶋と静川は言ってみれば、そういう旧身延町の歴史の中で行われてきた議論とは別にわずか2年やそこらで合併が行われてきたと。これは本当に時期尚早ではないかということで議会でも小中学校統廃合調査検討特別委員会報告ということで、これだけ長い期間があったにもかかわらず、この4月に入って説明を行うなど住民に対して困惑を招いたことは明白であり平成22年4月の前期計画は拙速である。今後の統廃合に向けては地域住民の意見を十分聞く中で長期展望に立って取り組み20年後の2小1中については白紙に戻すべきであるという報告書を出しております。こういうものはまったく無視して今回そういう統合計画の後期計画が出されたわけです。

もともと要旨が出されているわけですから、これについて質問をしないわけにはいかないもので質問をいたしますけれども、この後期計画は適正配置審議会の答申に基づいて策定されたものと理解してもよろしいでしょうか、教育長お願いします。

○議長（福與三郎君）

渡邊教育委員長。

○教育委員長（渡邊勢津子君）

お答えいたします。

平成21年2月に策定された身延町小中学校統合計画前期計画は平成20年8月22日にあった身延町立小中学校適正配置審議会の答申を受けて策定したものですから、後期統合計画は当然この答申の考えに基づいて策定をいたしました。

以上です。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

この答申では小学校について第1段階で静川と西嶋を、豊岡と身延を統合してまず9小を7小にする。第2段階で静川、西嶋の統合校に久那土と原を統合。豊岡と身延の統合校に大河内を。下部と下山を統合し計3小学校にするというものでした。それから第3段階でこの下部・下山統合校と豊岡、身延、大河内統合校を統合して1校にし静川、西嶋、久那土、原の統合校の2校にするというものでした。一方、中学校は第1段階で下山と身延を身延中に。第2段階で久那土と中富を統合。最後に下部と身延を第2段階で統合し2中にし第3段階で1中にまとめるというものでした。

前の教育長は説明の中でこの答申を最大限尊重すると再三再四おっしゃっておいりましたので前期計画はこの答申の第1段階を実施したものと理解してよろしいでしょうか。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

お答えをさせていただきます。

答申はおおむね9年を目途に3段階を経て管内小中学校を1中学校2小学校にすべきと先ほど議員さんがおっしゃったとおりでございました。第1段階は5中学校を4校に。9小学校を7校に。また第2段階は従来の行政区域の枠に捉われずに中学校を2校に。さらに小学校を3校にまで減じて、第3段階で1中学校、2小学校ということにするというものでございました。

したがいまして、ご質問のとおり豊岡小学校と身延小学校それから下山中学校と身延中学校それから静川小学校と西嶋小学校の統合を行ったと。これについて前期計画は答申の第1段階に沿ったものだと理解しております。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

この前期計画の中で西嶋と静川の統合の部分で西嶋小について空き教室がないため学級を増設する場合は他用途の教室を改造する必要がある。周辺の道路は狭隘で狭くて駐車場も手狭な状況であるというふうに述べております。一方、静川小につきましてはすでに特別支援学級が開設されていることから統合後の校舎として利用することができるというふうに見てとれますし静川小学校の場合はいわば役場のお膝元にある学校でありますので私は静川小に統合するもの

であると考えておりました。しかし結果的に静川小の立地上の危険性という後付けの理由を持ち出して西嶋小に統合したというわけでございます。おそらく児童数の少ない静川小学校のほうが住民の抵抗も少ないだろうというふうに見て決めたのかも分かりません。これは私の推測です。しかし西嶋小周辺の道路や駐車場は現在でも狭くて使い勝手の悪い状況が続いております。どういう理由で途中から静川小から西嶋小に変更したのか納得のいく説明をお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

お答えします。

この件につきましては、前にも申し上げたとおり防災上の問題点が静川のほうは高いということで西嶋のほうに決定をさせていただきました。もちろん今日に至るまでの課程には保護者の皆さんの同意それから議会の議決等をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

今の説明では納得いきません。なぜそういう危険性があるのであればその前期計画の中でその点について触れていなかったんでしょうか。何かその説明会の中でもかなり地元の住民からその点について質問が出ましたけども納得のいく説明はされていなかったように思います。どのような危険性があったのかということについてももう一度お願いいたします。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

静川小学校の裏手につきましては急傾斜地で防災工事を行ったところでございます。それらを踏まえまして検討していく中で西嶋小学校の校舎を使うということにいたしました。

以上です。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

急傾斜地があったのは突然分かったんですかね、それともあとでよく、説明会の中でも住民から出ましたけどもこんなものは後付けの理由ではないかということをおっしゃっていた方が多かったように思います。これについては水掛け論になりますのでやめますけども西嶋小学校周辺の道路の改良とか、あるいは駐車場の拡張とかそういうことについてはいかがですか。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

昨年の定例会でもご質問をいただきました。特に西嶋小学校の周辺が狭隘であるということで問題になるのはスクールバスの運行、通学の問題ではないかと思っておりますけれども、その点につきましてもスクールバスを運行するにあたり保護者の皆さんとも協議をし停車場等、U

ターン場所等を確認して安全だというふうな判断をしたところです。

以上です。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

私は車で何回か西島小学校に行ったことがあるんですけども非常に狭くてカーブが曲がりにくいというのが結構あると思うんですけども、それについては一応スクールバスを対象にということで考えているということなので、これも一応、納得はいきませんが置きます。

次に1中3小についてお聞きしたいと思います。

先ほど申し上げましたように前期計画では1中2小というふうに高らかに謳っていたわけです。こういうふうに書かれていました。「当教育委員会はこの答申の趣旨に沿って本町の現状を認識した上で小学校2校、中学校1校が本町における適正な学校数であると結論付け、未来を担う子どもたちを育む教育環境を整備し活力ある学校づくりを目指すため、ここに学校統合計画前期計画を策定し長期総合計画との整合性を図りながら平成21年度から計画的に学校統廃合を進めます。」

つまり1中2小というのが適正な学校数であると。長期総合計画との整合性を図りながら計画的にというふうに言っていたわけです。ところが後期計画では一転して答申および前期計画では最終的に小学校を町内2校とすることを目標としたが、これまでにいただいたご意見や統合後の学区の決定、通学方法そして学級編成などの問題を考慮した結果、町内全体で北部、中部、南部で各1校とする3校を適正配置とするというふうに変えております。前期計画で策定した1中2小をあえて1中3小にした理由はなんなのか。議会がそういう意見書を出したからなのか。それともほかに何か特別な理由でもあるのか。その変更した理由と経緯を明らかにしていただきたいのですが、私は議会でも全員協議会の中で1中3小というふうなそういう数字を出した結論をあえて議会に出す必要はないということで何回も反対意見を出したんですが、多数決ということで1中3小という意見書になったわけです。

私は意見書を出すことさえも反対したんですが、それはとにかくそういう多数決ということで押し切られましたのでその点についても明らかにしておきたいと思います。

先ほど申し上げましたその1中3小に変更した理由それから経緯を明らかにしていただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

お答えをいたします。

身延町立小中学校適正配置審議会の答申は今ご指摘のとおり最終的に1中学校2小学校というものでございました。しかしながら前期計画を実施する課程において教育委員会が後期統合計画を策定するにあたり十分にこれを尊重し考慮しなければならない点が生じてまいりました。例えば今、議員さんもおっしゃったとおり平成23年9月16日に3人の議員さんから発議2号として議会議長に提出をされました小中学校の適正配置に関する意見書にもあるとおり議会は全員協議会で1中3小としていくことがよいとの結論に達しました。理由は2小学校では児童の通学負担が大きいというものでございました。

また平成23年の12月に教育委員会が行った小学生以下のお子さんを持つ保護者368人の方々に行ったアンケートでも小学校は3校で旧町単位にこだわらず統合するという回答が56%と過半数を占めたわけでございます。

教育委員会はこれらは後期統合計画を策定する上で検討材料の核をなすものであると考え半年近く議論を重ねた上で1中学校3小学校をもって最終的な適正配置といたしたわけでございます。

後期統合計画が示す学校数などは平成25年1月18日および2月8日に議会に行った報告会でも触れましたとおり、当該計画において示した小中学校の学年規模それから学級編成の考えに基づいたものでございますが、議会および保護者のご意見・ご意向を踏まえたものであることを理解していただきたいと思っております。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

だから1中3小なんていう意見書を出さなければよかったなと私、今でも思っているんですけどもそれを言うと議会の皆さんにいろいろ責められますのでそれは置きたいと思っておりますけども、1中2小を1中3小にという考え方のもとには各旧町に1校残してもらいたいという思いが深くあったはずで。にもかかわらずこの後期計画では先ほども述べましたけども南部と中部と北部と3つの地区の1校ずつというふうな無理矢理そういうふうな話にもっていったようですけども、今の教育長の答弁の中でも特に旧町にこだわらないというのは56%だったと。これもただ単に過半数を超えているだけの話で全体として納得している状況ではないことは明らかだと思います。先ほども申し上げましたように1中3小についても大変喧々諤々の議論がございました。一応1中3小ということで納得したというか、それで多数決になった理由というのはあくまでも北部、中部、南部の3校ではなくて各旧町に1校ずつということで納得をした結果であるというふうに考えておりますけども、この旧町に各1校というのをあえて北部、中部、南部というふうにした理由についてお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

一部繰り返しになりますけども適正な配置等を考えた場合、また統合計画を策定するにあたって新身延町になっての統合計画の後期計画ということ考えた場合に、旧町にうんぬんとかという考えを持つことはいかなるものかという考えがあったと思います。身延町の適正な配置を町全体としてどう配置をしたらいいかということを中心に北部、中部、南部という3つの区域でやっていくのがいいだろうとこういう結論に達したものと理解しております。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

まったく納得いかないんですが下部地区から学校をなくしてしまう、中学校も小学校もなくなってしまうということについてなんか特別な理由があるんでしょうか。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

そのような考えは毛頭ございません。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

先ほども申しあげましたように身延町で下山中の統合問題が昭和55年に初めて議会でその質問が出たわけですがそのときの依田光弥前町長の議員時代の質問の内容は合併後25年を経過した時点であえて質問するというふうなことでした。当町の場合には合併後まだ8年しか経っていないわけですよ。31年までということですから何年か足すこととなりますけども、合併してしかも下部町の場合には旧西八代だったわけです。大河内地区もそうなんですけども旧西八代が南巨摩に合併されてまだ8年しか経っていないわけです。そういうふうな歴史的経過を考えるとやはり時期尚早ではないかというふうに思いますし、もうちょっと、むしろ学校統合によって町内の融和を図るようなことを統合計画の後期計画には書かれておりますけども、そうではなくてやっぱり町の町民の融和があってはじめて学校統合についても触れられるのではないかなというふうに私としては考えるわけです。

特に旧下部町の場合には非常に当時の行政に責任があると私は思いますけどもやらなければならないことをどんどん先延ばしにしてきたということがあると思います。たしかに。ここでも何回も質問したり、お願いをしたりしましたけども三沢・市之瀬バイパスこれが通ってればこんな惨めなことにはならなかったんじゃないかというふうに思いますけども旧下部町は非常にそういう意味で情けない状況がずっと続いておりまして、これでまた学校がなくなってしまうということになりますと本当に寂れた地区、もともとがそんなに、旧身延町のように繁栄している地区でもないですし旧中富町のように国道52号線が通って、そのメリットデメリットあるでしょうけどもそういうことで栄えてきた町と違いますので非常に今回の後期計画は本当に大打撃なんですよ。私たち旧下部の人間にしてみればこんな計画を実行しようとする教育委員会が本当に信用できないといいますか、たまたま教育委員長と学校教育課長をわざわざ下部から選んでいるというのもまたなんとも言えないんですけども本当に振り返ってみますとこの旧身延町の人たちがずっとこの教育行政を司ってきたというふうに私としては考えます。

前教育長、前教育長の前の前ですか、昨日もたまたま給料の問題で不祥事のことが出ましたけども、そういう教育長のあとに、その間に2人くらいいたんですかね、佐野教育長が前教育長として就任された。今回は鈴木教育長が就任されたわけですけどもお二人とも旧身延町の出身、2人とも財政課長という非常に重職を担ってこられた方々であります。

そういうことと、それから先ほど申しあげましたように議会において統合問題を一般質問された議員もやっぱり身延町で、それから審議会に諮問を出した教育委員長も身延の方、それからそれを受けた審議会の会長も身延の方、それからそれで前教育長がこういう前期計画を出してきたということで私は非常にそのへんが納得いかない部分があるのは、もちろんこれは私の勘繰りだと思いますけどもそんなことを考えると非常に今回の後期計画が旧下部町に対して冷たいのもそんなところかなというふうな感じもしないでもないんです。そのへんをよく考えていただきたいというのと、まず1つはもうちょっと時間を置いてからこの統合計画は進めたほうがいいんじゃないでしょうかということ。それから3小というのであればなんとか知恵を絞って旧町に1校ずつを残すというそういう考え方ができないのかということを含めて申し上げ

げておきたいと思います。

先ほど1中3小にした経過について半年くらい教育委員会で話し合われたということで、できればその議事録を公開していただきたいと思うんですけども、以前その西嶋と静川の委員会の議事録を請求しましたところ、こういう黒いところの多い議事録が公開されたわけです。まったく何が書いてあるのか分かりません。はじめのこの議題、議案第32号については学校統合前期計画、西嶋小・静川小に関わる使用校舎の決定についてということでこの黒い部分が出されております。こちらは前期計画について協議したいと思うのがいかか。なお、この協議については秘密会扱いとしたいがということで秘密会になっている。これはまったくどんな審議が行われたのか、どんな話し合いが行われたのか、まったく分からないというそういう状況でございますけども、われわれに見えるような議事録を公開していただけるかどうか、この点についてお伺いいたします。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

教育委員会の会議規則に則りまして、これは秘密会ということにいたしました。したがってこれは公表する予定はございません。ただ審議の課程についてでございますけども、公表しないとはいっても昨年の4月時点で事務局が早急に原案を作成しました。原案を作成して5月からすぐに審議に取り掛かりましたので、そのベースとなるのは今お示ししてある後期統合計画そのものでございます。それに若干の手を加えたということでございますからそれ以上の内容ではないということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

そういう規則になっているわけですからそれ以上は言えないのかも分かりませんが、教育長は私たちに対する報告会というふうに先ほどおっしゃっていましたが、その席上でこの後期計画の内容を変更することはないということを強調しておられました。しかし前期計画でも先ほど申し上げましたように静川小への統合を西嶋小に統合するように変更したり、西嶋、静川、原、久那土の4校を統合する予定であったのに後期計画では原を下山と下部の3校を統合に変更したり、大きな目標として掲げた1中2小を1中3小に変更したりしております。

このような大きな変更がなされたということを考えますと、後期計画の変更も十分に考えられると思いますけども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

後期計画につきましては現段階、議会に議案として提出した段階でもございませんし、これから住民のほうへ説明をする予定が実はございます。この現段階で変更は可能なのかというようなご質問に対しては現段階ではこれはこれから説明する段階でございますから変更するつもりはございません。そう言うしかないと思います。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

先ほど1中2小を1中3小に変更したその理由としていろいろなご意見があってというふうにおっしゃっていました。ということは今からその説明会を行うということですが当然、住民からはいろんな疑問いろんな質問が出ると思いますし、変更をしてもらいたいという希望も当然出ることが考えられますけども、そのような場合でも変更をしないというふうを考えていらっしゃるんですか。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

これから説明会に入ります。いろいろなご意見が当然出るとは承知しております。私たちはこの計画を立てるにはいろんな角度から全町的な角度また先ほど申しましたようにご父兄からのアンケート等の意見また前期計画をつくる時にいただきましたご意見等を参酌してつくったもので教育委員会としては早く言えば考えをまとめた完成品と考えております。

したがってこの計画を安易に変更するとかそういうつもりはありません。しかしこれはあくまでも計画は計画でございます。したがって説明をする、またいろいろなご意見を拝聴することはいたします。実施段階ではいろんなことも出てくるとは思いますけども計画どおりにやっていきたいという考えは変わっておりません。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

先ほど下部地区の問題というか下部地区の統合についてちょっと申し上げたんですけどもこれは下部地区の教育、小中学校の懇談会、地区懇談会というのがありましてその中で下部地区の今後の統合問題についてどうお考えですかという質問に対しまして統合問題はまず当事者である子どもたちの話を聞くことから始めてほしいと。そういうのがまず第一番に出されております。この点につきまして下部地区の統合問題については非常に大きな問題があるというふうに私だけではないと思いますけどもおおぜいの方がお考えになることだと思います。改めて下部地区においてこの統合問題について実は教育委員会としてはこういうふうにしてほしいと思っていますけども皆さんどうお考えでしょうかということでアンケートを改めて取っていただくようなことはお考えでしょうか。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

お答えします。

この計画につきましては当然のことながら旧町を単位としたものではございません。3町合併後の新身延町として計画したものですということを先ほど申しました。したがって下部地区住民の方々だけを対象にしたアンケートというのは考えておりません。

なお、先ほどから申しておりますようにこの説明会は当然、質疑応答などが中心になりますのでアンケートやあるいは意見聴取と同じような意味合いだと思います。下部地区住民を含む

全町民の方の意見を集約する場であると考えておりますのでそのへんをご理解いただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

私があえてアンケートというふうにこだわっているのは普通その説明会なんかで意見を言える人って少ないんですよね。決まった人しか言えないという状況が今までもずっと各地区の説明会で起こっていました。そういうことを考えるとやはりアンケート、要するに言ってみれば自分の秘密を守ってくれるということもありますし、言いたいことが書けるということもありますのでそういう意味でアンケートによる意見聴取はいかがでしょうかと申し上げました。もう一度。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

先ほどの答弁の中で一部読みましたけれども保護者を対象にしたアンケートを実施しております。先ほど申しました。その中には当然、下部地区の方々のご意見も反映されていると思っております。全町的な意見集約はそれでできたと。したがって下部地区だけを対象としたアンケートということになりますと何回も先ほどから言っていますように地区とか下部とか、あるいは身延とか先ほどから議員さんがおっしゃっておりますけれども、私はそういう考えではなくて全町の学校をどのように配置したらいいのか。また子どものための学校環境をどのようにしていったらいいのかという視点に立っておりますので、1地区だけ住民アンケートをするというのはこれはまたかえって不公平になるのではないかと思っております。やるのであればまた全町ということになるんですけども、先ほど言いましたように1回やっておりますので、今後やることは住民に対してご説明を申し上げるという段階になるうと思っております。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

私が旧下部町にこだわっているというのは、さっきも言ったようにこれも計画が非常に不公平だからこだわっているわけですし、もしその皆さんが納得いけるような計画があってその説明ということであれば特にこんなことは申し上げません。それから先ほど申し上げましたように統合問題まず当事者である子どもたちの話を聞くことから始めてほしいとこの点についてはいかがでしょうか。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

子どもたちの話というのは、もうちょっと具体的に例えばどんなことを考えていらっしゃるのでしょうか。ちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

例えば町長もよくなさっていますけども学校の生徒を集めているんな話し合いをするということやっておりますけども、教育委員会が学校ごとにそういう話し合いをして今度この学校はなくなるんだよという話を、どうですか皆さんみたいなことを聞いてもらいたいというこれはそんなことはできるかどうか分かりませんが、そんなふうにするに各学校ごとにその子どもたちがどういうふうにか考えるのかをまず、要するに学校がなくなって例えば下部小学校がなくなって下山小学校に行くということになると当然バス通学ですね。バスで行くこととなりますよね。そういうことがたぶんはじめのうちは楽しくてしょうがないんでしょうけども、それがずっと言ってみれば中学まで続くわけなんですよね。そうするとそういうことに対して耐えられる子どももいるだろうし、そんなのは嫌だという子どももいるだろうし、例えば小学校1年生からそういうふうなことになってしまうわけですのでそのへんについて尋ねていただきたいということです。いかがでしょうか。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

児童生徒の意見を参考にするということも非常に大事ではございますけども、教育行政を司る教育委員会といたしましては今までの流れの中で後期統合計画を策定してまいりました。ご心配の点ですが児童生徒に対するフォローでございますがスクールバスの運行等を含めまして、あるいはスクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、就学相談員等、制度的には私たちも充実した制度を持っておりますので十分な対応がしていけると思っております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

そういうことで乗り切れるかどうか、ちょっと私は疑問があります。

最初に申し上げましたように私は小中学校統合計画そのものに疑問がありまして、これをできれば見直していただきたいということを考えているわけですけども。

何分まででしたか。

○議長（福與三郎君）

37分までです。

○6番議員（芦澤健拓君）

そういうことで小中学校の統合計画そのものについてなんですけども周辺の町の状況をご覧いただきたいんですが人口わずか1,225人の早川町でも中学校は1校と早川南小、北小の2校が維持されています。南部町におきましては中学校は平成23年度に南部と富河、万沢の3校が閉校になりまして新たに南部中に統合いたしました。しかし地域の中心であると先ほどから申し上げております小学校につきましては睦合、栄、富河、万沢の小学校4校が残っております。富士川町では増穂と鰻沢の2中学校、増穂、増穂西、増穂南、鰻沢、鰻沢中部の5小学校が残っています。市川三郷町に至っては三珠、市川、市川南、六郷の4中学校と上野、大塚、市川、市川南、市川東、六郷の6小学校を堅持しております。それぞれの町で地域文化の中心であり住民の拠りどころとなっている小学校は極力残そうというそういう方針で臨んでい

ることが分かります。

各町の議員の声を聞いてみますと多くの議員が学校がなくなると若者がいなくなるよ、町を捨てるよという話がよく出てきます。実際、本町でも小中学校がなくなった古閑地区では現在、小学生4名、中学生2名ということになっておるようです。

今度、下部小中学校と久那土小中学校を潰してしまうということになりますとますます先ほど申し上げましたように旧下部は過疎が進む、高齢化が進む、だんだん貧困が進むというふうな形で情けない状況が続いていくようなことになると思います。そういうことをお考えいただきましてこの小学校はできるだけ残す方向で考えていただきたいと思いますけども教育長と町長にお伺いいたします。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

議員さんの意見は十分理解する点もあります。しかしながら町の教育行政を、責任ある教育行政をしていかなければならない教育委員会の立場といたしますれば身延町全体の小中学生のことを考えていかないと前へ進まないと理解しておりますので先ほどから議員さんがおっしゃっているのは、下部地区に学校を残せないかというご意見だと思いますけども、この計画書にございますように適正配置あるいは適正規模を保っていくためにはどうしても乗り越えなければならないことだと思っております。そのへんはぜひご理解をいただきたいと思います。

また先ほど来より申しておりますように住民説明会あるいは保護者の説明会等も今後やっていきますのでそのときにはいろいろなご意見も拝聴するつもりであります。その点でご理解をいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

この問題は先ほど来、教育委員長、教育長がお話しをしたとおりでございまして私の権限の及ぶところではございませんので私のコメントは控えさせていただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

それはちょっと駄目ですねというかそういう答弁では納得できないんです。というのは学校がなくなると当然その学校へ子どもをやっている親たちも出て行ってしまうということで市川三郷町では山保地区に住宅を建ててそこに子どものいる家族を住まわせて現在3名の子どもが市川東小学校、昔の山保小学校に通っているそうです。そういうことを考えるとやはり行政とこの教育はまったく相反するものでもないし、どちらも任せておくよということにはいかないと思うのでその点についてもう一度、町長の答弁を求めます。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

権限が及ばないところに答弁をすることは差し控えますのでよく調べていただきたいと思えます。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

そういうふうと言われるとあれですけども、それでは言い方を変えますけども教育は国家百年の大計であると。これはどこからそういうものが出たのかという出典がまったく分からないんですが、たしかにこの教育というのが非常に国家とか言ってみれば町の将来を決めるという部分はかなり大きいと思うんですよ。その点については行政の長である町長もこれは私の権限ではないから教育委員会でみんな頼むよということにはいかないと思うんですがそういう考え方についてはいかがでしょうか。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

よく検討してもらいたいと思いますが教育委員会は独立した組織でございます、そこで決定をするものに対して私どもがコメントする、あるいは私どもがこうしろということはやってはならないことになっておりますのでご理解をいただきたいと思います。

百年の計その他については当然必要ですけども、今の芦澤さんが言っておるところの小学校設置その他の問題については特に教育委員会の権限でございますので私はコメントを控えま

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

以上で質問を終わります。

○議長（福與三郎君）

以上で芦澤健拓君の一般質問は終結いたします。

ここで議事の途中ではありますが、暫時休憩をいたします。

再開は10時55分です。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時55分

○議長（福與三郎君）

休憩前に引き続きまして議事を再開いたします。

次は通告の3番、川口福三君です。

川口福三君、登壇してください。

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

通告に従いまして大きく分けて3点の質問をいたします。

平成16年にやすらぎと活力ある開かれた町の理念のもとに新しい町身延町として誕生して8年を経過しました。多くの町民は大きな希望と期待を寄せてきたところでもあります。しかしながら人口の減少をはじめ各地域の拠りどころとしてきた学校の閉校等、活力あるまちづくりは感じられません。

第1点目の閉校後の静川小学校の利用計画について質問いたします。

文部科学省の調査によりますと平成14年から平成24年5月1日現在で全国で閉校になった学校が4,709校。そのうちなんらかの活用が図られたケースが2,963校で再生活用がされております。調査結果が出ておりますが静川小学校もその4,709校のうちの1校に当たると思います。

過日2月20日に静川小学校の卒業生であり静川小学校の設計をされた河西設計士の案内によりまして静川小学校を視察してまいりました。玄関脇で10数名の参加者のもとに河西氏から説明を受け、のちに校舎内を視察したわけですが、静川地域の教育文化の拠点であり地域の拠りどころであった学校が閉校し、46年間静川地域で続けてきた地区の体育祭も昨年取り止めになりました。地域の絆も薄れかけております。昨年の夏には校舎の周りや校庭は草が生えこの冬には校庭には霜柱が立つ有様です。子どもたちがいなくなった学校の光景は言葉では言い表しようもありません。

まちづくりは人づくり、活力のある地域づくり、こうした拠点にこれからの静川小学校の利用を望んでおりますが町で行った募集アンケート、どんなアンケート内容であったかまずお伺いいたします。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

広報みのぶ1月号にて旧静川小学校の校舎の活用について町民の皆さまにアイデアを募集したところ静川地区の2名の方より、また静川地区を活性化したい有志の団体と計3件の提案がありました。総体的に防災機能を備えた地区住民が主体となるコミュニティ活動の拠点施設としてさまざまな活動に活用したいとの主体的な意見の提出がありました。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

そのアンケートに基づいて行政側ではどのような計画またお考えであるか伺います。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

町では過去に廃校となった旧大須成小学校や旧曙小学校の跡地を活用し地域住民の方々がさまざまなコミュニティ活動が行えるような拠点づくりにお手伝いした経緯があります。そこで旧静川小学校も同様な考えを持ち計画していたところ、国の経済対策による24年度の補正予算として募集のあった住民団体が一体性のある生活圏単位でそのニーズに応じてきめ細かく集落の維持、活性化に総合的に取り組む事業を国が支援する過疎集落等自立再生緊急対策事業の導入を模索し、提案のあった意見等を踏まえ旧静川小学校を静川地区のコミュニティ活動の拠点にするための事業および静川地区全体の活性化を図るための事業等を内容に応募いたしました。しかしながらこの国の事業には予算枠の10倍を超える応募があるとのことで、採択は非常に厳しいものがあると思われませんが採択に向け努力してまいりたいと考えております。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

文部科学省のこうした廃校の再利用を見ますと社会体育、今、課長の答弁がありましたようにコミュニティセンター等、活用が図られているわけですがやはり地域住民とすれば今までの学校を取り戻そうというより地域の活性化につながる施策を望んでおるわけでございます。今現在、静川小学校の町の財産としての財産処分の手続きはどのようになっておりますか。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

学校の行政財産から普通財産に今、移行されておりました財政課のほうで管理しております。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

これは財政課としていわゆる国からの起債その他そういった問題は生じてきませんか。

○議長（福與三郎君）

笠井財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

起債等の関係ということでございますけども現状では普通財産として管理しているもので補助金の適正化法もクリアしておりますので問題はございません。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

そうすると今後の利用については、いわゆる町でどういう形で利用してもよろしいという解釈でよろしいですか。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

どういう形でというか一応、前にもお話ししましたようにそれぞれの校舎、体育館、花壇、グラウンド、トイレ等について静川小学校で分かれているわけですが今回、生涯学習課から条例の制定がありましたように体育館、グラウンドにつきましては社会体育として生涯学習課の管理に委ねると。当然トイレもグラウンドに付随しますから生涯学習課の管理のもと運営されます。校舎につきましては先ほどお話ししたとおり国の助成事業を導入しながら地域の皆さんと一緒に地域のコミュニティの拠点としての活用を図っていきたくて思っていますがただ国の採択が受けられないとそれもままならないのでその採択に向けては頑張っていきたいと思っております。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

利用方法については先ほど課長が答弁なされた地域の活性化につながるような方法ももちろんあるわけですが、やはりあれだけの施設は地域独自でもってすべてを使うというような利用は到底無理な施設でございます。3階までの教室。利用によっては今現在、通販等が行われて

おります、いわゆる企業によるコールセンターとかそういった企業誘致も必要ではなかろうかと。もちろん地域としての活性化につながる拠りどころとしての改革も必要ですがそうしたよそからの企業誘致それによって雇用が生まれるような計画、考えがあるかどうか伺います。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

いろいろ交通の整備は、先ほど同僚議員の一般質問にもありましたように交通環境の整備は町税の優遇措置等により有利な条件を提示した企業誘致は非常に重要だと思われませんが、景気が思うように回復していない状況や企業の海外進出などが行われているような状況を考えますと具体的に静川小学校に対して企業の誘致は行っていけない状況にあります。

ただこれから十分その国の助成事業を受けた段階において大きな学校でもありますので地域の皆さんと相談しながらいろいろな形で進めていきたいと考えております。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

今、町内全域に光ファイバー通信が設置されました。やはりこれからはそうした情報通信網をいかに活用するかによって地域の活性化も図られると思われませんがそのへんの考えは持っておられるか伺います。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

昨年から町内に光ファイバー網が民間企業におきまして張り巡らされました。これらにつきまして先ほどの同僚議員さんへの答弁にありますように行政としては企業の誘致等は難しいとして誘致活動は行っていない状況にあります。町民の皆さんの中とか民間企業の方たちが町内で起業したいという人たちが現れた場合は町も企画した段階から同じテーブルにつきながら町のいろいろな助成事業を活用するための助言や一緒になって起業できるような相談には乗りたいと思っております。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

やはり先ほど申し上げましたように学校のエリアを考えますと行政側が身延町のネットのLANに廃校の利用についてこうした利用がありますよというような、企業へ呼びかけるような宣伝これも必要であろうと。あくまでも待っているのではなくてこれからは攻めの行政というかそうした地域の活性化につながるような方策を考える必要があると思いますがそのような方向性はございませんか。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

町のホームページ等で町の素晴らしさ、あと町のいろいろ生活に必要な環境等についてはかなり細かい部分で情報提供をしております。そういう中で企業の方たちが来られるような体制

づくりをしているというような情報の提供は今後もしていきたいと思っております。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

それでは次の質問に移ります。

この利用計画について、私たちも地域の人たちと4回ほど話し合いをもちました。この4回話し合いをしましたがその中にもいろいろなアイデア、意見が出たわけです。住民との話し合いについて今後行政側ではどのような形で進めていかれるのか伺います。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

国の事業採択が決まった場合は地区の住民の方たちと話し合いを持ちたいと考えております。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

この決まった場合という答弁でしたがそれはいつごろ決まるのか。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

今のところ3月中旬から下旬にかけて決まるというお話を伺っております。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

そうすると4月以降こうした地域の住民との話し合いを持たれるというように受け取ってもよろしいですか。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

はい、そう受け取っていただいて結構です。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

その地域と話し合いがなされてよりよい施設に活用できるよう望んで静川小学校の利用については終わります。

学校統合について質問いたします。

先ほど同僚議員からもこの学校統合問題については質問があり、重複する点多々あるかと思いますが、この後期計画の進め方と予定についてですが、まずこの平成の行政改革が身延町にとっては行政改革が学校改革に方向転換されたというように私は受け取るわけです。やはり町としての行政改革これはやはりもう少し一般行政の中での改革と一緒に進められるのであれば学校の統廃合ももちろんそれに伴って進めるべきですが、今の状態は小中学校の統合だけ

が先走ってしまって一向に一般行政の中の改革、計画が見受けられない。果たしてこれからのまちづくりはどうなるのかと思うわけです。その点についてお伺いいたしますが、これからのいわゆるまちづくり行政について質問いたします。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

学校統合後の廃校校舎の取り扱いについては老朽化の程度、施設規模、立地条件、敷地面積、また当該施設の利用規模の有無等多くの要素があり、維持管理や収支見込み、後年の費用負担等を含め総合的に検討する必要があります。そのため具体的にそれぞれの学校の統廃合が終わった段階でその都度、検討させていただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

学校統合がすべて終わった段階と言いますと平成31年を指しているんですか。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

それぞれの学校の統廃合が終わった段階でそれぞれの廃校になった学校についてその都度、検討させていただきたいということです。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

そうした観点から今現在、静川小学校の廃校後の管理はどうした形の管理になっているんですか。先ほど体育館、グラウンドは社会体育の生涯学習課ということですが学校そのもの、校舎そのものは今、管理状況は、どこが管理しているんですか。

○議長（福與三郎君）

笠井財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

施錠して財政課で管理しております。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

この管理問題ですが体育館、校庭における管理が生涯学習課で管理して今現在、体育館を利用する場合においては役場の総務課のほうへ鍵を借りてきて体育館を利用するというような状況で今いるわけですが今後この方法をもう少し地域の人たちが手軽に借りられるような方法、利用できるような方法を望んでいるわけですが行政側とすればどのようなお考えが伺います。

○議長（福與三郎君）

佐野生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野勇夫君）

お答えします。

静川小学校体育館につきましては閉校前から学校開放施設ということでご利用いただいております。その時点において検討したわけですが、一番鍵の借りやすい場所ということで今現在の役場の宿直ということになっておりますので、今後もその方向でやっていくことのほうがベターではないかと考えております。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

そうすると今後、静川地区の仮称コミュニティセンター、それになった場合も同じような形態で管理されるのか伺います。

○議長（福與三郎君）

佐野生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野勇夫君）

先ほど政策室のほうからもお話がありましたコミュニティの関係、それについては今、採択されるかどうか未定の状況、今後そんなふうな状況になりましたらその活動状況、利用状況等を含めて総合的に検討していかなければならないと考えております。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

その利用計画、管理の問題ですが、今現在の管理を見ますと先ほど申し上げましたように2月20日に校舎内を地域の人十数人で視察しました。ガランとした教室、たしか音楽室にも5、6台くらいあったと思うんですがオルガンは1つも残っていない。ただ、あったのは児童会室に積み上げられた書類がある。私もたまたまそこへ入って見ましたところ前中富町の教育委員をなされた渡辺熊雄先生の代表謝辞という名簿があったんですね。結局それは非常に尊い、いわゆる卒業生または静川小学校の歴史を物語る書類があつた無残な姿で放置されていたということは非常に残念というか呆気にとられたような状態でした。その後ちゃんと整理されて保管されたかどうかは分かりませんが、あれは非常にとにかく言い換えれば統廃合は子どもだけ統合すればあとは関係ないというような考えにも陥るわけです。以前の一般質問でも申し上げましたが閉校になったら机やイスは全部解体する。書類は今申し上げたとおり。それで身延町の教育が語れるか。その点教育委員長さんどのようにお考えですか。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

今ご質問いただきました書類等の件でございますが、学校教育課長である私が確認いたしました。昨年、学校が教育財産でなくなった段階で中にある什器類等をすべて運び出したつもりでいました。ただ、今、議員さんがおっしゃるとおり一部重要な書類がそのまま放置されていたという事実がたしかにございました。担当職員にすぐに場所を移させましたけれども校旗であるとか記念誌であるとか昔の学校の日誌、学事報告書等がございました。これらにつきましては本来であれば学校同士が統合先の学校に運び込んで保管をしておくというのが筋であろうかと思いますが私もその事実を知ったときに叱責しようと思ったくらいでしたが、いずれにしてもこの書類等の移送・移管につきましては学校教育課長である私の監督責任が免れる

ものではないのでこの場において陳謝いたします。申し訳ありませんでした。以降はこのようなことがないようにいたします。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

とにかくああした重要な書類ですから当然もっと緊張感を持って対応する必要があると思います。

この統合後の管理とそれから経過についてですがこの統合後の経過評価については教育委員会部局ではどのような評価をされているか。静川小学校と西嶋小学校が統合したのちの評価。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

お答えします。

統合後の経過あるいは評価ということでございますが廃校後の管理についてでございますが学校統合後の評価等につきましては教育委員会は後期統合計画の4ページに記載があるわけですが前期計画に総括をしましたが統合に起因する問題は特にないという判断。また統合後は、学校に活気が増してきたことなど成果が上がったと確信をしております。

廃校後の学校管理については自治法あるいは法律等が、また町にも公有財産管理規則がございます。これらに則り用途廃止あるいは現在、先ほどもお話がございましたように町長部局等に政策室を中心に利活用の方策を検討しているところです。したがって今後については同じような方向でいこうと思っております。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

そうした行政側の対応と合わせて静川小学校と西嶋小学校が統合してまもなく1年になるわけですが今年は思いがけない雪が降りました。結局スクールバスで各集落へ迎えに行けない。そこからは親が送ってくるか学校で迎えに行く。このへんの対応はやはり統合以前から想定される問題であったはずですが。しかしながら雪が降ったらスクールバスが迎えに行けません。いわゆる親が対応してください、先生が対応しろ、これは行政側として取るべき措置ではないと私は思いますがそのへん教育委員会ではどのようなお考えか。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

スクールバスの運行につきましてはこれは皆さまの議会のほうで統合に関する議決をいただいた後に直ちに統合準備委員会を設置いたしました。保護者の方々、教職員の方々を中心に統合準備委員会できんなことを協議していただいたわけなんです。その中にスクールバスの運行の件もございまして。ただ1年かけてじっくり協議をしていただいたとはいえ実際には雪が降ったとかおっしゃるとおりのさまざまな弊害がございますので、今後は適切な対処を検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

今後は適切な対応という答弁ですが以前、同僚議員がスクールバス、通学問題においては各集落は子どもさんが少ないから小さい車で行ってスクールバスはすこやかセンターあたりへ置いてそして乗り換えるというような方法をとったらどうかというような質問をされた経緯があります。今後やはりそうしたスクールバスの送迎については細かな方法といたしますか対応をする必要があると。これは合併のあくまでも通学の条件として行政側で示したことですからそれは守っていただきたい。また学校の教師に迎えに行くということはこれは職域外ですからそれはぜひ慎んでほしい。

以上2点お願いしているわけですがその点はどのような方向でいきますか。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

今おっしゃられたような事例があったということは教育委員会でも重々承知しております。教師の努力というふうなことに委ねて私たちもその上にあぐらをかくつもりはございませんので今後きちんと検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

後期統合計画の進め方について先ほども同僚議員が何点か質問をいたしました。まずこの学校統合は今現在では言ってみれば行政指導でもって進めようとしている。しかしながらよその実例を見ますと、いわゆる旧六郷町、今の市川三郷町にとりましては落居小学校が六郷小へ統合した経緯、あれを考えてみますといわゆる自然的に落居小の区域から六郷小へ行くようになったと。子どもさんがだんだん少なくなったと。これは統合しようという形でもって。自然統合ですね。ところが今現在、町で行われておる統合はあくまでも適正規模に合わせ統合。そうした点が非常に私もあまり納得できないんですが、先月24日に古関地区の文化祭を見学に行きました。もちろん文化祭を見せていただくのも目的ですが私はいわゆる学校問題について、あの地域の人たちがどんな考えを持っているのかなと。それをいろいろな展示がありました。展示品を見せていただき、またその合間に何人かの人と話をすることがありました。やはり学校がなくなって、とにかくもうご覧のとおり若い人はいないんだよと。本当にお年寄りがよく、あれほどおおぜいの人が集まったなと感心するくらい集まっていました。町長をはじめ教育委員長、教育長も同席といたしますが来賓で出席されておりましたが、あの地域の光景を見たときにまず開会セレモニーの前に参加者全員で町民憲章を朗読された。あの姿を見たときに地域を思い町を思う本当に尊い心だなと。あれこそがやはり地域づくりだと。もちろん小学校、中学校、教育もはじめ地域づくりにつながるわけですがあした住民がいながら今現在その統廃合を進めようという状況にあります。

私、前に申し上げましたがいわゆる適正規模ではなくて適正配置、古関地区と久那土地区あそこにはかつて10の分校があったわけですね。それが古関と久那土小学校の2校になり、や

がては今、久那土小学校1校になった。あの地域の面積は約70平方キロメートル。旧中富は43.3平方キロメートルしかないわけですね。そのエリアから先ほど同僚議員が申されたように下部地区から小学校、中学校がなくなるということはこれは行政としてやってはいけなく、まず第一だところ思うわけです。なぜ適正配置か。いわゆるこれから進めようというまちづくりは人づくりであるという原点へ戻って、学校をなくすということはいわゆる行政、まちづくりの逆行につながると思う申しても過言ではないと思います。

ましてや久那土地区は今現在、保育園、小学校、中学校、高校まであります。しかしながら高校は県の教育委員会でも再編が叫ばれておりまして残る可能性も薄いと。こうした中、町の小学校、中学校がなくなったときにあそこはいわゆる学園地域です。昔からの。ましてや久那土小は古関と一緒にあって今、久那土小があるんです。ただこの計画を見ますと人数合わせではないけども、少ない子どもは多いところへというような統合計画が示されています。これではこれからの身延町のまちづくりが本当に思いやられるなところ思うわけです。このあくまでもいわゆる答申結果、議会が1中3小、それはあくまでも数字であってこれからのまちづくりをもう少し行政、教育委員会部局で総合的に考え活力あるまちづくりをすべきではないかと思いますがこの点、町長さんどのようにお考えか伺います。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

先ほどの同僚議員の質問にもお答えをいたしましたとおり先ほどから教育委員会のほうでお話をしてあると思いますけれども、学校の適正配置につきましては教育委員会の権限でございますので私のほうがここでどういようにしろということは申し上げられません。ただ町がよくなるような方向の中で考えていただきたい、このことは申し上げておきたいと思えます。あとはコメントを控えます。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今の点について教育委員会としての考えを申し上げます。

学校統合等がこれからのまちづくりというところへも波及するわけなんですけども、今まで機会を捉えてご説明を何回か申し上げてきましたが学校の適正な配置つまり学校統合については下部、中富、身延の旧3町を合併時の新町建設計画また合併の調印さらに総合計画の中でもその都度、記述があった重要な項目でありました。

教育行政なかんずく学校統合計画が身延町総合計画にある地域福祉の充実また快適で安全な暮らしの実現さらに自然豊かな環境の保全、生活や産業基盤の強化などのいろんなまちづくりの計画等と、関連性を保ちながらおかつ関係を深めながら進めていくことは当然のことです。

学校統合により学校数が減ることになって結果的には子どもたちにとってよりよい教育環境を整えていくということであれば、これは十分まちづくりに資するものだと理解しております。

児童生徒の置かれている状況を改善することが学校統合の目的ですが、子どもが増えさえすればこのような議論は必要ないわけでもありませんけれども、定住促進をはじめとしたいろいろ

な活性化策について教育委員会も町の行政機関の1つでありますので高い関心を持って協力していきたいとこのように思っております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

統合することばかりが教育環境の整備ではないと思うんですよね。先ほど申し上げましたが静川小学校が西嶋小学校へ統合したばかりにいわゆる学校へ行けなくなったというか行かなくなったというような子どもさんもいるわけです。今までは静川小学校に通学していたにもかかわらず統合したら学校へ行かなくなったと。話を聞きましたら中学校になったら行くんだというような話も聞きました。やはりそれは1つの統合したばかりの弊害であろうと、こう思うわけです。あまりその問題を深くは申し上げませんがとにかく望月町長が「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延（まち）」これをまちづくりの理念として掲げておるわけです。しかし今、進めようという町の教育行政は住んでいたら学校がなくなる、訪ねていったら学校がない、おらが地域には学校がない、まるっきり吉幾三の歌の文句のような地域が出現する可能性があるわけですね。これはやはり教育行政としてももう少しこの31年を最終年度とせずに長期にわたってこの統廃合問題は検討する必要があるとこう申し上げまして次の質問に移ります。

それでは鳥獣害の防護対策について質問いたします。

町内各地に立派な防護柵が設置されました。しかしながらサル知恵にはかないません。私の集落も設置していただいたんですが設置する前は個人でもって電柵をしていた農家で集落で設置したからといってその柵を取り払ったと。昨年の夏はナスやキュウリは1本も採れなかったと。みんなサルにやられたと。こうした被害状況が出ているわけです。

23年度に8地区で2万5,346メートル、総延長ですね。総事業費で3億4,886万円。このうち町の負担が5,873万4千円ですか23年度だけですね。24年度は6地区で1万2,623メートル、事業費が6億652万8千円、町の負担が3,097万9千円。この23年24年合わせて総事業費が9億5千万円。町の繰出金が8,900万円という大きな金額でこの各地域の防護柵が設置されております。こうした中、産業課でその後のいわゆる防護柵の成果について、また設置後の被害状況について調査結果を報告いただきたいと思っております。

○議長（福與三郎君）

竹ノ内産業課長。

○産業課長（竹ノ内強君）

お答えします。

県営中山間地域総合整備事業で設置した獣害防止柵の成果は県が行ったアンケート調査の閲覧と地区の農業委員さんに聞き取りの方法で行いました。アンケートの対象はすでに設置が完了している10地区の世帯より個々に回答をいただきました。

獣害防止柵設置後よくなったと思える点の質問に対して獣の被害がなくなった。イノシシにびくびくしながら作業をしないで済むようになった。耕作意欲がわき再び耕作を始めた。

悪くなったと思える点は景観が悪く見える。耕作しにくくなった。管理が地元にとって大きな負担となっている。山への出入りが面倒になった。

意見として被害防止柵の整備をもっとしてほしい。沢からのサルの侵入を防いでほしい。動

物が侵入してくるところを補強してほしい。防止柵に囲まれた中に残った獣がいて以前と変わらない。道路や河川で柵が切られているため被害がある。電線を伝わってくるサルは対応の仕様がなない。網目が大きいのでハクビシン等が入る。

設置後個人で実施した対策はあるかとの質問に対して獣害防止ネットの設置をした。切れている部分に電気柵を設置した。トタンを張った。柵の中のイノシシは自分たちで捕獲した。獣の通り道を自分たちで塞いだ。

以上がアンケート等の結果です。総括すると地区によって意見が異なりますが獣は入るが設置以前に比べて被害は減少しています。被害防止柵の整備をもっとしてほしいという意見が多くありました。

以上です。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

先ほど申しあげました各地域の防護柵を設置するにつけて地域住民への説明会で地域の防護柵をつくると個人の補助金は出しませんよという説明がなされないままに、設置して個人で申請すれば補助金がもらえると思っていたらその説明がないためにもらえなかったという話も聞いています。やはりこれは行政側の一方的な施策によって十分そういった問題も説明して理解をしていただいで設置をしなければ、ただ一方的に言ってみれば地域によっては地域からこのところこういうふうに概略的に設置してほしい。いわゆる現場をしっかりと確認しないままのような状態で設置されている。言ってみたら結局、困った中になかなか林がある。やはりこれは非常に費用対効果を考えるとこれは無駄な投資につながるのではないかと。それよりもやはりこういった県、国のお金があるのであればその農作地域の区画を区切った形の今後、防護柵に変更するような方向。そしてできるだけ完全に鳥獣害の被害に遭わないような農業ができるようにこれは考える必要があると思うんですが産業課としてはどのようなお考えか伺います。

○議長（福與三郎君）

竹ノ内産業課長。

○産業課長（竹ノ内強君）

県営中山間で整備した柵のエリア内に個人の補助金を出さないということで説明会を平成22年から行っております。1番最初が下田原地区だと記憶しておりますけども実際補助金、エリアの中には今度は個人の補助金が出せないという説明はおそらくしていません。しかしこの補助金は個人が設置している補助金に対しても町と県の補助金が入っています。そして県営中山間地総合整備事業の補助金については国と県と町が各負担割合で行っていますのでまたそのエリアの中に個人負担の補助金を入れるということは二重投資の重複した補助金の投入ということになりますのでこれはできないということでご理解を願っております。

そしてあと柵の張り方について一方的で確認はしないではないかという議員さんの質問ですけども、これについては最初に地域の皆さまにどういう張り方をしたらいいかという絵語りを書いていただきます。そしてそこに県の担当、町の担当が入りそこを検討し現地を歩きそして柵の位置を確定しそこに柵を張っていますので一方的に行政サイドで張っているということはありません。

そしてあと区画を区切って柵の範囲を小規模にしてやる方法とはいうことですが、これは国の方針、県の方針もあり、広域性ということが一番重視されます。そこを県の担当の方もその工事を行う上でのエリアの囲み方ということにはかなり慎重になさっているということで今の形態になっていると私は理解しています。

以上です。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

それはやはりこの防護柵、先ほど申し上げましたがただその集落を大々的に大まかに囲って防げた。それより何よりそうしたあとの被害が出ないような柵を設けることがまず第一である。いくらお金をかけて使ってもせっかくの農家の作った作物が収穫間際になればやられてしまう。農業意欲が衰退してしまいますよね。ですからやっぱりそのへんはもう少し産業課で音頭をとって農作物の品種にしてもサルやイノシシにやられない物を作るとか、そのへんを研究してこれからの農業政策を進めていただきたいとこのように願ってその問題は終わります。

最後に質問ですが曙大豆の種の圃場の防護柵計画について伺います。

曙大豆といえば非常にブランド化して県下はもとより県外までとにかく人気な町の農産物として広められてきております。たしかそういった点は町としての農業政策の上で非常に尊いわけですがまずその種の圃場、今まで何人かにお願いしてやってこられましたけど町でやった柵では十分でなくて、またその個人でもネットを張ったりして苦労した経緯があります。この種の圃場の防護柵をどのような設計で検討しておられるのか伺います。

○議長（福與三郎君）

竹ノ内産業課長。

○産業課長（竹ノ内強君）

お答えします。

町は曙大豆の種子栽培を江尻窪と古長谷の圃場約3,500平方メートルに江尻窪の大豆生産農家に委託をお願いしています。圃場には個人が設置した獣害防止柵が設置されていますが設備が簡易的なもので特にサル、イノシシの被害防止には困難なものです。昨年秋の獣の被害の様子では曙大豆の種子が消滅してしまうことが危惧されます。圃場がある江尻窪地区は県営中山間地域総合整備事業で獣害防止柵の設置計画がされており、平成23年5月に地元説明会を開催しましたがそのときは地区として設置をしないと回答いただきました。その後、平成24年度に入り江尻窪区から防止柵を行いたいとの要望を受けました。県にその意向を伝え県も曙大豆の種子圃場がある地域であることから早々に工事に着手するよう配慮していただいているところです。古長谷の圃場は集落から離れている単独の場所ですが町が委託栽培している種子圃場であることから防止柵を設置していただけるということになりました。

以上です。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

今、圃場の場所について課長が答弁されたんですが古長谷の集落から離れたところの場所、非常に農地とすれば日当たりもいいし、いい場所ですね。ただ人家から離れているから同じ電

気柵をやっても太陽光発電ではちょっと物足りないと思うわけですが、そのへんの設備内容はどうなお考えでおりますか。

○議長（福與三郎君）

竹ノ内産業課長。

○産業課長（竹ノ内強君）

お答えします。

古長谷の圃場につきましては単独のところでは筆が3筆あると思います。今の計画でいくとぐるぐると円に囲んで電柵線を4本にさせていただきます。これが中山間の標準的な今、行っている柵のタイプでございます。ただ鳥が入ってしまって豆を蒔いたものがとられてしまうという被害になりますと当然、今度は屋根をかけてしないとなりません。それは今年の圃場契約は当初予算を議会で審議していただき議決後に圃場の契約という運びになりますが、圃場を正式に契約した時点でその対策は委託する方とよく相談して屋根を張るものであればそれは町が責任を持って天井のネットを考えていきたいと思っております。

あと電気柵に対する、あの場所に電気がいっていないということになるとソーラーパネルということになるかと思っております。今現在、中山間で張っているところでもソーラーを使っているところが何カ所かあります。電圧を測ってみると東電からとっている電圧と変わらない、9キロボルトはあります。大型のソーラーパネルでございます。小さい各個人がやっている農協等で売っているものとは大きさが全然違いますのでそれは十分可能と思っております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

とにかくただ大豆を作るのではなくて種ですから。確実に種として収穫できるように設備だけはお願いしたいと思います。

委託した農家でも自分なりに、結構今まで委託された方も苦労してやっていたんですね。今度は委託者も変わって新しい人をというような形でもってお願いしてあるんですがやはりこれは尊い種ですからこれは行政側であくまでも責任を持って確実に種が収穫できるような設備にすることをお願い申し上げまして私の質問は終わります。

○議長（福與三郎君）

以上で川口福三君の一般質問は終結いたします。

ここで昼食のために休憩をいたします。

再開は1時からです。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長（福與三郎君）

それでは休憩前に引き続きまして一般質問を行います。

次は通告の4番、渡辺文子君です。

渡辺文子君、登壇してください。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

私は2点について質問をいたします。

まず最初に身延町立小中学校統合計画について質問をいたします。

この質問については2人の同僚議員から質問をしていますなるべく重複しないような質問をさせていただきたいと思っています。

まず最初に前期計画で進めた統廃合は本当に子どもたちのためになっているのかということについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

渡邊教育委員長。

○教育委員長（渡邊勢津子君）

お答えいたします。

前期計画で進めた統廃合は本当に子どものためになっていると信じております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

どういう場面でそういうふうに言われるのでしょうか。

○議長（福與三郎君）

渡邊教育委員長。

○教育委員長（渡邊勢津子君）

教育委員会が一方的かつ主観的に成果があったと言っているわけではありません。児童生徒へのアンケート結果をご紹介します。

まず身延小学校と統合した豊岡小学校の4年生から6年生までの児童15人に統合後3カ月を経過した際に行ったアンケートの結果です。仲間が増えてよかったという回答が10人。今までできなかった遊びができてうれしい、おおぜいで楽しいという回答が複数回答で18人。新しい友だちができた14人。その他各教科での他の人の考えが参考になる、合唱や体育がおおぜいで楽しいという回答がほとんどです。

6年生の自由回答欄には「人数が増えているいろいろなことが楽しくなった。」「人数が増えたからいろいろなことがおおぜいでできるようになって楽しいです。」「楽しい、おもしろい。あと身延小に通うようになって勉強が楽しくなった。」「少しからかわれたり人の個性が分かったり変わった名前の人がいったりして暮らしが変わりました。勉強も難しくなるけど頑張る気持ちです。」「嫌なことがときどきあるけれども学校全体で考えれば楽しい学校だと思う。」「人数が増えてとても日常生活が楽しくなってきた。隣の席の子と雨の日には将棋やトランプをするようになった」などいずれも学校生活を楽しんでいることをうかがい知ることができました。

次に下山中学校と統合した新身延中学校の平成23年度7月のPTA新聞に記載された統合に関するアンケート記事を紹介いたします。

全校生徒179人のうち150人、83%の生徒が学校生活を楽しい、楽しいことのほうが多いと回答しました。楽しいとした理由は仲の良い友だちがいる、部活が楽しいが圧倒的でした。統合してよかった、不便なことはないとする生徒がほとんどですがやはり新しい環境に馴染めないことなどに不満を感じている生徒もいました。しかしながら「親の思い」や編集後記

に寄せられた保護者および関係者の文章には次のような感想が載っておりました。

「親としては小規模校集団から大規模校集団での学校生活を果たして何事もなく送ることができるだろうと多少心配になり不安や心配を感じていました。しかし親の思いとは別に意外と何事もなく学校生活を過ごしているようです。」

また「中学校陸上競技会の応援に行った際、競技を終えた1年生に「頑張ったな」とねぎらう先輩の声、学年を超えた心温まる場面を目にすることがありました。新生身延中学校の出航には生徒、保護者の不安や悩みもあったかと思いますが順風が吹いていると感じました。頑張れ身延中。」

このように生徒と保護者と学校関係者は学校統合を肯定的に捉えてくださっていると思うと前期計画は正しかったのだと教育委員会は改めて意を強くしたところがあります。さらに議会に対しても平成24年第3回定例会の会期中9月11日に教育厚生常任委員会の議員の皆さまを統合した西島小学校、身延小学校、身延中学校にお迎えし学校統合後の状況を学校長がご説明申し上げました。問題点に関する大きなご指摘をいただけませんでしたので、少なくとも常任委員会の皆さん方には統合の成果について一定の成果があったことを確信していただいたと思います。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

ありがとうございました。人数が増えて楽しいというようなアンケート結果というふうに聞かせていただいたんですけども私この統廃合について先ほど同僚議員も質問をしたんですけども一番大事なことというのは子どもたちの気持ちだと思うんですね。結果はいろんな意味でそのアンケートに答えてくれているとは思いますが本心に子どもたち一人ひとりどういうふうに分たちが今まで通っていた学校がなくなるということが子どもたちが納得していたのかというところが私は問題ではなかったかなというふうに思ったんですね。

先ほどの話を聞いていますと子どもたちに気持ちを聞いたのか、説明をしたのかというところでどういうふうに分けたいんですかみたいなことがあったんですけども、私はやはり子どもたち、大人が代わりに行くわけではなくて子ども自身が今まで通っていた学校から違う学校にどう理由でなぜ行かなければいけないのかというところのきちんとした説明がないとなかなか納得をして学校に通うというところが難しいのではないかなというふうに。

たしかにアンケートでは人数が多くなって一緒に遊んでいるところを見れば楽しいと思います。でも本心に子どもたち一人ひとりがそういうふうに分ているのかといったらちょっと聞こえてきた話とかを聞くと全部が全部そうではないのではないかな。それには子どもたち一人ひとりの気持ちを聞いた中で計画が立てられていたのかどうなのか。そして地域や住民や一番大切な子どもたちにきちんとした納得ができるまでの説明があったのか。一番しなければいけない子どもたちに行政として説明がきちんとしていたのかというところが私は今後も大きな問題になるのではないかなというふうに思うんですね。そのところは聞いていないというようなさっきの答弁だったんですけどもどうして一番大事な子どもたちの意見を聞かなかったのかというところでちょっと質問をさせていただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

以前、新聞にも掲載されましたけども大阪のほうで学校統廃合に関し児童が1名亡くなられたという痛ましい事件がございました。このケースに関して言えば統合する先が2つに分かれてクラスメートと分かれてしまうという理由でございました。ある意味、子どもの考え方というものを非常に大事にするということは必要ではないかと思えますけども私たちが今、進めている学校統廃合計画につきましてはもとを正せば何回も言っただけでしたが合併時の3町の町長の調印式とか新町建設計画であるとか身延町総合計画に記載されていてそれを教育委員会が適正配置審議会に諮問をしたと。その場においてそれぞれ責任ある立場の大人の皆さんが子どものために第一に思ったら統合が望ましいのではないかと。一番最初の答申には将来的には1中1小にしましょうという考えが述べてございました。ただそれでは子どもに負担がかかるということで1中2小というところまでハードルを下げたわけですが今までも審議の過程において十分教育行政に携わる大人たちが慎重にそれぞれの過程を経てきた結果が今日の後期統廃合計画だというふうに考えております。

その点につきましては必要であれば学校に赴いて児童に説明することはやぶさかではございませんが基本的にはこれは教育行政を司る私たち大人が考えることだと考えています。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

いつも言われているんですけども子どものためと言っているけども本当に子どもがそれを望んでいるのでしょうか。そこのところが私は一番大切にしなければいけないことではないかなと。私も資料を持ってきてあとでその大阪の子どもの例も言おうかなというふうに思っていたんですけども、やはり子どもっていろいろ楽しいときもあるし嫌だなと思うときもあるし、ただ本当にその子どもたちの気持ちに沿った行政を私はしていかなければいけないかなというふうに思っているんですね。大人がいくら子どもたちのためと思ってこうしたほうがいいんじゃないか、ああしたほうがいいんじゃないかといういろいろ考えてもそれが本当に子どもたちが望んでいることなのか、そうしたいと思っていることなのかというところが私は一番大事なことではないかなと。それを抜きにしていくら子どものためと思ってやっても本当にそれが子どもたちのためになっているのかなと。この大阪のことに関して、大阪はいろいろ調べたら2つに分かれるということもありますけども、大阪ではやはり組替えができる学年を目指しているということで統廃合をしているということなんですね。やはり組替えをしたいということで小さいところを統廃合して、たまたまその学校は2つに分かれなければいけないという学校だったということも聞いているんですけども、でもやはりこういう「どうか1つの小さな命と引き換えに統廃合を中止してください」と子どもがこういうメモを残して電車に飛び込んでしまったではないですか。そういう本当に大事に、子どものためと大人は思っているけれども子どもは果たしてどうなのか。いろいろ調査したら今まで小規模校でしたよね、小規模校で本当に内輪だけでいろいろ問題はあるけども仲良くなっていたところがどういう都合か分からないけども大人の都合でいってしまわなければいけないと。その不合理さというか、私が

子どもでも私は納得できないんじゃないかなと思うんですね。そこのところを本当にそれがいいんだったら最初から子どもに話を聞く。それで納得できるような説明をきちっと行政としてする。そういう順序が私はあったんじゃないかなというふうに思うんですけども先ほどの質問でなぜ子どもに聞かなかったのかのご質問には答えていないので答えていただきたいと思いません。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

前に議会に対しまして報告会を行ったときに義務教育とは何かというふうにお聞きになられた議員さんがいらっしゃいました。義務教育というのはもともと憲法に保障されているものでございますけども憲法26条ですべての国民はその保護する子女に普通教育を受けさせなければならないというふうに決まっております。そして義務教育はこれを無償とするということでこれを受けまして教育基本法等が義務教育はなんぞやというふうな定義を行っているところで

す。  
そのような中、町はとにかく学校の設置者にならなければなりませんから設置者である以上は児童生徒に対して良好な教育環境を提供する。児童生徒を保護する保護者が基本的にはその環境について納得していただけたのならそれはそれで1つの判断ではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

いろいろおっしゃっているんですけども、なぜ子どもたちに話を聞かなかったのか。そのところをお聞かせいただきたいと言っているんです。一番大事だと私は思うんですけども。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

このようなことは申し上げたくないんですが基本的に保護者それから教育行政に携わる私たち責任ある立場の者たちが子どものためを思ってきちんとやっていくべきことではないかと考えております。児童生徒については未成年です。法的にも非常に曖昧な立場にある状況でございます。その判断能力というものも一人前の大人としては扱えないということになっておりますので基本的に私たち教育委員会と保護者との話し合いにお任せいただきたい、そのように考えています。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

では子どもは未熟だから子どもたちの気持ちは聞かなくても大人がいいと思ったことを進めたいというそういうことですかね。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

そこまで飛躍したことを子どもは考えているわけではありません。先ほど申し上げたとおり必要であれば私たちも児童生徒の間に飛び込んでまいります。ただそれは意見を聞くという立場ではなく説明をする立場であろうかと思えます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

だから前期計画で子どもたちのためになったとおっしゃっているんですけども、いろいろ話を聞いていますよね。そうするとその前期計画に今後やるといったけども前期計画においてはそのことを子どもたちに対して説明はきちっとされていなかったということで理解していいですか。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

保護者の方々に対しまして説明を鋭意行ってきた、何回も何回も行ってきたという経過がございますけども児童生徒に対して直接説明を行ったということはないと思えます。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

私そこが大切ではないかなというふうに思っているんですね。学校が変わるのは子どもたちで重荷を背負うのは子どもたちなんですよ。子どもだって説明をして納得すればいろんな問題は起こらないんじゃないかなと私は思うんですね。それが納得できないでなんだかよく分からないけども違う学校に行かなければいけないと、大人が決めたことで今まで楽しくやっていたのにこの学校を廃校にして学校がなくなってしまって違う学校に行かなくては行けないと。そのときの子どもたちの気持ち。私、大阪のこの問題があったときに本当に大人たちは子どものためと言いながら本当に子どものことを考えて今までやってきたのかなということをしごく感じたんですね。みんな本当によかれと思ってやっているとは思いますが。ただそれが本当に子どもを苦しめていることになっていなかったのかなとかいろいろ考えると、やはりやり方で子どもだって話せば分かるんだからきちんと行政として責任として説明をしてこういうふうになるからということの説明する責任は私はあると思えました。今までなかったということなんですけども子どもたちの気持ちが私は第一だというふうに思いました。

前に旧下山中学校の子どもたちが教育委員会に手紙を出した。これ私、前に一般質問したことなんですけども、下山中学の子どもたちが先生にも相談をして1年生にも相談をして生徒総会で今の2年生の18人でこのままで卒業したいんだと生徒会で決めた。そしてこの思いを教育委員会に伝えようということで手紙を書いたということを一一般質問しました。

前の教育長の答弁があって今さら今年送って来年というわけにはいかないから、その心はよく受け止めるけども不可能だというような答弁がありました。町長からもその答弁をお聞かせいただいたんですけどもそのときに町長はその手紙を読んで涙が出る思いをしたけれどもそれが全部ではないだろうということで意見を尊重しながら考えていくというような答弁をされた

んですけどもそのときの子どもたちの気持ちですね。これを無視してしまったというところがあるのではないかなというふうに思いますけどもそのときの状況、子どもたちの思いということ町長どういうふうに思い出していらっしゃるでしょうか。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

通告したことをぜひ利用いただきたいし、そのための一般質問ですので少なくとも通告主義ですからそのへんだけはひとつ理解をした中でお進め願いたいと思います。

私はせっかくですからお答えしますが、このときには、私なりに町長としてではなくて答えたつもりですけども私個人としては大変であっても全体的に考えたときには教育委員会が考えていることをお願いしたいというように答えたつもりでございます。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

通告にないと言ったけども前期計画で進めた統廃合は本当に子どもたちのためになっているのかということでその3つの学校が廃校になったということが本当に子どもたちのためになったのかということで聞いているので通告から外れている思いは私はしていません。

やはりこういうふうに子どもたちが自分たちの意思を表明しましたよね。きっとそれにはどうしたら大人たちに分かってもらおうかという、そういう思いがあったのではないかなというふうに思うんですね。こっちから聞きに行かなくても子どもたちがそういう意思を示したんだから、少なくともそこでそれに誠実に応えるというような対応が私は必要だったのではないかなというふうに思ったんですけどもその対応が今となっては終わってしまったのでどうすることもできないですけども、ちょっと子どもたちの気持ち、それを大切に作る対応をしていかなければいけない。これは今後の統廃合計画においても言えることではないかなというふうに思いますので、ぜひ子どもたちの思い、それを十分聞く中で判断をして判断をしたんだったらやはり説明責任をきちんと果たす。そういう責任が私はあると思うんですね行政には。そういう意味では基本的なことはきちっとやっていただきたい。

それからいろんな計画があるかも分からないですけども、学校がなくなるということは本当に今まで100何十年も地域とともにあった学校がなくなるということは本当に大変なことでこれは時間をかけて地域の方たち、それから保護者、子どもたちに納得をしてもらうまで説明をする必要があったし前期計画の様子を見ているとそこところはなかなか説明会にしても時間がきてしまったからということで切り上げて納得のいく説明が得られなかったというような経緯がありますので、そこところは住民の皆さんの思いを十分、受け止められるようなそんな対応をしていただきたいというふうに思っています。

それから2点目なんですけども子どもたちの通学時間、通学方法、バスの運行計画ということで質問をさせていただきたいと思います。

中学校が1つ、それから小学校が3つということで先ほどからもあった旧下部地区は学校が1つもなくなって、時間をかけて遠くの学校まで通わなくてはいけないという状況になると思うんですね。子どもたちへの身体的・精神的な負担というものが増すことは、多くの子どもたちにとったら増すということは間違いないというふうに思います。

先ほどの質問の中で久那土と古関は10の分校があったというふうにありましたがでも下部にもたくさんの分校があって地域的に下部は広いし、いろんな集落が点在していて沢筋を行かなければいけないというふうな地域的な問題もたくさんあってスクールバスで送迎すればいいという問題ではないんではないかなというふうに思うんですね。久那土の場合は本栖までが校区で本栖から田原までということで今、本栖はいないですけども丸畑にいて丸畑と古関に子どもたちがいますよね。そこから久那土へ来てそこからまた統合する学校に来る。その時間的なものですね。毎日その負担をかけるということが子どもたちにとって本当に教育条件的によくなると私は思わないんですけども、その時間とかそれからスクールバスに乗ってそのまま学校に行くということは地域の方たちとのコミュニケーションというか交流も全然なくなってしまうわけですよね。そういうことが町民の皆さんから本当に大事なものが抜け落ちてしまうのではないか。地域の方たちは子どもを見て元気をもらし、行ってらっしゃいとかお帰りとかそういうつながりの中でどこの子だろうとかということではやはり地域の教育力と言うんですかね、そういうものが出てくると思うんだけども学校で送り迎えしてしまったらそれもないし、地域とのつながり学校というのはただ送り迎えしてもらってそれが学校なのかなと。学校は子どもたちにとってなんだろうかなというふうに考えたときに教育委員会ではどういうふうに地域の問題とか学校って子どもたちにとってどうなのかということはどう考えているのかなということをお聞きさせていただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

子どもたちの通学時間とか通学方法あるいはバスなどのことについてのご質問だと思います。お話のように後期計画ではスクールバスなどの通学支援に教育予算の重点配分を行いまして中学校にあっては今ある中学校からおおむね30分ぐらいの程度で統合校に通うことができるよう通学支援を図るといようなことにしております。たしかに子どもたちはバスなどで通学をすることになります。その間はおっしゃるように地域との交流等はできなくなることは分かるんですけどもなるべくきめ細かな配車計画などを今後計画を立てていきたいと思っています。それらも今後、詰めていかなければならない重要な点だと思っておりますので議員さんのご指摘の点についても配慮しながらいきたいと思っています。

しかし交通条件いろんなことを考えますとこの山間僻地ではスクールバスあるいはタクシー、一部電車等のことも考えられますけれどもいろいろな方法を考えてその地域に合った形で計画を立てていきたいと思っております。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

私が言っているのは配車の計画とかではなくて子どもたちがバスに乗ってバスから降りて学校に行く。学校ってそこだけになってしまうではないですかね。バスに乗るともう地域の人たちのつながりというのは全然なくなってしまいますよね。どこの誰だか分からない子だと。地域から孤立してしまうことになるんですね。いつも見ていてあの子大きくなったなとか今日はなんか具合悪そうだなとか、そういう地域の力というかそういうものが子どもたちを育てる一つにもなっていると私は思っているんですね。そういうものというのはまちづくりに関係

わってくる問題だというふうに思うんですね。そういうのが全部なくなって、ただ学校に送るためにバスへ乗って学校に着いて降りる。そういうふうになってしまうと本当にまちづくりの大事なものがスポッと抜けてしまっているのではないかな、抜けてしまっているのではないかなという町民の方もいらっちゃって、なるほどなと私は思ったんですけどもそういう地域の教育力とかそういうものがなくなってしまう、そのことが本当に子どもにとっても地域にとっても町にとってもいいことなんですかということをお聞きしているんです。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

通学途中の児童生徒が地域の方々と交流をするというのは昔から当然ございましたし非常にいいことだというふうに考えます。ただ私どもも遠距離をもし通わせることになればスクールバス等を考えておりますけれども、地域の力ということであればこれは公民館活動とか青少年育成とか、また別の方途があると考えておりますのでそちらのほうをまた同じ教育委員会部局で検討したいと思っております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

地域の力って私、地域の教育力のことを言っているんです。教育力。公民館とかなんかではなくて子どもたちをどういうふうに、地域として育ててきたんではないですか。私たちも地域と一緒に地域に育てられてきたんではないですかね。そういうものがすっぱり抜け落ちたこれからまちづくりをしていかなければいけない。それが本当に子どもたちにとっても地域にとっても町にとってもいいんですかということをお聞きしているんです。いいとお思いですかということをお聞きしているんです。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今、課長が申しましたけれども公民館活動いわゆる生涯学習それから青少年育成活動、これらも立派な教育の一端をなしていると私どもは思っております。たしかに授業とか教科書に則った部分ではありませんけれども、いろんな活動を通じて学んでいくということが教育だと思っておりますのでそれはぜひご理解していただきたいと思っております。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

教育力いろんな意味ではあると思っております。私が聞きたいのはそこだったんですけどもちょっと違うところだったんですけどもそれはいいです。

先ほど中学校から中学校まで30分とおっしゃいましたよね。だけどさっき私言ったように本栖から始まって田原ですね久那土方面は。それから栃代から始まって下部ですね。下部小中学校の管内は。そういう子どもたちが学校から学校まで、中学校の場合30分と。通学時間というのは学校から学校までではなくて学校から自宅までが、自宅から学校まで、そしてその

学校から統合する学校まで全部を通学時間と言うのではないですか。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

おっしゃっているとおりです。学校から学校と言いましたのは今でも学校から家庭までは当然時間がかかっておるわけですがそれにプラス新しい学校から今の学校まで大体30分ぐらいでとそういう意味で言ったわけです。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

だからそのところがそれだけではなくてもっといろんな問題を含んでいるのではないですか。そのところをどう考えて、簡単に30分で行けるからというような問題ではないですよ。保護者の方たちは一番通学時間、毎日のことですからね。通学時間、通学距離これが一番心配だと思っんです。うちの子どもはでは何時に出で行ったらいいのかということとは。

南部中の話をちょっとお聞きしたんですけれども中学校だから朝練もありますよね。そうすると7時半の朝練が始まるには6時半には出なければいけない。6時半に家を出て7時半に帰ってくる。これが中学生がこなさなければいけない通学時間なのかなと。今だったら多少早く朝練にしたって行けばいいけれどもそれがこんなに時間がかかってしまう。子どもの普段ですよ。そのことについてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

また学校の時間割とかバスの運行時間これらについては慎重にかつ子どもたちのためを思って計画を立てていくわけです。それも季節的なもの今お話のように冬の期間あるいは夏の期間それぞれ考えなければならぬわけですが、当然議員さんがご心配いただいているように子どもたちになるべく負担を掛けないようにまた学校の諸行事もなるべく予定どおりなことができるようにさらに何よりも教育力が増すような方策をとっていくということで具体的なことについては今後慎重に検討させていただきたいと思っています。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

いくら検討してもらっても距離は変わらないんですよ。時間は変わらないんですよ。そのところを今以上に子どもたちに負担を掛けるということになる、そのことについて検討したからって距離が変わるものではないではないですか。子どもにとって毎日毎日のことが大変になってくる、負担になってくる、ここのところを考えたらこんな無謀なことは考えないのではないかというふうに思っんですけども、それもやはり子どもたちのためということでこういう結果になったんです。そのところを確認したいと思います。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

先ほど来から申し上げておりますけども適正配置・適正規模というのはあくまでも子どものためを考えて行っていることでございます。通学距離が延びるといふマイナス面も当然ございますけども、良好な教育環境を提供できるというプラス面もありますのでそれらを全体的に相殺して考えていただきたいと思っております。私たち教育委員会はそのようなことでこの計画を進めています。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

何を相殺して何を生かすんですか。何が子どもにとって一番大事で何が大事ではないんですか。私そこが分らないです。納得できないとそこがこんなに時間がかかったり子どもに負担を掛けたり子どもの気持ちを無視したりしてこういうふうにして計画をつくって子どものためとおっしゃいますけども本当に子どものためになるんでしょうか。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

後期統合計画を策定いたしましたその中で前期計画を総括いたし、なおかつ後期統合計画を推進するために、これこれこういうことであるよというものを網羅した計画書をすでに議員さんたちはお配りしてあるはずですよ。マイナス面も当然出てきますけれども学校の通学距離、自宅から学校までの通学距離が若干延びてしまうことは私どももこれはよろしくはないというふうに思っておりますけども、先ほどから申し上げているとおり良好な教育環境を提供するために若干の通学時間が伸びるのはやむを得ないというふうに考えています。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

子どもたちにそういう負担を掛けるということがそのほかにそれを消すほどいいことがあるということですよ。それはなんですか。何を目的としてそういうふうにおっしゃるんですか。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

後期統合計画に先ほども前期計画を総括してその結果、後期統合計画を進めるのがよいたろうというふうな結論に達したというふうに申し上げましたけども前にお配りした後期統合計画の中にそのプラス面等が書いてございます。学校の適正規模・適正配置に関してはこのような考えで行っていくということでその根拠等が示してあるところでございます。

ただ具体的にその通学距離うんぬんということもございしますが現実に保護者の方々は自分の保護する子女をどこに通わせるかということで一番直近の最寄りの学校に通わせるのではなく、むしろ通学時間が1時間2時間かかってそこに通わせる、あるいは寄宿舍に入れるとかして教育をなさっている方がいますのでそのメリットに関する考え方はさまざまだと思います。

私たちは通学時間が多少伸びたにしても良好な教育環境を提供できるほうがよほどよいことであらうと考えているわけです。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

先ほどから適正規模・適正配置ということで、これはもう今まで何回も説明をしていただいたんですけどもいまだに私、分からないですね。この後期計画で示された1中3小これが本当に適正配置・適正規模なんですか。これが一番子どもたちにとっていい教育環境ということを出されたというふうに理解しているんですけども本当にそういうふうにお考えでしょうか。そのところを確認したいと思います。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

お答えします。

児童生徒数が充足しているような市町村にあっては1中2小どころかいくつ学校があってもよろしいわけですが、今まで十分討議してきた中で本当に何度も申し上げましたが十分討議を行ってきた中で最終的に1中3小ということになりました。この状況が必ずしもいいとは思っておりません。ただ本町にはこれしかないだろうということであどり着いた結論でございます。この点につきましては再三申し述べているとおり議会でも1中3小と全員協議会でそのようなことをお決めになったというふうに私たちも承知をしております。そのような経緯があったということをご承知おきいただきたいと思います。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

教育委員会って学校をどう捉えているんですかね。私そのところがちょっと基本にかえって聞きたいと思います。学校でどういうふうに捉えていますか。それで学校がこれで適正規模・適正配置と結論を出されたんですけども、では学校ってなんですか。どういうふうにお考えですか。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

再三申し上げている法令でございますが学校教育法がございます。これについて学校とは何か、つまり義務教育とは何か、それについて次に掲げる目標を達成するように行われるものであるとしています。学校とは「学校内外における社会的活動を促進し自主・自律および協同の精神、規範意識、公正な判断力ならびに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」ということが第21条第1項にありまして第10号まで学校とはなんであるかというのが書いてございますけどもそこをまたご確認いただきたいと思います。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

私は文章で言ってほしいのではなくて教育委員会は学校をどう捉えてこの適正配置・適正規模と結論を付けたのかというところを聞きたいんです。文章ではなくて今、私たちが生活している中で学校ってどういう役割を持ってどういうことをしているということを教育委員会はどのよう捉えているのか。その捉えていることでこういう適正規模・適正配置、この後期計画が示されたというふうに思うんですよね。そのもとを聞きたいんです。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

学校とは何かという非常に抽象的なご質問をいただきましたけれども、学校は地域の核であることは十分子どもも承知しております。午前中の質問でもございましたが文部科学省の昭和時代の通達にも統廃合については地域に十分配慮するよというふうな内容のものがあつたということを私たちも承知しております。しかし地域ではございますけれどもその地域の中にあつて地域の子どもにいかん義務教育を適切に行えるかというのが私たちの目的とする学校の本来の姿ではないでしょうか。そのために教職員の皆さんは一生懸命頑張っておりますし私たちはそれをバックアップする。とにかく子どもが中心にあつてその教育効果を高めるためにどのようにしたらよいかというふうな場が学校だと思っております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

その適正配置・適正規模で地域から学校をなくしてしまう、特に下部地区からは学校がなくなってしまう、これは地域にとつたらすごく大きな問題で私は子どもにとつてもいいことはないというふうに思うんですね。そういう意味で学校がこれまで果たしてきた役割、学校や子どもたちというのは地域の人たちに守られて支えられて今までやってきたんだと思うんですね。地域とは切つても切り離せないような。だから学校がなくなつてしまつた豊岡とか静川とかそういうところで本当に今、地域の皆さんがなくなつてしまつたということで大きな喪失感というんですかね、そういうものでいろいろ考えていらつしゃると思うんですよ。子どもにとつて何がいいのかというところが適正規模・適正配置と思つていることと合致しないと本当に子どもにとつていいものにはなつていかないと私は思うんですけれども子どもたちや地域の人たちに負担を掛けたりして学校をなくしてしまつて、特に下部には何もなくなつてしまつてということが、そして40人とか50人いる学校を次々と廃校にしてしまつてそういうふうに統廃合を繰り返すということが本当に適正規模・適正配置そしてそれが本当に子どもにとつていい計画なんでしょうか。そのところを最後に確認をひとつお願いしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

また繰り返しになりますけども教育委員会では今の子どもたちに今の私たち大人ができることはなんなのか。また何からすべきかということ考えた場合、本町は新町になって8年目になりました。当時からの懸案でありましたこの学校の統合計画はこれは避けて通れない問題だと思っております。今後の生徒数などの推移も議員さんもすでにご承知のとおり増える見込みはないわけです。この中でどのような環境が教育に適しているのか。今後の子どもたちを育てるには何が重要なのかということ考えた場合この統合計画というのは避けて通れないものだと理解しております。

そして先ほどから課長が申しましたけれども集団生活を通して互いに学習意欲を高め合って規律や規範意識を学び多様な人間関係を築いて共にたくましい、社会に柔軟に対応できる人材を育てていくという目的に向かってこの計画は進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

では小規模校ではそういう社会に立ち向かっていけないんですかね。そういう子どもたちはできないんですかね。大きくしないとそういう社会に立ち向かっていける子どもたちはできないんでしょうか。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

そうは言っていません。先ほど申しましたように統合にあたっての留意点というのもし示されております。小規模校にはそれなりのことも大切だということ先ほど申しましたけれどもそれはそれで大切なことだと思います。しかし今の身延町の教育を考えた場合はそれも大事だけれども今できる最善の策は統合だということに私も思うわけです。たしかに学校がなくなるということは寂しいことかもしれません。しかし今それよりも大事なものは何かということをごひ考えていただきたいと思っております。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

私にはいくら考えても分からないんですよね。今ある少人数学級で一生懸命輝いている子どもたちがなんかこのままいくとそれよりもなんか統廃合してくっ付けたほうがいい、よくなると考えているからそういうふうに計画を立てるんでしょうけども私自身納得できないと町民にも説明できないというところがあってしつこく言ったんですけれども、この問題は納得できないのでまた引き続き質問をさせていただきたいと思っております。

あと1つ、町長に下部で町民にこういうふうに計画をしているんだということを言ったら町民が町長はそんなことは考えていないでしょうという話でさっき芦澤議員が言ったように不公平という問題もありますよね。そんなことはきって思っていないとそれは聞いてきてくれというふうに言われましたので先ほどから町長は自分の管轄外だとおっしゃったけども身延町立小中学校ですから最高責任は町長ですから町長のお考えをちょっとお聞かせいただきたいと思

ます。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

先ほど来お話をしておりますとおり私は町の最高責任者ですけれども組織というものはそれぞれ独立した組織があってそのことによって素晴らしい町が誕生していくということでございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

でも身延町立小中学校ですよね。責任者は私、町長だと思うんですね。条例を出すに当たって町長名で出すではないですか。最高責任はやはり私は町長だと思うんです。そういう意味で町民からも町長の意見を聞きたいという声がありますのでぜひお答えください。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

それはよく考えて発言をしていただきたいと思います。私が今の学校の教育委員会が考えていることにコメントをし手をつたむことは私のやってはいけないことですのでそこをぜひご理解いただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

町の最高責任者として私は町民から聞かれてではどう答えればいいんですかね。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

条例が出てきたときには検討をしてそれは私どもの責任ですから私の責務であります。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

だって条例を出す前のことではないですか。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

先ほど来から町長と教育委員会の分担のお話が続いておりますけれども、学校の設置に関する学校をつくらう、あるいは学校はいらないよということを決めるのはあくまでも教育委員会の専権事項でございます。これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定められていることございまして町長は自治法の観点から私たちが提案したことを、設置者でありますから、設置者といっても物理的な設置者であって財産を処分するとかそういうことも含めまして権限があるということございまして、自治法の観点からそれを議案にして議会のほうに提出する。

町長にはそのところで関わっていただくということでもあります。そこまではあくまでも教育委員会です。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

ではこの統廃合に関する全責任は教育委員会にあるということですね。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

全責任というふうにおっしゃいますけれども基本的にいろいろ考えた上、後期統合計画を策定しこれを保護者の方々に、保護者の方々には基本的には同意をいただくわけなんです、そのあたりのことは教育委員会ですべてやっていきたいと思えます。

ただ最終的にこれになるか、ならないかは議会の議決でございます。皆さんが否決なさればその時点でこの計画はまったくなかったということになります。

以上です。

○議長（福與三郎君）

制限時間1分ですから締めてください。

○11番議員（渡辺文子君）

そうではなくてこういう計画をつくって進めようというその責任は教育委員会に全部あるんですねという確認です。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

はい、そのとおりです。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

以上をもって私の質問を終わります。

○議長（福與三郎君）

以上で渡辺文子君の一般質問は終結いたしました。

次は通告の5番、深沢脩二君です。

深沢脩二君、登壇してください。

深沢脩二君。

○8番議員（深沢脩二君）

通告によりいくつか質問いたしますのでよろしくお願いたします。

個人情報保護法についてですがこの条例が制定されたのは平成12年だと思います。旧下郡町時代はたしかそんなことがあったなというような記憶がございますので、たぶんそうだと思います。ある会議の席上、いろいろと役員とかそういった名簿をいただきました。そのときいったん見たんですけどもその帰りのとき、席が終わったとき個人情報保護法のためにこの

名簿は返してくださいということで返したことが記憶にございます。ただ、そのとき私も新しくその会の役員になったものでずいぶん連絡をとったりして回収された名簿がほしいと思ったことがあるんですけどもこれは当時、個人情報の保護法のためということで回収されたことが記憶にございます。

またほかに最近ですけれども近所の人が病院へ、遠縁の人らしいですがお見舞いに行ったら名前を覚えてくれないと。しょうがないから大きい病院をくるくるまわってやっとお見舞いをしてきたよというようなことをいって、これも個人情報保護法のためだよと思っております。もともとたぶんわれわれは年代が皆さんご存じかもしれませんので昭和60年代、新聞紙上によく国会等でプライバシー保護ということが論じられたことがあります。これは国会でもそんなことがあったことを記憶しておりますし、あるいはそのプライバシー裁判というのがあります。日本国民がその問題に非常に関心を寄せていた時代があったと思います。

最近コンピューターの発達ですよ。その日本にはじめて2番目にきたとき私もちょっとコンピューターに携わったことがございまして当時は真空管ですよ。そんなようなことで電子そろばんとそんなことを言った覚えがあるんですけどもまさかこんなにコンピューターが発達するとは思わなかった。

現在つまり高度情報化社会等の進展によって個人データ、個人情報の保護が必要となつてこの条例が制定されたんだろうと思っております。ある会議で私ちょっとある議員さんにちょっとこんなことを聞きました。2006年に政府は災害に対する避難の支援がガイドラインを作成して各自治体に対して要支援者の名簿を作成して要援護者に一人ひとりについて安否確認などをする避難支援者を定める個別計画を作成して民生委員とかそのような公的な人に提供を求めたような通達があったと思います。わが町は躊躇したのはこの個人情報保護法でほかの町村では躊躇しているようでありましてわが町の場合のガイドラインがどういうことになっているかそれをお聞きしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

避難支援者の個人情報をどう取り計られたかというご質問にお答えいたします。

平成18年3月、内閣府から示された災害時要援護者の避難支援ガイドライン、この中で避難体制の整備を進めていく上では平常時から要援護者情報の収集と個人情報の共有化が不可欠であるとされています。情報の共有の方式としまして3つ示されております。

1つ目としまして関係機関共有方式、これは個人情報保護条例において保有個人情報の目的外利用、第三者提供が可能とされている規定を活用して要援護者本人から同意を得ずに福祉関係部局が保有する要援護者情報等を防災関係部局、自主防災組織、民生委員などの関係機関で共有する方式のことであります。

2点目としまして手上げ方式、要援護者登録制度について広報などで周知したのち、みずから要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式のことであります。

もう1つが同意方式、個人情報の場合はこれが原則となりますが防災関係、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等が要援護者本人へ直接的に働きかけ必要な情報を収集する方式であります。

3つ挙げました同意方式または関係機関共有方式との組み合わせ方を積極的に活用するこ

とが望ましいとされていると、これがガイドラインで示された内容であります。

一般的に災害時要援護者とは高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等が挙げられます。身延町においては介護度3以上の判定を受けている方、寝たきりおよび認知症の高齢者、障害者、特定疾患、治療研究事業の医療費助成認定を受けている方これは人工透析治療者、在宅人工呼吸療法者、在宅酸素療法者などのことなんですがこの方々などを災害時要援護者の対象者として毎年民生委員さんに災害時要援護者登録者台帳の整備を依頼しております。

先に述べました同意方式に当たるもので直接援護者宅を民生委員さんが訪問し本人から災害時要援護者登録カードへ記入・押印していただき個人情報が支援関係者に共有されることの承諾を得ています。

ご質問の要援護者等の名簿を作成し民生委員などにその個人情報を提供しているかとのことにつきましては、要援護者本人から同意をいただき作成したものについては当然、情報を共有し災害時ばかりではなく平常時においても見守りや支援活動などに活用していただいているところであります。

また同意が得られていない対象者につきましては今後も民生委員さんと共同して要援護者台帳への登録を勧めていき同意を得た上での個人情報の共有に努めてまいります。その上で関係機関共有方式、個人情報保護条例において保有個人情報の目的外利用、第三者提供が可能とされている規定を活用して民生委員の皆さまには要援護者情報を提供したいと考えております。

○議長（福與三郎君）

深沢脩二君。

○8番議員（深沢脩二君）

ありがとうございました。

このへんの民生委員さんは結構生まれたときからこの地区にいらっしゃるので、そのようなことはいろいろ存じ上げているようでしたので安心はしているんですけどね。それからこれはおそらく阪神・淡路大震災の教訓であろうと思います。一番大変なのは密集地で火事があったせいであろうと思います。亡くなったお年寄りとかそういうのが多いということはちょっと聞いておりますので援護者がいれば助かったケースもあつたのではなからうかというようなことは聞いたことがございます。

それから実はこの身延町の個人情報の保護法というのがここにいただいたものがあるんですけどもこの保護法に関するあれはいろいろ皆さんの公務員の守秘義務とかそういったものも関わっていると思いますので大変なことなんだろうと思いますけども、いわゆるこの総則によりますと今その個人情報において保護するという形で保護のほうへずっといつてしまったんですよ。保護のほうへいつてしまっているから、いろいろと評判がよくないということがあつたわけですけども法律とはそういうものだろうと思うんですけども、ただこの総則の中に町政の適正かつ円滑な運営を図りつつと。個人の権利、利益を保護することを目的とする。こういう条文がありますので町政の適正かつ円滑な運営というのはどういうものなのか。ちょっと難しい面があるんだと思いますけどもそれをもし答えていただいたらありがたいと思います。

○議長（福與三郎君）

総務課遠藤副主幹。

○総務課副主幹（遠藤基君）

ご質問は個人情報保護法に伴う円滑な運営とかそういったことをお聞きしているのではない

かと思しますのでお答えしたいと思います。

個人情報保護法につきましては平成15年に成立し平成17年4月1日より完全施行がされております。この法律中の第5条の規定において地方公共団体の責務という条文が設けられております。読み上げますと第5条、地方公共団体はこの法律の趣旨に則りその地方公共団体の区域の特性に応じて個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な施策を策定しおよびこれを実施する責務を有するという規定内容です。これを受け本町では身延町個人情報保護条例を新町施行時から整備し運用しているところでございます。

個人情報の保護において特に問題なのが外部に提供する場合であると認識しております。その点については特に本人からの同意が得られない場合については提供をしないといった条例の規定に沿った運営をしているところであります。

個人に関する情報は個人の権利利益にほかなりません。昨今の情報化社会においては特にこの管理が重要な課題となっております。こうしたことから個人情報については一度漏洩してしまうと取り返しのつかないことになりかねません。この件に関しまして条例中にも罰則規定を設け本町においても厳格な運用をしているところでございます。

適正な運営とはのご質問ですがこの件につきましては身延町個人情報保護条例の規定に基づき厳格な管理のもと今後も引き続き適切な運営を実施していきたいと考えております。

○議長（福與三郎君）

深沢脩二君。

○8番議員（深沢脩二君）

個人情報についてのご説明がありました。

この条文の中に私もちょっとうっかりして全然分からなかったようなことですが個人情報保護審議会というのがあるということになっておるんですけどもこの個人情報の開示を求めてそれを断られた場合の不服のための審査の手続きのようでありますけどもこれはやっぱり町長が任命した人が委員になっているということですか。

○議長（福與三郎君）

総務課遠藤副主幹。

○総務課副主幹（遠藤基君）

ご質問の個人情報保護審査会というものがあります。これは本町の個人情報保護条例の44条に規定しております。委員につきましては構成は5人ということですがこれは事例が出た場合にその都度委嘱しましてその諮問に対して答えたいというような状況になっております。

○議長（福與三郎君）

深沢脩二君。

○8番議員（深沢脩二君）

ではまだいわゆる開示の請求とかそういったことはまだありませんか。

○議長（福與三郎君）

総務課遠藤副主幹。

○総務課副主幹（遠藤基君）

過去に山の都の関係の開発行為に対して情報公開や個人情報の仮請求がされておりました不  
服申し立ても数件出てきました。その際にはこの審査会を通してその開示の結論を出したとい  
うことがあります。

○議長（福與三郎君）

深沢脩二君。

○8番議員（深沢脩二君）

では次の身延町地域、皆さんに防災計画というのをいただきましたけども私、学生時代に物理を教わった遠藤先生がいらっしゃるんですけどもたまたま学校へ寄ったときに一緒に帰ろうよといってあそこの吊り橋まで歩いて、お話をしながら行きました。そのときに手をかざして、富士川の西岸に対してどこかあのへんに、あれからずっと身延の活断層があるようだよということを聞いたことがございます。それからまた別のほうの人から、ある学者が書いた図面の中に身延活断層と書いてあるけどもこれはどうなんですかということをお聞きまして、あるのかもしれないかと思ったんです。果たして調べてみましたがなかなか見つかりません。ただ活断層があるよということをおっしゃったのは地元のある大学の元教授でここに住んでいる先生でありますけども。

そのほかに有名なのは静岡県のこの富士川の西岸にあたるんですけども、ただ東のほうに入山瀬という駅がございます。あそこの駅からずっと南のほうへ活断層があるということにはなっているんですね。それを中には富士川河口活断層なんていう人もいますけども一応あるにはあるんです。

なぜ私が活断層を気にするかと言いますと活断層は過去10万年にわたって繰り返した断層であって将来もその地で地震を起こす可能性を秘めております。ある有名な学者ですけども日本国内の内陸部での地震で6.5以上の地震で1885年から1979年に起きた24例のうち半数近くが活断層で起きているということを発表しました。

そんな関係で地方自治体でもその活断層の調査なんかをやっているようでありますけども、ただこの活断層は地震を繰り返すのが1千年あるいはそれ以上に長いとされていますからいつくるかは分からない感じであります。でもこの身延の場合は一番有名なのは曾根丘陵の活断層です。それから南にあるのは先ほど申しました入山瀬の活断層。もし地元の先生の言うとおり身延にあるならここにあるよということをお防災計画に記入しておいてそれから町民の皆さんにあることを知らせておくべきではないかと思えます。

やはりあるということで、では気をつけようという形になれば防災に対しての一つの気構えというかそういうものが生まれてきておそらくそんなに大きい被害を受けたくない形にはなるんだろうと思えますのでぜひそれを記入しておいてもらいたいですけどもこれは書いてありませんのでどういう形なのかそれをちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（福與三郎君）

総務課遠藤副主幹。

○総務課副主幹（遠藤基君）

本町の地域防災計画の中の第3節、想定地震の文中に山梨県内および県境に存在する活断層による地震には身延活断層、静岡県富士川西岸の入山瀬活断層が記載されていないというようなご質問でございます。

身延活断層につきましては曙逆断層とともに赤石山地の東縁に位置し糸魚川・静岡構造線活断層帯との連続性からこの一部とされており。入山瀬活断層については富士河口湖断層帯に含まれており本町への影響は少ないものと考えられ本町の地域防災計画には記載をしておりません。

今から115年前1898年、明治30年ですけれども身延町付近を震源とするマグニチュード5.9の地震が発生したとの記録がありますが身延活断層のような小さな断層は歴史上に残る活動歴がはっきりせず、内陸型地震のプレート境界型地震による津波のような特徴的な痕跡が残らないことから活動の周期的実態は不明とのことであります。

また平成24年12月に見直された山梨県地域防災計画では峡南地域における地震には曽根丘陵地震と糸魚川・静岡構造線地震についての記載がありますが、計画に記載する断層の位置付けはその断層に起因する地震が発生した場合その及ぼす被害が大きいと予想されるものを代表的に例示しており、記載する断層が必ずしも地震発生の可能性が高いことを示すものではないとされております。

今後、本町の防災計画にかかる地震編を見直す際には想定震度6弱以上の東海地震を主に構成する予定ですが見直す際には身延活断層、入山瀬活断層等も考慮した上で計画の策定に努めてまいります。

以上です。

○議長（福與三郎君）

深沢脩二君。

○8番議員（深沢脩二君）

ありがとうございました。

学者によりけりいろいろと説があるわけでありまして、やはり地元の先生が言っているのが中央の先生よりも詳しいんだらうと思っております。

それともう一つ、地域防災計画の中の自主防災組織。何かあった場合はやはりこの自主防災組織が先頭に立って活躍しなければならない。そういう組織であろうと思うし、また私どもとしてもいろいろ自主防災組織にすぎなければならない面もあるわけでありまして、ところが区自体で自主防災組織をつくってあるわけでありまして、連帯というか隣接する自主防災組織との連帯のようなものはないですね。なぜかと言いますと個人的に申し訳ないですが集落が私、三沢でございまして三沢の半分は峡南高校が避難場所になっております。ですからもし何かあったときこの前もちょっと聞いたことがあるんですが鍵は誰が持っているんですかといったら、さあという話でした。やはり何かあったとき峡南高校の正門玄関の鍵がないと中へ入れませんものでそういったことも必要であろうと思うし、その自主防災組織は先ほど申しましたように弱者に対する者に対する連帯の考え方があるわけだと思っておりますけれどもその中に民生委員さんとか、あるいは子どもの関係とか、あるいはそういった詳しい人を入れておかないと何かの場合は役に立たないんだらうと思っております。その自主防災組織についてもその連帯とかそういったものは何か町では考えておられるんですか。

○議長（福與三郎君）

総務課遠藤副主幹。

○総務課副主幹（遠藤基君）

町と自主防災組織との連携はというようなご質問でございます。

災害対策基本法第8条第2項第13号において国および地方公共団体は災害の発生を予防し、または災害の拡大を防止するため自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境整備、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援、その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項の実施に努めなければならないと規定しております。

本町では区単位を中心に組織される自主防災組織に対し例年7月下旬ごろ開催している防災訓練の説明会の折に前例に捉われない訓練となるよう防災訓練への取り組み方法また各自主防災組織の地域の状況を踏まえた防災マップの作成・更新についての必要性を指導しております。

また災害時には被災情報の収集、提供や避難所運営支援などを適切に行うことができる地域の防災リーダーを養成する峡南地域県民センター主催の峡南地域防災リーダー養成講座には町内の自主防災組織関係者を対象に参加をしていただき平成23年度は7名、今年度は9名の受講をいただき防災リーダーの育成に努めております。

災害による被害を最小限にするためには自助、共助、公助の連携が重要なことから平常時における防災訓練や防災啓発を継続的に実施するよう自主防災等のさらなる連携を図り地域防災力の活性化と強化に努めていきたいと考えております。

○議長（福與三郎君）

深沢脩二君。

○8番議員（深沢脩二君）

その防災組織のことなんですけども連帯といいますか隣接する集落とのそれぞれの話し合いもないし、そういったものが必要だろうと思いますし、また避難場所として学校が多いわけなんですけども常に使用可能かどうかということで自主防災組織の役員さんがどうであるかということとを点検とかそういったことが必要であろうとは思いますが、その点もし防災の日にいるいろいろあるわけなんですけども、そうではなくて各防災組織の例えば私ども区の中の4つばかりの集落がたぶん峡南高校になったと思います。合同で1つのイベントではないですけどもその防災の点検ばかりではなくてそういった訓練が必要だと思うんですけどもその点はどうですか。

○議長（福與三郎君）

総務課遠藤副主幹。

○総務課副主幹（遠藤基君）

先ほど申しましたとおり自主防災組織につきましてはことあるごとに例えば区が単位になっておりますので区長さん、組長さんを中心にそれぞれ自発的にそういった訓練も行っていましたし、そして町が主催するそういった防災の研修それからいろいろな会議等でもって1自主防災組織に偏らず連携を持ったということもお願いしているところでございます。お話がありましたように地域を挙げてそういった防災訓練等が行われる場合は町も協力しながら一朝有事の災害に備えていくご協力を申し上げたいと思います。

○議長（福與三郎君）

深沢脩二君。

○8番議員（深沢脩二君）

最後に国の一般公共事業についてですけども高度成長時代に構築されたトンネル、道路あるいは橋梁、上下水道等の社会基盤の老朽化が進む中でインフラの修理、補強は待ったなしであろうと思うんです。9名がお亡くなりになった中央自動車道の笹子トンネルの天井板崩落事故、これはコンクリートにボルトを固定する接着剤の劣化ということであるんですけども、やはりそれを支えたコンクリートにも劣化があったんだと思うんです。いずれにしろ今後、予想される首都直下地震とかあるいは東海・東南海・南海の3連動の地震などがあると予想されております。国民の生命と財産を守るときに政府では緊急援助対策というのを、インフラの老朽化の対策を事前防火対策事業ということで大幅な補正予算が出てくるようなことになっている

ようでありますけども、ただ現時点でわが町における社会インフラの修理・補修対策はどうなっているのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

藤田建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

お答えをさせていただきます。

まず町道の部分になりますけども本町が管理をする町道、路線数にしまして722路線、道路の実延長377キロ、橋梁これは2メートル以上でございますけども現在432橋、トンネルが8カ所あります。橋梁については10メートル以上の橋梁、135橋を平成21年と23年、2カ年にかけて点検を実施してきました。橋梁点検の結果、主桁や支沓の腐食それから高欄、舗装、伸縮装置等速やかに補修を行う必要の橋が現在31橋確認をされております。来年度から当面5年間の予定でおおむね8千万円くらいの予算規模で国の社会資本整備総合交付金を活用しながら損傷の度合いや緊急度、重要性を考慮しながら計画的に修繕や補強工事を実施していきたいと考えております。

先ほどの質問の中にもありましたけれども昨年12月2日の発生によりまして多くの命が奪われた笹子トンネルの天井板崩落事故は道路等社会インフラの老朽化問題を知らしめました。命と暮らしを守るインフラの再構築、老朽化対策事前防災、減災対策の実現に向けまして国の社会資本整備交付金や今回の補正によりまして地域の元気臨時交付金を活用しながら道路のストック総点検ということで昨日5千万円の議決をいただいたところであります。トンネル点検や舗装、法面の点検それから道路の付属物、これらの点検を速やかに行いまして財政負担を考えながら今後計画的に補修など必要な対策を講じていきたいと考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

深沢脩二君。

○8番議員（深沢脩二君）

今から大変忙しくなるかもしれないと思いますのでよろしくお願いします。

それから2番目の同じ、こういった補正予算の中に盛り込まれてくるんだろうと思いますけどもこの前、教育委員会では耐震構造に対しては学校は万全であると。身延町の場合は心配する必要がないとこういうことをおっしゃってございましたけれども、学校の躯体本体は耐震構造になったようでその学校の内部の耐震化というのが万全なのか、それを聞きたいです。

例えばよく地震のあと天井が崩落したり、あるいは体育館の天井が落ちたりそういったこともある程度の点検が必要なんだろうと思いますけどもそれはやっているのかどうか、それを聞きたいです。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

小中学校の児童生徒につきましては昨年4月1日現在で761人おりました。これでもし地震がきて倒壊でもすると大変なことになるということは教育委員会でも重々承知しております。今おっしゃられたように昨年、平成24年第3回定例会のご質問とそのときに答えた私の答弁とちょっと重複するかと思いますがお許しいただきたいと思っております。

管内小中学校の校舎および体育館ですが新耐震基準によって建設された建物以外のものであっても耐震診断の結果、基準となる数値を上回っている場合があります。そうでない場合でも改修を施してありますのですべてI S値、耐震指標の0.6以上の耐震性能を有しております。構造的なものではなくて内部の非構造物等についてはどうかということですがこれも昨年お答えしたとおり落下して危険なものであるかどうかということは常日ごろ教職員が点検をして備えているところでございます。

それから減災対策といたしましては平成21年度に国の経済対策事業を利用し管内小中学校の校舎でございますが普通教室、避難経路、保健室、特別教室、職員室に約6千万円弱を投じガラス飛散防止対策工事を施しましたことはご存じのとおりです。

以上です。

○議長（福與三郎君）

深沢脩二君。

○8番議員（深沢脩二君）

どうもありがとうございました。

それで小中学校のものは万全だということをお聞きして安心するわけでありますけども、そのほかに通学路の安全対策、この前こんなところで事故が起きたかというような感じで児童が通学路の事故に巻き込まれる事故が何件がございました。あれは特別な場所ではあるんでしょうけども、今から通学路に対しての安全確保に向けた取り組みというのはどういうことをしてありますか。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

お答えいたします。

これも昨年、平成24年第3回定例会で同様なご質問をいただきましたのでお答えが重複してしまいますことをお許しいただきたいと思っております。

文部科学省では登下校時の児童等の列に自動車が入り込み死傷者が出るなどの痛ましい事故が相次ぐことに鑑み昨年5月に国土交通省、警察庁と連携し通学路における緊急合同点検等実施要領を作成しました。教育委員会は速やかに町内45カ所の危険個所の報告を各学校から受け、このうち特に危険または緊急に対策を要する12カ所について道路管理者、警察と合同点検を実施いたしました。その結果11月末までに道路管理者により国道が1カ所、町道4カ所、警察により1カ所の計6カ所で安全対策を行い残る6カ所も今後実施する予定であります。予算を必要とすることですから点検箇所すべてを直ちに直すということにはまいりませんが役場建設課と連携を密にし国・県などの道路管理者に対し今後も連携を強化いたします。

以上のように学校や地域、保護者の日常的な活動を行政の関係機関が連携、協働し支えることでなお一層、登下校時の安全が確保できるのではないかと考えています。

以上です。

○議長（福與三郎君）

深沢脩二君。

○8番議員（深沢脩二君）

それから子どもが住んでいるところで、どこが通学路かということが分かるんですけども

ちょっと離れた場所に住んでいる方なんかこんなところが通学道路だったんですかということと言われることがたまたまあるんです。ですからその通学路がここここがこうだという周知、ほかの久那土以外の通学路は知りませんが周知する必要があるんであろうと思うんですけれども。いわゆる町民に対してここここが通学路ですから気をつけてくださいと。運転する方には。そういう周知の仕方があると思うんですけれどもそれはやっていただきたいと思うんですけれどもどうですか。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

子どもの通学の際に地域の見守りがあるということは非常に保護者にとっても私たちにとっても心強いことでございます。ただ防犯的な観点もございますから通学路はすべてこうですよということを直ちに皆さんにお示しすることは考えておりませんが地域の皆さんにつきましては子どもが普段通っているところが通学路であるという認識はしていらっしゃると思いますのでどうか今までと同様に見守りをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（福與三郎君）

深沢脩二君。

○8番議員（深沢脩二君）

実は私の地元で安協の関係をやっていますと交通安全の取り組みが、交通指導をしるということで立っております。非常にスピードを出しているケースが多いですね。朝なんかはおそらく通学帯になるんですけれども結構スピードを出していきます。もう1つは旧六郷町、市川三郷町のあそこの県道へ行きますと「通学路注意」という看板がこちらこちらに立っています。これはここが通学路だからスピードもあんまり上げてはいけないなという認識はあります。それともう1つ「スピードを落とせ」というような形の標識がありますものでそういう標識は立てていただいたほうがよろしかろうと思うんですけれどもその点の予算とかそういうものは教育委員会を出していただけることですか。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

道路の管理ということで教育委員会が直接的に予算を持つということはまずありません。道路管理者である国、県、町が持つべきものでございますけれども先ほど申し上げたとおり昨年の文部科学省の音頭とりによって本町でも45カ所の危険箇所をチェックいたしました。そしてそのうち6カ所はすでに対策を済ませています。警察が行ってくれたところ、白線の引き直しとかということもございましたけれども今後この45カ所については順次、教育委員会がということではございませんが道路管理者と協働いたしまして手直しをしていくという計画でございます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

深沢脩二君。

○8番議員（深沢脩二君）

よろしく要請のほどをお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福與三郎君）

以上で深沢脩二君の一般質問は終結いたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

これをもちまして本日は散会といたします。

○議会事務局長（秋山和子君）

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時45分

平成 2 5 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 1 3 日

平成25年第1回身延町議会定例会（4日目）

平成25年3月13日  
午後 1時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 付託議案に対する委員長報告
- 日程第2 委員長報告に対する質疑
- 日程第3 委員長報告に対する討論
- 日程第4 委員会付託議案に対する採決
- 日程第5 委員会の閉会中の継続調査
- 追加日程第1 追加提出議案の報告並びに上程
- 追加日程第2 追加提出議案に対する説明
- 追加日程第3 追加提出議案に対する採決
- 追加日程第4 峡南広域行政組合議会議員の選挙について
- 追加日程第5 身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合議会議員の選挙について

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	佐野 富雄	2番	柿島 良行
3番	野島 俊博	4番	望月 明
5番	河井 淳	6番	芦澤 健拓
7番	松浦 隆	8番	深沢 脩二
9番	草間 天	10番	川口 福三
11番	渡辺 文子	12番	穂坂 英勝
13番	伊藤 文雄	14番	望月 広喜
15番	望月 秀哉	16番	福與 三郎

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(20人)

町	長	望月仁司	総務課副主幹	遠藤基
会計管理者		近藤正国	財政課長	笠井一雄
町民課長		佐野文昭	税務課長	笠井祥一
身延支所長		千頭和勝彦	下部支所長	高野恒徳
教育委員長		渡邊勢津子	教育長	鈴木高吉
学校教育課長		渡辺明彦	生涯学習課長	佐野勇夫
福祉保健課長		笠井喜孝	子育て支援課長	中村京子
建設課長		藤田政士	産業課長	竹ノ内強
土地対策課長		柿島利巳	観光課長	熊谷文彦
環境下水道課長		樋川信	水道課長	遠藤庄一

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 秋山和子  
録音係 幡野弘

開会 午後 1時00分

○議会事務局長（秋山和子君）

ご苦労さまです。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（福與三郎君）

本日は大変にご苦労さまでございます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第4号により執り行います。

なお、議事に入る前に報告をさせていただきます。

政策室丸山室長が諸般の都合によりまして欠席となっておりますので報告をさせていただきます。

日程第1 付託議案に対する委員長報告を求めます。

はじめに、総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長、松浦隆君。

○総務産業建設常任委員長（松浦隆君）

それでは総務産業建設常任委員会審査結果の報告をいたします。

（以下、総務常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（福與三郎君）

次に教育厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員長、河井淳君。

○教育厚生常任委員長（河井淳君）

それでは教育厚生常任委員会の審査結果を報告いたします。

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（福與三郎君）

以上で各委員長報告は終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑を行います。

最初に、総務産業建設常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑もないので質疑を終結いたします。

次に教育厚生常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑もないので質疑を終結いたします。

日程第3 委員長報告に対する討論を行います。

最初に、総務産業建設常任委員長報告に対する討論を行います。

討論はございませんか。

( な し )

討論もないので討論を終結いたします。

次に教育厚生常任委員長報告に対する討論を行います。

討論はございませんか。

渡辺文子君。

○11 番議員(渡辺文子君)

教育厚生常任委員会委員長報告について反対討論いたします。

議案第27号 平成25年度身延町一般会計予算。

3款民生費老人医療費について山梨県単独事業で住民税非課税世帯の68歳69歳の方を対象に医療費にかかる自己負担額を1割にする制度の廃止での昨年に比べての減額です。条例の反対討論でも述べましたが県がこの制度を廃止するから町でも廃止ではなく住民税非課税世帯の方たちの自己負担が1割から3割になることは大きな負担です。どうしたら住民の負担を軽くすることができるのかと考えることが行政の仕事です。

10款教育費の公民館、下山分館建設に伴う費用です。平成24年度の当初予算の反対討論でも述べましたがこの計画が下山地区の住民に示され10年近くなります。貴重な財政の中で建設する公民館です。この建設は地域の人たちが集まりやすい場所ではなくはならないと思います。今一番、公民館を使っている高齢者の皆さん、下山地区の人々の思いに沿って努力することが行政の努めです。高齢者の皆さんに諦めさせて町の方針を強要してはならないと思います。

議案第28号 平成25年度国民健康保険特別会計予算について。

自営業者や年金生活者そして失業者などが加入する国保はもともと適切な国庫負担なしでは成り立たない医療保険です。この国保会計で大きな比重を占める国庫支出金が少なくなっていることが国保運営を困難にしている一番大きな要因です。国庫支出金は1984年度までは国庫総会計の50%となっていたと言われていました。それ以降、大幅に削減されて本町をみても平成20年度から歳入における国庫支出金の割合は26.9%、21年25.3%、22年22.4%、23年20.6%、そして24年見込みで19.2%と年々減っています。この国庫負担増を求めるとともに、一般会計からの借り入れではなく繰り入れをする、住民の負担をなくし住民健診を受けやすくする努力や予防接種やワクチンの充実、病気予防にこれまで以上に積極的に取り組むことが必要です。

議案第29号 平成25年身延町後期高齢者医療特別会計予算について。

この制度は無年金の方やこれまで家族に扶養されていた方を含め75歳以上のすべての高齢者が保険料を支払わなければなりません。無年金の方や年金が少なく天引きできない方も普通徴収として支払わなければなりません。75歳になったとたん、それまで加入していた公的医療保険から無理矢理切り離され別建ての医療に囲い込み、負担増と差別医療を押し付ける高齢者いじめの仕組みです。保険料は改定のたびに引き上げられます。75歳以上の人口増加と医療費増が保険料に直接跳ね返る仕組みになっているためです。お年寄りいじめのこの制度は廃

止しかありません。

議案第30号 平成25年身延町介護保険特別会計予算について。

昨年介護保険料が値上げされ年金から天引きできない普通徴収の無年金、低年金の高齢者の生活は深刻です。少ない年金で暮らしてきた高齢者が介護が必要になると利用料が高く重く押し掛かり生活を壊される事態が広がっています。介護のために身を削るような思いで生活していたり介護保険を使うお金さえなく老老介護で耐えていたり保険料が払えずに介護を受けられない高齢者も増えています。必要な介護が利用できずに苦しんでいるのは低所得者だけではありません。家族介護から社会で支える介護へという最初の看板に反して介護保険は繰り返し改悪され負担増や介護取り上げが進められてきました。在宅での生活はますます難しくなり自宅でみる事ができなくて特別養護老人ホームの待機している間に家族のほう具合が悪くなってしまったということもあります。

施設の順番待ちも深刻です。介護保険は当初サービスを選択できる制度と宣伝されましたが現実には保険あって介護なしという状況です。特に採算が取れない本町のような過疎の山間地では民間企業も来ないので行政の果たさなければならない役割は重要です。元気な高齢者も多いので予防に力を入れ要支援・要介護にならないための施策が早急に必要です。国に負担割合の引き上げを求めるとともに一般会計からの繰り入れをし介護保険料の軽減をすべきです。

議案第32号 平成25年度身延町簡易水道事業特別会計予算について。

4月から水道超過料金の値上げ分599万2千円の増加の本年度予算です。条例の反対討論でも述べましたが、水道事業は人間が生活を営む上で極めて重要なものであり公共の福祉を増進するという考え方を最大限尊重しながら運営すべきであり、地方自治体として最も重要視しなければならない行政サービスです。水道課の担当や水道審議会委員の皆さんがご苦勞され低所得者に十分配慮されたことは評価をしていますが、年金暮らしの方たちだけでなく、多くの町民の生活は厳しくこれ以上の負担を増やす公共料金の値上げに基づく本予算に賛成することはできません。

○議長（福與三郎君）

賛成討論者ございませんか。

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

賛成討論を行います。

値上げは誰しもうれしいことではないんですけども今おっしゃった国保にしても後期高齢者にしても介護保険にしても簡易水道にしてもすべて値上げをしなければやっていけないというそういう状況の中で運営がされているわけです。特に国保の場合ですと破綻寸前というふうな中で国民皆保険という制度をなんとか維持していこうということで皆さんに負担を求めています。特に国民健康保険の場合には先日いろいろな討議をいたしましたけども町民の30%が加入しているという保険。これを町からの繰り入れでなんとかしようというのはちょっと私とすれば納得がいけない。それこそ100%の町民が入っている保険であればそういうこともなし得るでしょうけども30%しか被保険者がいないという保険の中で町からの借り入れ、繰り入れというふうに言っているようなんですけどもこれは繰り入れではなくてあくまでも借り入れです。というものでやっていかなければならないというのはとても納得のいく話ではありません。

それから後期高齢者にしても介護保険にしても簡易水道にしても皆さん本当に苦しい中でな

んとかやっっていこうということで町民も頑張っているわけですから、たしかになんとか切り捨てというか値上げをしないでやっっていければそれにこしたことはないんですけども、皆さんがそれでなんとかしようということで維持しているわけですからこれに対して反対をされても私としては納得できませんので賛成いたします。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に討論はございませんか。

穂坂英勝君。

○12番議員（穂坂英勝君）

議案第32号の簡易水道の特別会計について反対討論がありましたので賛成討論をさせていただきます。

まず反対の論議の中でお聞きしますと料金改定が非常に今、住民の皆さんの生活が苦しい中での値上げはという論議で討論なされました。苦しいのは承知の上で論議を重ねてきた理由というのは今この予算の25年度の予算の中でも水道特会の予算総額は7億9千万円です。中身は繰入金3億8千万円、4億円近い繰入金で使用料の部分約1億9千万円、約2億円というふうに理解するとこの特会の中の会計が仮に企業会計に向けていくとすればとも20円とか30円の値上げ、20円値上げして約600万円弱ですね年間。それで改善されるとかされないとかの話ではないんですけども段階的に少しずつ負担を増やしていかないといずれかの日に一度に大きい金額の値上げをしていかなければならない状況の中で、できるだけ少量を使う方には影響しないような形でこの20円の値上げ。それからさらにこれ以上の値上げを少し先送りをしてというような中で決めていった20円の値上げ。これをもしやらないでいると逆に住民の皆さんに非常に迷惑かけるときがきてしまうのではなかろうかと。この値上げで簡水特会が改善されるわけでもなんでもありません。ただし受益者にそれなりの負担をお願いして身延の水道事業をきちっとやっっていけないといずれ住民の皆さんに迷惑をかけなければならないときが近い将来きてしまう。そして国やなんかの考え方が今のところはやはり簡水は行政区内一本にしろというような形が今のところは進んできております。先々どうなるか分かりませんが。そうやってきたときは簡単に言うと身延の簡水は上水道と同じ形のものになってしまうというときに企業会計は完全に繰入金は不可能な状態が生じてしまう。そうなるかならないかは分かりませんが今までの情報の中ではそういうものを含んでおりました。そういう中での値上げですからこの料金改定の予算に対しては賛成であります。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に討論はございますか。

河井淳君。

○5番議員（河井淳君）

それでは議案第27号 県単老人医療費及び下山分館の建設について賛成討論をいたします。まず県単老人医療費につきましては先の議会の中で論議が尽くされすでに議決をされたものの執行でございます。

それから下山分館の建設につきましては教育委員会のほうでも再三、地元との意見交換または説明会等を経て場所が決定されたものの建設に関わる部分でございますので、賛成いたします。

す。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に討論はございますか。

（ な し ）

他に討論もないので討論を終結いたします。

日程第4 委員会付託議案に対する採決を行います。

議案第3号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって議案第3号 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第4号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって議案第4号 身延町田舎暮らし体験施設条例の制定については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第5号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって議案第5号 身延町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第6号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって議案第6号 身延町道路の構造の技術的基準を定める条例の制定については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第7号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって議案第7号 身延町道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第8号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めま

す。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって議案第8号 身延町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第9号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって議案第9号 身延町社会体育施設条例の制定については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第10号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって議案第10号 身延町税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第11号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって議案第11号 身延町心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第12号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって議案第12号 身延町簡易水道事業給水条例及び身延町営農飲雑用水施設給水条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第27号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

挙手多数であります。

よって議案第27号 平成25年度身延町一般会計予算については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第28号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

挙手多数であります。

よって議案第28号 平成25年度身延町国民健康保険特別会計予算については原案のと

おり可決決定いたしました。

議案第29号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙手多数 )

挙手多数であります。

よって議案第29号 平成25年度身延町後期高齢者医療特別会計予算については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第30号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙手多数 )

挙手多数であります。

よって議案第30号 平成25年度身延町介護保険特別会計予算については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第31号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。

よって議案第31号 平成25年度身延町介護サービス事業特別会計予算については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第32号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙手多数 )

挙手多数であります。

よって議案第32号 平成25年度身延町簡易水道事業特別会計予算については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第33号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。

よって議案第33号 平成25年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第34号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。

よって議案第34号 平成25年度身延町下水道事業特別会計予算については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第35号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。

よって議案第35号 平成25年度身延町青少年自然の里特別会計予算については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第36号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって議案第36号 平成25年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第37号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって議案第37号 平成25年度身延町土地開発事業特別会計予算については原案のとおり可決決定いたしました。

日程第5 委員会の閉会中の継続調査について議題といたします。

総務産業建設常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長、議会活性化等調査検討特別委員会委員長より所管事務調査について議会議事規則第74条の規定によりお手元に配布しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

以上5委員会から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに異議ございませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

よって各委員会委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りをいたします。

町長より追加議案が提出されました。

これを日程に追加し追加日程第1として議題にしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

よって追加日程第1として議題にすることに決定いたしました。

追加日程第1 追加提出議案の報告ならびに上程を行います。

同意第1号 身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について

同意第2号 身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について

以上、同意2件を上程いたします。

追加日程第2 追加提出議案に対する説明を求めます。

同意第1号および同意第2号について、町長。

○町長（望月仁司君）

ただいまご指名を頂戴いたしましたので提出案件の提出理由についてご説明を申し上げます。

今回の追加提出案件につきましては人事案件が2件でございます。

まず同意第1号 身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任についてであります。

身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理委員に下記の者を選任したいので身延町恩賜県有財産保護財産区管理条例第3条の規定に基づき議会の同意を求めます。

#### 記

身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理委員会委員

住所、氏名、生年月日の順に申し上げます。

住 所 身延町八坂360番地

氏 名 今福歳男

生年月日 昭和12年10月18日

住 所 身延町釜額528番地

氏 名 赤池一博

生年月日 昭和24年1月1日

住 所 身延町釜額784番地

氏 名 赤池寿一

生年月日 昭和39年1月4日

住 所 身延町中ノ倉1232番地

氏 名 伊藤敏夫

生年月日 昭和14年6月20日

住 所 身延町大磯小磯3646番地

氏 名 伊東多子美

生年月日 昭和11年12月14日

住 所 身延町根子2491番地

氏 名 赤池一之

生年月日 昭和22年11月27日

住 所 身延町根子484番地

氏 名 赤池政光

生年月日 昭和24年12月7日

平成25年3月13日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由

身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理委員会委員の任期が平成25年3月31日をもって満了するため新たに委員を選任したい。

これがこの議案を提出する理由であります。

次に同意第2号 身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区管理会委員の選任についてであります。

身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区管理会委員に下記の者を選任したいので身延町恩賜有財産保護財産区管理会条例第3条の規定に基づき議会の同意を求めます。

#### 記

身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区管理会委員

住所、氏名、生年月日の順に申し上げます。

住 所 身延町杉山1722番地

氏 名 小林虎一

生年月日 昭和3年7月4日

住 所 身延町湯之奥255番地

氏 名 門西正勝

生年月日 昭和13年10月17日

住 所 身延町杉山772番地

氏 名 小林康良

生年月日 昭和3年2月20日

住 所 身延町常葉6817番地

氏 名 佐野眞

生年月日 昭和16年3月10日

住 所 身延町常葉2286番地

氏 名 渡邊昇

生年月日 昭和17年4月20日

住 所 身延町大炊平303番地1

氏 名 渡邊敏夫

生年月日 昭和18年8月11日

住 所 身延町清澤951番地

氏 名 渡邊治朗

生年月日 昭和30年2月23日

提出日、提出者名は省略させていただきます。

提案理由を申し上げます。

身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区管理会委員の任期が平成25年3月31日をもって満了するため新たに委員を選任したい。

これがこの議案を提出する理由であります。

以上でございます。

なお、同意第1号および同意第2号につきましては提案理由でも申し上げましたとおり平成25年3月31日をもちまして任期満了となる財産区管理会委員の選任をする必要があることから本定例会に追加提案をさせていただきました。よろしくご審議の上ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福與三郎君）

町長の説明が終わりました。

お諮りをいたします。

同意第1号および同意第2号については人事案件でありますので質疑・討論を省略したいと思いますがこれにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

追加日程第3 追加提出議案に対する採決を行います。

同意第1号および同意第2号の採決は起立によって行います。

同意第1号について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって同意第1号 身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理会委員の選任については山梨県南巨摩郡身延町八坂360番地、今福歳男氏、昭和12年10月18日生まれ。山梨県南巨摩郡身延町釜額528番地、赤池一博氏、昭和24年1月1日生まれ。山梨県南巨摩郡身延町釜額784番地、赤池寿一氏、昭和39年1月4日生まれ。山梨県南巨摩郡身延町中ノ倉1232番地、伊藤敏夫氏、昭和14年6月20日生まれ。山梨県南巨摩郡身延町大磯小磯3646番地、伊東多子美氏、昭和11年12月14日生まれ。山梨県南巨摩郡身延町根子2491番地、赤池一之氏、昭和22年11月27日生まれ。山梨県南巨摩郡身延町根子484番地、赤池政光氏、昭和24年12月7日生まれについて同意することに決定いたしました。

同意第2号について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって同意第2号 身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区管理会委員の選任については山梨県南巨摩郡身延町杉山1722番地、小林虎一氏、昭和3年7月4日生まれ。山梨県南巨摩郡身延町湯之奥255番地、門西正勝氏、昭和13年10月17日生まれ。山梨県南巨摩郡身延町杉山772番地、小林康良氏、昭和3年2月20日生まれ。山梨県南巨摩郡身延町常葉6817番地、佐野眞氏、昭和16年3月10日生まれ。山梨県南巨摩郡身延町常葉2286番地、渡邊昇氏、昭和17年4月20日生まれ。山梨県南巨摩郡身延町大炊平303番地1、渡邊敏夫氏、昭和18年8月11日生まれ。山梨県南巨摩郡身延町清澤951番地、渡邊治朗氏、昭和30年2月23日生まれについて同意することに決定いたしました。

追加日程第4 峡南広域行政組合議会議員の選挙についてであります。

峡南広域行政組合議会議員 松浦隆君より平成25年2月19日付けで組合議長宛てに辞職願が提出をされ、ただいま欠員となっております。

お諮りをいたします。

この選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りをいたします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

峡南広域行政組合議会議員については佐野富雄君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました佐野富雄君を当選人に定めることに異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました佐野富雄君が当選をいたしました。

追加日程第5 身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合議会議員の選挙について。

身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合議会議員 伊藤文雄君より平成25年2月19日付けで組合議長宛てに辞職願が提出され欠員となっております。

お諮りをいたします。

この選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りをいたします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合議会議員については柿島良行君を指名します。

お諮りをいたします。

ただいま議長が指名しました柿島良行君を当選人に定めることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました柿島良行君が当選をいたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了をいたしました。

ここで町長よりあいさつをいただきます。

望月町長。

○町長(望月仁司君)

大変お疲れさまでございました。

平成25年身延町議会第1回定例会の閉会にあたり一言ごあいさつをさせていただきます。

本定例会は去る3月4日に開会をされ今日までの10日間、福與議長のもとで私どもの提案いたしました追加提出案件2件を含む49件の提出案件につきましてご熱心にしかも真摯にご答弁をいただきご可決・ご同意をいただき閉会を迎えることができました。議員の皆さんのご協力を敬意と御礼を申し上げたいと存じます。

なお、本議会中にご議決をいただきました平成25年度予算につきましては職員ともども知恵を出し合っこの執行には最善を尽くしてまいります。と同時に町民の皆さんから一点の疑義を持たれることのない行政運営を行ってまいります。議員の皆さんには今後もさらに厳しいご指導をいただければ幸いです。

今まさに季節の変わり目であります。議員の皆さま方には年度末のご多用と併せ健康に留意をいただき住民福祉のため、ますますのご活躍をいただけますことをご祈念を申し上げ閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福與三郎君）

町長のあいさつが終わりました。

これをもちまして本定例会の会議に付されました事件はすべて終了いたしました。

議会会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定いたしました。

会期10日間、議員各位には慎重審議をいただき心から敬意と感謝を申し上げます。次第であります。

これからは日増しに春らしくなり桜の開花も間近であります。各位におかれましてはくれぐれもご自愛をいただき町政発展になお一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げ、これをもちまして平成25年身延町議会第1回定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

○議会事務局長（秋山和子君）

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時05分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長秋山和子が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上